

各地の商人來集し、貿易港として著しい繁榮を見るに至つたのである。

しかし領主松浦隆信は眞の信者でもなく、同じく「大曲覺記」には、

「南蠻船より切支丹僧渡り、平戸にてもエキレンシヤとて寺を立てけり、御親類家に簡手田兵部少輔部殿兄弟御成候。乍去道可様(松浦隆信)は神國の仔細を思召し、信仰せられず」

と記してゐる。かつ又重臣の中にも信仰派と不信仰派との兩派が存し、さらに佛教徒の反感も少なくなかつた。又恐らくポルトガル人の行動が必ずしも常に基督教徒としての掟に悖らなかつたとはいへなかつたから、それらの商人又は船員と平戸市民との衝突は稀有の例ではなかつた。その中でも大なるものを挙げれば、

「永祿四年(一五六一年)平戸に入港せしポルトガル船の乗組員と、平戸の町人との間に、一日些細の事に付争論起りし折柄、伊藤甚三郎といへる武士其場を通り合せ、双方を宥めんとせしが、言語通ぜざる爲め、ポルトガル人は之を以て敵を助くるものと考へ、劍を抜いて其手に傷けたり、是に於て伊藤も亦之に應じて闘ひ、其報に接して船長以下葡船の乗組員多數上陸して加勢し、平戸の武士、町人も之に参加せしかば、双方多く死傷者を出し、葡國人側に於ては船長フェルナン・デ・ソーザを始め、十四人殺され、領主が之を制止するに及んで僅に争闘を止めたり。」(前掲「貿易史上の平戸」一四頁)

この種の事件はどこでも起りがちのものではあるが、何れにしても平戸内部において宗教上の

不一致が存するのみならず、他方その附近の領主中これと競争して外國船舶を自領に呼び寄せ、その商業的利益を獲得せんとする者を生じた。即ち大友宗麟、大村純忠の如き切支丹諸大名である。殊に大村純忠の如きは、先づ永祿五年(一五六二)に横瀬浦を開き、同十一年(一五六八)福田浦を、最後に元龜元年(一五七〇)に長崎を以つて外客の來航に供し、多くの特權を與へてこれを歓迎した。終には長崎の地を耶穌會の知行とし、彼等をして治めしむることさへも敢てした。尤もこの長崎を天主教の領地とした由來については次ぎの如き説もある。

「長崎の傳説には……開港の當初大村純忠は多年打續きたる戦亂の結果、財政上頗る不如意であつたので、長崎甚左衛門をして長崎及び附近の三ヶ所を擔保として耶穌會から巨額の金錢を借用せしめた。然るに期に至つて償却する餘力がなかつた……宣教師は直接大村純忠に對して嚴談に及び、……天正元年の頃遂に心ならずも之を耶穌會に割讓した。是れが從來の傳説である。」

勿論この説の誤りなることは大村純忠の熱心なる基督教徒たりしことに依つても知ることが出来る。要するに徳川幕府を憚つたので、この種の傳説が出来たのであらう。

「現に天正十五年六月十九日、秀吉が伴天連追放令を出すと同時に、長崎を沒收せんとした時、大村、有馬の二氏はこの事情を申立て、伴天連に寄附したのは地上權のみで、領主權を寄附したのではない……ことを陳情して」

ゐるが（長崎市役所編「長崎と海外文化」二五頁）事實は大村氏が耶蘇會に全然寄進したものと思はれる。従つて平戸はこれらと對抗し、かなり苦しい地位に立たざるを得なかつた。しかし幸にポルトガル船の退去の後も、和蘭船の來航を見、外國貿易を繼續し得て、その商業上の地位を維持することが出來た。

以上堺及び平戸について一言したのは、これらの都市が何れも對外商業に依つて隆盛となり、近世的商業の先驅をなしたものであるからである。しかし歐洲人の渡來がわが國人に與へた影響は單に彼等の渡來を待つて、貿易上の利益を得たに止まつたのではない。他方わが國民の新しい海外發展を勃興せしむるに至つた事實がある。

五

倭寇として海外に活躍せるわが國民は、ここに秀吉に依る海内統一と對外貿易の有利なる發達とに依つて、一轉換期を招來し、南洋方面に對する異常なる發展となつて現はれて來た。即ち上述せる如く、單に受動的に外國船の渡來を待つに止まらず、進んで能動的に海外發展を志すに至つたのである。この對外的活動は大體二個の方面から觀察することが出来る。一つは個個の商人

又は武士の個別的活動で、他は權力者の政治的意義を有する活動である。勿論兩者の區別は必ずしも嚴別し得るものではない。唯わが國においては個別的活動が中央政府の統一に依つて國家的活動にならずして終つたのである。例へば暹羅の日本人町の人口は「暹羅國風土軍記」卷一には寛永中における全盛期に八千餘人と註し、「通航一覽」にもこれに依つて、元和の頃數百人、寛永の頃八千人と考定してゐる。岩生成一氏はこの數字を過大なりとして、日本町の盛時に日本人系在住民の總數は千人以上二千にぐらゐであらうといはれてゐる（『南洋日本町の研究』一三一頁）。この日本町の發展も日本政府の力に依つてなされたものではない。

「日本人の多數が暹羅から引上げたのを、姑く寛永十年、即ち一六三四年であるとする、その後同地に留つたものは、激減して數百人に止つたかも知れない。それ以後の商人なり、切支丹なりが元祿享保の後世までも残つて居たことは東西の史籍に散見する所であるが、全盛期は元和、寛永間の約二十年間、それに慶長の八九年以後の十年間を加へても、凡そ三十年間に互るだけで、長政を中心として日本人町が繁榮したことは争へない。」（新村出「暹羅の日本町」『續南蠻廣記』二〇八―九頁）

即ち暹羅の日本人町が山田長政の個人的活動に基づいてゐたに過ぎなかつた。

他方秀吉の征韓の役の如きも、新しい朝鮮の技術を取り容れ、わが國の産業を發達せしむるや

うな附隨的效果はあつたとしても、本來の目的を達することが出来なかつた。^{【註】}この點から見ても特にわが國にあつては兩個の活動が別個に行なはれたと見ることが出来る。

【註】 豊臣秀吉の朝鮮征伐が彼の遠大なる領土的野心に基づき、單にその端緒に過ぎなかつたことは明かである。彼の計畫の廣大なることは、かの「豊臣太閤御事書」と稱する一文に依つても知ることが出来る。その一部を抄記すれば、
「一、大唐都へ觀慮うつし可申候、可有其御用意候、明後年可爲三行幸候、然者都廻之國十ヶ國可進三上之候、其内にて諸公家衆も知行可被二仰付候、下の衆可爲二十増陪候、其上之衆者可依二仁體事、

一、高麗之儀者岐阜宰相敷、不然者備前宰相可被置候、
一、晨旦國江叡慮被爲成矣路次例式行幸之可爲儀式候云云」

本書の一つは前田家に保存され、前田綱紀により、「豊太閤三國處置太早計」と題されてゐることである。(辻善之助「海外交通史話」二一八頁以下参照)

さらにわが商人の活動の状態を時期の上から見れば、これを朱印船制度の確立前後に分かつことが出来る。朱印船制度は秀吉が昔の勘合船制度を考慮して制定したものであらう。秀吉が朱印状を與へたりと考へらるる文祿元年の數年後、慶長元年における朝鮮との講和條約の第二ヶ條に、「兩國年來依三間隙、勘合近年斷絶矣、此時改之、官船商船可有往來矣」とあるに依つても、秀吉の朱印状がその示唆に基づけるものであらう。勿論朱印船貿易は本質において勘合船とは異

なる。しかし秀吉の賦與した朱印状は少しも遺つてゐないから、その如何なる形式のものであつたか、知ることが出来ない。唯文祿の初年にこれを與へたことが推測されるばかりである。

「往昔は異國に渡る事、遣唐使其外の船にて渡海ありしが、唐遺造の船にて商賣の爲渡海の事は文祿元年より、廣南、東埔寨、東京、六昆、太泥、東寧、呂宋、亞媽港、暹羅等の國に至る、依之秀吉公、權現様、臺徳院様より御朱印頂戴、文祿元年より寛永十一年迄四十三年の間、年年渡海仕商賣之利潤餘り有、世人争ひ往ん事を思へども御免の者制限有之、

從長崎

末次 二艘、船本彌平次 一艘、荒木惣右衛門 同、糸屋隨右衛門 同、

從堺

伊豫屋 一艘、

從京都

茶屋四郎次郎 一艘、角倉與市 同、伏見屋 同、

右都合九艘也、(「通航一覽」第四卷)

しかし秀吉がこの朱印船制度を創設する以前において、即ちその早きは第十六世紀において少數ながらも、南洋方面に渡航してゐた日本人の活動は甚だしく個別的であり、非組織的であつた。彼等は勇敢にして、氣概があつた。唯植民地相互の聯絡を缺き、又植民地自身の發達自存を計る

が如き遠大な計畫をも有してゐなかつた。堅忍持久の策に乏しかつたといふ批評は蓋し當を得たものであらう(川島元次郎「朱印船貿易史」四四頁)。しかしもし本國政府が一定の方針を以つてこれを援助したならば、近世初期の世界的風雲に乗じて、わが國民の活躍を見ることが出来たかも知れないのであつた。

朱印船制度の創設者たる秀吉はその先君織田信長の遺策を繼承してゐる。勿論後には天主教禁止の如き反動的行動もなかつたわけではないが、その商業の發達を尊重する點において、又遠大なる統一策において、大體信長の意思を承けつぐものであつた。信長が將軍義昭から攝津、和泉、近江等の諸國に封地を増加せんとされた時、自ら請ふて、堺、草津、大津の管轄權を得たるが如きは、彼が財政の基礎として商業發展の重要性を認めてゐた一例とすることが出来よう。秀吉に至つてはその功績が一層顯著である。博多町の復興を始めとし、長崎の天主教領を沒收し、對外商業の發展を計畫した。秀吉の商業政策は全く自由獎勵であつた。然るに當時未だ近海における海賊の出沒が止まなかつたので、天正十六年七月八日にその嚴重なる禁止令を發した。

「一、諸國於海上賊船之儀堅被成御停止之處、今度備後伊豫兩國之間伊津喜島にて盜船仕之族在之由被聽食、曲事に思食事、
一、國國浦浦船頭獵師何れも舟つかひ候もの、其所の地頭代官をして速に相改、向後聊以海賊仕まじき由誓紙申付、連判

をさせ其國主取あつめ可申上事、

「一、自今以後給人領主教油斷、海賊之輩在之者、被加御成敗、曲事之在所知行以下末代被召上事、
右條條堅可申付、若違背之族在之者、忽可被處嚴科者也」

彼は天主教の布教を禁止した後においても、商業の發達を獎勵することを怠らなかつた。従つてその天主教禁止も、要するに表面的なものに過ぎなかつたと見られる。秀吉が切支丹を禁じた理由は、種々なる點を擧げ得るであらう。(一)耶蘇教徒の不法行爲、(二)長崎の耶蘇教領、等はその近因と見るべく、(三)キリスト教徒の殉教的精神の強烈なこと、(四)保守的反動(佛教徒その他)はその背後に存する遠因ともいへるであらう。しかし秀吉の禁教の態度は天正十五年六月十九日の禁令に依つてもすでに明かである。即ち次ぎの五ヶ條からなる。

「一、日本は神國たる處、キリシタン國より邪法を授候儀、太以不可然候事、

一、其國郡之者を近付門徒になし、神社佛閣を打破らせ、前代未聞候、國郡在所知行等給人に被下候儀者、當座之事に候、天下よりの御法度を相守、諸事可得其意處、下として猥儀曲事、

一、伴天連其知慧之法を以、心さし次第に權那を持候と被覺召候處、如右日域佛法を相破事曲事候條、伴天連儀日本の地にはおかせられ間敷候間、今日より二十日之間に用意仕、可歸國候、其中に下ミ伴天連に不謂儀申懸もの之は、曲事たるべき事、

- 一、黒船之儀は商賈之事候間、各別之儀、年月を経諸事實買いたすべき事、
 一、自今以後佛法のさまたけを不成輩は商人儀は不及申、いづれにてもキリシタン國より往還くるしからず候條可成其
 意事」

秀吉の意圖が天主教に對し過酷でなかつたことは、「日本西教史」の作者が同禁令後における状態について、次ぎの如く述べてゐることに依つても解る。

「偕て太閤殿下の怒も稍霽れ、遠からずして諸事恢復の用途を生じ、聖教禁止の令は廢せざれども、耶穌教師其法令に服し恰も配流人の如く慎めるを見て、殿下も満足せられ、諸教師日本國を巡廻して奉教人を維持し、且増加するを強て咎めず、されば天主の祐助によるか、禁令の出しより今日に至るまで洗禮を受し者六萬餘人なりと云ふ。此事はボレー師が其所屬長へ贈りし書に記載せり。」（「日本西教史」下卷一五頁）

その禁教勸商の態度は天正十九年、印度副王に對して與へた秀吉の次ぎの答書に依つても明らかである。

「彼伴天連徒、前年至此土欲、屢ニ魅道俗男女、其時且加ニ刑罰、重又來于此界、欲レ作ニ化導、則不レ違種類ニ可レ族ニ滅之、勿レ噉、只有欲レ修ニ好於此地之心、則海上已、無ニ盜賊、難、城中幸許ニ商賈往還。」

秀吉の對外政策が常に積極的であつて、近世初期における英雄的支配者と同じく、一方強烈なる征服欲に基づいて活動すると共に、他方同じく強き愛國的精神を發揮したものであつた。この

愛國的精神は恰も歐洲において同じ時代に國民的自覺を喚起したる如く、又わが國においても國民的意識を發達せしむる因由となつたのである。しかし不幸にして秀吉の外征は多くの英雄の行動と同じく、近世における民族的差違を樂觀的に無視したものであり、假令その事において成功したとしても、決してわが對外的商業の發展に得るところ多くはなかつたであらう。唯秀吉の雄大なる南方經營等がわが國民精神を鼓舞するところ甚だ大であつたし、又朝鮮を経て渡來したかの優秀なる文化がわが國の文化に及ぼしたところも蓋し少なくなかつたであらう。

六

秀吉の對外政策に比して家康の政策は對國內的であつた。しかしここにその政策を論究する必要はない。唯彼も秀吉と同じく商業の發展に熱心であり、通商の自由を認めてゐたことを注意すれば足りる。殊に所謂朱印船制度は彼に依つて確立されたのであつた。従つて徳川時代に至り、朱印狀の形式も手續も極めて明瞭に知ることが出来る。さらに又朱印狀に依つて正當なる貿易船たることを證明せしめ、以つて他の海賊船、その他と區別せしむるに至つたのである。この點は朱印狀について豫め外國に與へた彼の書狀に據るも明かである。今その一例を「異國日記」から

引用する。

「日本國 源家康、回章
呂宋國郎、巴離至昔高、提腰 足下、
舊年於

貴國之海邊、大明弊邦惡徒作賊之輩、可刑者刑之、明人者異域民也、不及刑之、令歸于本國、定知於大明被誅罰、如本邦
者去歲凶徒雖作反逆、一月之間無遺餘誅戮之、故海陸安靜、國家康寧、自

本朝所發之商船、不可用多者、可隨來意、他日本邦之船到其地、則以此書所押之印可表信、印之外者不可許焉、弊邦與
毘數般欲修隣好、非

貴國年年往來之人、則海路難通、可希求者、依
足下指示、舟人船子、時時令往返、

貴邦土宜、納受之、遠方之信、厚意難謝、孟多漸寒、順序保蓄、

慶長六年辛丑多十月 日

朱印狀がかなりの効果があつたことは、朱印狀受領者に多くの外國人のあつたことに依つても
これを推測することが出来る。

然らば如何なる者に朱印狀が與へられたか。今豊光寺承兌の取扱つた朱印狀の控たる「異國御
朱印帳」圓光寺元信の「異國御朱印帳」光持院崇傳の「異國渡海御朱印帳」及び「徳川實紀」等

から、今日記録に残つてゐる朱印狀の受領者を年代別に挙げれば大約次ぎの如くである。

慶長九年					
安南	一月十三日	呂宋	七月五日	平野孫左衛門	
同	同	同	八月十八日	安當仁カラセス	
同	八月六日	同	八月二十六日	田那邊屋又左衛門	
同	八月十三日	同	八月二十六日	今屋宗忠	
同	八月二十六日	同	同	與右衛門	
東浦	八月二十六日	同	十二月十六日	大黒屋助左衛門	
同	八月二十六日	同	十二月十八日	檜皮屋孫兵衛	
同	九月十二日	東京	八月二十六日	角倉了以	
同	同	同	九月十一日	龜屋榮任	
同	同	同	十一月二十六日	皮屋助右衛門	
同	十二月十八日	信州	七月五日	高瀬屋新藏	
同	八月二十五日	同	九月十二日	窪田與四郎	
同	八月二十六日	占城	四月十一日	西野與三	
同	同	同	八月十一日	姓名不詳	
同	九月十二日	順化	八月二十六日	平戸助太夫	
呂宋	六月六日	西洋	八月二十六日	林三官	

第一章 近世的商業の萌芽

交	趾	一月十一日	唐人三官	交	趾	一月十六日	唐人華字
同	同	同	唐人四官	同	同	同	唐人三官
同	同	同	唐人五官	同	同	二月二日	姓名不詳
同	同	同	唐人六官	同	同	九月九日	大文字辰忠兵衛
同	同	同	マノエル・ゴンザル	呂	宋	一月十六日	船右衛門
呂	宋	一月十一日	小西長左衛門	同	同	九月九日	島津陸奥守
同	同	同	木津船右衛門	同	同	同	木屋彌三右衛門
同	同	同	シニヨロ・マルトロメイナ	同	同	同	西類子
同	同	四月八日	西類子	同	同	同	シニヨロ・メリイナ
同	同	同	木屋彌三右衛門	暹	羅	九月九日	長谷川權六
暹	羅	一月十一日	三浦按針	同	同	同	高尾次右衛門
同	同	九月九日	唐人ベツケイ	同	同	同	唐人三官
同	同	同	木田理右衛門	同	同	同	ジャコウベ
東	埔	一月十一日	シニヨロ・ゴンザルロベイラ	東	埔	九月九日	船頭彌右衛門
同	同	同	唐人三官	高	砂	九月九日	村山等安
東	京	一月十一日	唐商計泉ケツアン	同	同	同	姓名不詳
同	同	同	同	交	趾	一月十一日	舟本彌七郎
元	和	元年	同	同	同	一月十五日	同
交	趾	一月十六日	舟本彌七郎	同	同	同	同

交	趾	一月十五日	唐人三官	東	京	一月十五日	唐人華字
同	同	九月九日	唐人五官	摩	陸	九月九日	高木作右衛門

以上慶長九年から元和二年まで十三ヶ年間に合計九十三名に百九十九通の朱印状が與へられてゐるのであるが、なほこの外にも多少存在してゐたことは想像される。右に依つても明かであるやうにいろいろな者に與へられてゐる。しかし朱印状受領者の主要なる者が邦人であることはいふまでもないが、その多くは商人で、又大名にしてその下附を乞ふた者も少なくなかつた。しかしその大名たると商人たると、その何れたるとを問はず、その貿易に依つて得らるる巨額の商業的利得を目的としたものであることには變りがない。

「龜井武州この利倍を考へられ、我も船をやらんとて善へ給ふ財寶限りなければ長崎に於て數十貫目の船を買ひ京都堺より其國國に赴き商賣の物、或は刀、脇指、金銀の細工物、京染の小袖、奈良の曝布、時繪の諸道具、繪屏風拵色々の物を調へ下し是を船に積入れ、兩郡へ役にかへ百姓共を舟子とし、シヤム、カボチャ所へ渡されけるに案の如く賣買殊の外利潤ありて金銀の殖えたること限り無しと」(「因幡民談記」卷之六、一〇頁)

彼等が日本より輸出するものは主として銅、鐵類の外は小間物類であつた。^{〔註〕}殊に銅は安南において需要され、量においても、甚だ大であつたらしい(瀬川龜「我が朱印船の安南通商に就て」大阪外語編「海

視察録」第一號)。これに對し輸入さるるものは主として贅澤品であつて、貴族階級の最も欲求するところのものであり、従つて高價に販賣し得たことは疑ひ得ない。かくして輸出入何れにおいても多くの利得を得ることが出来たから、假令船舶の艤裝航行の費用、關稅その他の手数料、並びにその地の長官に對する贈物等、多くの費用を要したのにも拘らず、なほこの貿易に従事せんと欲する者が少なくなかつたのである。

【註】「四夷八蠻船行記に東寧へ日本より渡る物、銅、鐵、藥籠の類、是も地の者は多不レ買、所この商人買レ之、呂宋へ日本より渡る物、小麦粉、銅、鐵、蒔繪の類、扇子、紙帷子、藥籠、水風呂、小刀、鐮、萬器物、食物の類、廣南、交趾へ日本より渡る物、銅、鐵、萬器物、藥籠、水風呂、帷子、扇子、傘、東京へ日本より渡る物、銅、鐵、錢、碗、藥籠、扇子、水風呂、傘、鏡、萬器物、東埔寨へ日本より渡る物、銅、鐵、碗器、樟腦、扇子、傘、藥籠、萬器物、暹羅へ日本より屏風、疊、其外カボチャ同前、」(前掲川島元次郎著、一四〇頁)

これらの貿易に従事した町人のすべてがこれらの多くの資金を有してゐたわけではない。彼等のある者は海外に渡航し、巨額の利益を獲得せんとする機略と勇氣とを有してゐたが、これを行なふに必要な資金を缺いてゐた。ここに生じたのが所謂「抛銀」なる制度である。即ち投機心を多分に有する資本家が、朱印船又はその他の船舶に依り貿易を営まんとするそれらの冒險的企

業家に、必要な資金を融通する方法である。もしその船舶が無事歸朝すれば、巨額の利分(通常五割)を與へられるが、萬一海上において遭難すれば元本の返済をも受けることが出来ないのである。次ぎの證文はその一例である。

「借用申銀子事

合丁銀貳貫目定也

但利分は三わり半に申合候

右之銀子屋やうす船より川内に指渡申候、來夏喜朝入船に、本利合丁銀貳貫七百目にて無相違返済可申候、若きききにて不慮不思儀如何體の事候共、右之船さへ喜朝申候は、無異儀約束之通相済可申、少も無沙汰申間敷候、但渡り喜朝に海上之儀我等不存候、爲納所一筆如件。」

かくの如き危険多き事業に敢て投資するに至つたことは、近世初期の商業の特色を語るものであり、又冒險的貿易業者に對し金融機關として甚だ役立つたものである。

七

近世初期における商業的活動に缺くべからざるものは冒險心である。又初期資本主義に共通な特徴は冒險的企業心であり、その具體化として必要な條件は資本家の投機的精神である。近

世初期の商業國民の活動の背後には國家又はこの種の資本家的團體の存在を必要とした。

今邦人の海外發展を見るに、その冒險的發展はこれを近世初期の歐洲における商業國民のそれに比して毫も劣るところを見ないのである。彼等の使用した朱印船は恐らく我國造船技術の最も發達せる時の所産であらう。しかしこれを當時の歐洲の船舶に比較すれば、甚だ劣るところのものであつた。關船に多少の改良を加へたものに過ぎない。即ち支那の閩船の様式を模倣し、南蠻人の操舟術に倣つてこれに改良を加へたものである。かかる不完全な船舶に依つて、遠く南海に浮べば、その海上の危険は決して鮮少でなかつたに違ひない。又恐らく異域において賊殺せられたことも少なくなかつたらう。それらの危険は歐洲人が印度又は亞米利加大陸に航行した際よりもより大であつたかも知れない。しかもわが國人の海外渡航、殊に商業的利益獲得のために航行すること少なくなかつたのである。

「當春日本國の船、ルスン、トキン、シヤムロへ爲賣買渡海の處に、如何したりけん一艘も不歸、右の船或當レ岩破損、或喧嘩をして被レ殺害二けると云云、又爲レ取財寶、彼島島の擊打殺しける共云、又去年エゲレンと云處の者共、黒船を押取ける處江、日本の商船參令二商買、過分得レ利歸朝の船在レ之、ルスン、西シンチウと云所にての事也、是はたちうりの精便屋の道圖と云者也、京町人羨レ之當春船を多遣けると云云」(「當代記」卷三、八十九—九十頁)

かくの如き危険多き航海に對し、前述せる抛銀の制度の如き、多くの資本を投ずる者の存在した事實は、わが國人の投機的企業心に富めることを證するものである。さらにもしこれが發達してゆけば、貿易に實際に従事する者と企業家と資本家との三者からなる貿易團體の發達を見ること、必ずしも期し難いものではなかつたらう。そしてさらにこれが歐洲における貿易會社のやうな組織を形成し得たかも知れないのである。かくの如き商業的企業心は當時、家康以後、ややもすれば消極的に傾きがちであつた中央政府の下においてすら發達したのであつた。もし徳川政府にして組織的方法に依り、對外商業を促進したならば、邦人の活動はさらに見るべきものがあつたに違ひない。然るに徳川氏の態度は次ぎの書翰に示さるるが如く頗る消極的であつた。

「一、上野殿ヨリ、呂宋へ之返書、被頼申候爲、調遣ス、

日本國 臣上野介藤原 正純、復章

呂宋國執事閣下、

華翰繙閱、親窺

嚴旨、不違先契、遠勞使節、被猷信書方物於吾

國主、即裁

答書、見謝

惠意、微臣亦領數般珍產、恩荷惟重、伏承

貴國逃亡之士、來住

本朝、實不義也、以示諭即聞吾

國主、被加速還郷之

嚴命者也

本朝之商士、於

貴域有非法者、任

國政可追却、乃是吾

國主之命也、莫訝、

本朝之土宜、腰刀大小、見投贈

貴國主、宜有吐露、微臣亦獻綿布五領、背而雜色、聊表寸忱者在茲序自齋、珍重、

慶長十八、歲在癸丑、季秋上澁」

さらに徳川氏の政策は單に貿易政策において消極的であつたばかりでなく、終には邦人の海外渡航をも嚴禁するに至つた。後には所謂鎖國政策を以つてわが祖法と解するやうにさへなつた。勿論鎖國の經濟的影響は單に商業發展についてのみ是非すべきものではない。かくの如き政策に出でざるを得なかつた種々なる原因がある。しかしこの甚だしき消極的政策がわが國における近

世的商業の萌芽を無慚に剪滅し去つた事實はこれを否定することが出来ない。又その後町人階級が歐洲の近世商人階級の發達の經路を辿らずして、特殊の發展形態を採るに至つたことも當然といふべきであらう。この點については次章に述ぶることとして、ここでは單に近世初期におけるわが商人階級の活動が同じ時代の歐洲の商人階級の發展に甚だしく類似せる點のあることをいふに止めて置く。

第二章 徳川封建制と商業

私はここに徳川時代の商業の本質を知るために、當時における爲政者又は學者の商業に對する態度と關聯せしめつつ、その變化を概論して見たいと思ふ。私は平常次ぎのやうな疑問を有してゐる。徳川氏の初世までに發展して來たわが國の商業的發展はかなり近世的なものであつたことはすでに前章に述べた通りである。假令それをあまり高く評價しないとしても、少なくとも家康がイギリスと結んだあの自由主義的な通商條約を見ても、又日本人の海外發展から見ても、かなりの程度の商業が行なはれてゐたものと見てもよからうと思ふ。それならばこそ徳川氏における貨幣制度の確立も、度量衡制度の統一も必要であり、又可能であつたのであらう。

然るにそれが所謂鎖國以後は嚴然たる封建社會が成立したと一般に考へられ、その典型的形態に依る封建社會の成立を描くのが普通である。従つて農奴的制度に依る自然經濟が行なはれてゐ

たと解釋され、種々なる議論がそれに附隨して戰はされてゐるやうである。しかし元來典型的に思考されたやうな封建制度は何處にも存してゐなかつたのである。^(註)さうした劃一的意義の封建制を考へることは、議論には便宜であるが、それ以上のものではない。ましてそれが徳川時代の場合には一層考慮を要する。従つて徳川封建制の場合には勿論典型的なものではなく、商品經濟・貨幣經濟が初めからかなり一般的に行なはれてゐたと見なければならぬが、他方農業においては封建的要素が強力に作いてゐたと見られてゐる。

【註】 封建制度を一樣に典型的に解すべからざることは、Encyclopaedia Britannica の第十一版に Feudalism の一項を寄稿した George Burton Adams の早く記したところである。"But not of these tendencies was completely realized in the actual feudalism of any country of Europe, and there never was anywhere such a organization as the theory supposes." (Civilization during the Middle Ages, p. 217) このことはその後の研究において一層認め得られる。Joseph Calmette, Le Monte Féodal, はやや典型的な見方をしてゐるに拘らず、著しく複雑化されてゐる。その他 Petit-Dutaillis, The Feudal Monarchy in France and England (1936) 原著佛文一九三三年版等参照。

かうした矛盾は可能なのであらうか。歐洲においても第十二世紀以後においては、商業の發展が著しく現はれ、封建制崩潰の過程を作つてゐる。しかしそれは主として對外商業の發展に基づくものと見られる。徳川時代の場合においては對外商業は重要な要素とならない。そしてこの狭

い日本内部において、一方商品經濟・貨幣經濟が行なはれてゐるにも拘らず、他方農奴經濟・封祿制度が維持されてゐた。一つの社會内部においてかかる對立が可能であらうか。一國の經濟がかく分裂して考へ得らるるものであらうか。殊に徳川時代の如く統一的勢力が相當始めから強かつた場合にこの考へは不可能ではなからうか。一般の經濟史書が取扱つてゐるやうに、一部で封建的農奴制を説き、同じ時代の他の部分では商業の顯著なる發展を論ずるが如きは、徳川社會を全體として理解することを甚だ困難にする。

そこで私の問題とするのは、鎖國以前において、相當の對外貿易をなしてゐた國民が——對外貿易に従事してゐた商人だけを指すのではない。その貿易を可能ならしめた背後の生産者全體を意味する——どうして再び封建社會の不自由な拘束に甘んずることが出来たのかといふこと、假令當時の歐米資本主義經濟の發展段階が低く、かつ日本が世界市場から遠く離れてゐたために、鎖國が可能であつたからだとしても、なほ一度商業的利益に覺醒した國民が、何ら文化の破壊なきにも拘らず、さうした羈絆に甘んじ得るであらうかといふことである。換言すれば足利期末から徳川期に至る間の間隙を出来るだけ少なからしめたいと考へてゐるのである。

その點を明かにするためには、一方徳川期における商業の真相を明白にすることと、他方農村

生活の實情を調査する必要がある。私は今なほそれらの資料の蒐集と整理とに忙殺されてゐるのであるが、今ここにその最初のものの一部の解説を企てて見る次第である。

二

幕府を始め當時の支配階級がその根本的觀念として封建的であつたことは否定出来ない。家康が座右に「吾妻鑑」を置き、政治上の参考にしたといふことも、要するに封建的統一を理想としたことを示すものである。従つて諸政策は土地に對する支配に基礎を置き、その財源を破損せぬといふ意味において百姓に保護を加へた。^(註)又封建的支配としてその土地に對する支配の大小に依つて、その社會的地位の上下が定められ、その支配が許與された恩顧に對し奉仕的義務が要求されてゐた。そして恩顧を與へると、與へないとは全く上位者の專擅であつて、上から下への支配は絶對的であつた。これらの封建的支配關係が徳川氏の武力に依つて制度として確立された。その制度は徳川氏以前から存在してゐたものの繼續であつた。従つてこの原理から出發せる多くの法令は何れも封建的意義を含んでゐた。身分的區別に依つて些末な事項にも干渉を加へ、格式を重んずる形式主義も、五人組制度等に依つて聯帶責任を負擔させる團體主義も、かうした支配意

識から當然生ずべきものであつたのである。

【註】百姓をぬれ手拭や油粕に比較して、絞れば絞るほどとれるとか、家康の言として「百姓共は死なぬ様に生きぬ様にと合點致し、收納申付くる様に」といふやうな言葉を、この時代の社會史や經濟史を取扱ふ者は殆ど例外なく引用するやうであるが、甚だ無意味なことだと思ふ。何故ならば第一にこれと反對に百姓を安樂にさせよといふやうな百姓憐憫の文句は比較にならぬくらの澤山あるからである。第二にこの種の考へ方は單に百姓に對するだけでなく、もつと一般的な觀念だからである。唯一つだけ例をあげる。「可笑記」卷五に十五萬石ほどのある大名が武士を召仕ふに鷹を飼ふことくすべしといひ、「諸侍にも知行おもふさまあたへ、金銀たくさんにとらせ、情をかけてめしつかへば、かならずつきあがりして、我我ほどよきものはなしと身にじまんし、いつぞのほどにか家中を見こなし、きらひいやがり、日比のをんしやう情をわすれて、大名高家をのぞみ心がけ、いとまこひにげてもはしる、さるほどに知行をも金銀をもなさけをも、兼てよりずいぶんひかへて、扱其侍かつへにおよび、めいわくする時分をききつくろひ、其者の身上にしたがつて、金銀をあたへ飢をやしなへば、大きによるこびかたじけながる……。」要するに下を愚とする時、常に支配者のとる態度に過ぎない。特に徳川時代の百姓だけに限られた問題ではない。

かくの如き封建制度の根柢は土地と農民とにあつたことは、すでに兵農分離が判然とされて來た徳川時代においても同様である。農民は軍役の負擔の大部分は免れた代りに、貢租の形態でかなり大なる義務を負ふてゐた。封建諸侯並びに武士階級全體がこの土地と農民とに依據してゐるのであるから、農民に對する封建的制限は支配者としても最も注意する必要があつたのである。

衣食住に對する制限の如きは百姓だけの問題ではないから、特にいふ必要がない。主として百姓の離散を防ぎ、土地と密接に結びつけて置く必要から生じた諸法令が最も特徴を有するものである。普通よく擧げられてゐる寛永二十年以後の田畑永代賣買禁止令とか、寛文十三年以後の百姓分地制限令とかがそれである。これらの分地制限、田畑永代賣買禁止令等はその後にも繰り返されてゐるが、實際には少しも行なはれてゐなかつたことは周知の事實である。徳川時代においては法制があつたからといつて、必ずしもその通りに行なはれてゐたのでないことを注意しなければならぬ。中世的法令には往々にしてこの種の無効の法令があるが、このことはここでは問題外である。かくの如き法令を發布した封建的精神を知れば足りる。

さらに當時の貢租が穀納であり、正租以外のものには夫役その他多くの勞力奉仕の存してゐたことが封建的と見らるる一つの理由とされてゐる。この點について、なほ論すべき點は多いが、ここでは單に封建的支配を概觀するのが目的であるから、これ以上論及することを差控へる。

さらに當時の支配者の間には、儒教的支配意識が行なはれてゐたことは極めて明白である。それは徳川氏の所謂「御定書百箇條」なるものを見ても、そこに多くの儒教的教義を發見し得る。例へば、

「先六藝後五常すべからざる事、」

「古賢語、人者治人、治人者養人、天下之通義なりと云、凡四民之内士は農を治、農は士を養、此は居工商之上、我熱考三歴世之亂流、此二物を不辨故に、天子は位を失ひ、將軍は背武、諸士は家を亡す、仁を其間に挟み一日も不可懈事、」

「國司領主小謀たりといふとも、有安民之理違背、創官職可令居僻地懲罰之、是武の仁なる者也、」

「天下ハ天下の天下にあらず、又一人の天下に非ず、唯歸仁事深可研究事、」

「君ハ不知民之憂、民ハ不知君之思ハ、惡政なしといふとも暴行自出、國君好仁天下無敵とハ此理たるべき事、」

等である。又それらの儒教的教義が徳川封建社會の安定に役立つことも明かであり、その天命主義が封建的身分別に一つの理論を與へた（拙著「概観日本經濟思想史」六七頁以下参照）。又さらに土地の生産力を重要視するその議論も封建社會維持の哲學として有用なものであつた。殊に儒教の統治精神は仁であり、徳であり、上からの支配を根本としてゐた。さればこそ徳川氏は儒教を以つて官學としたのであつた。

しかし他方において儒教には非封建的な要素を包含してゐた。例へば人間平等説の如き、又朱子の王道論の如き、さらに又商業流通論の如きである。殊にここで問題となるのは流通の觀念である。徳川の初期において商業は自由であつた。國內統治の政策上から漸次に貿易に制限を加へ

て來たが、それは商業を否定する意味ではなかつた。後には貿易を否定する理論も附加されて來たが、最初にはむしろ經濟的には奨励せんとするからであつた。又儒教の異國進貢を聖代の誇とする精神はむしろ外國船渡來を歓迎したのであつた。唯特殊の國內の政治的事情が鎖國政策を斷行せしめ、その理論が後から附加せられたのであつた。

鎖國を肯定する理論も決して商業そのものを否定するものではなかつた。種々なる議論が唱へられたが、主たるものは二つある。一つは日本は萬國に優れて恵まれた國であるから、外國から何ものをも輸入する必要がないといふ議論である。従つて輸入されるものは必要不可欠のものではない。（但し藥草類だけが多くの場合に例外とされてゐる）。奢侈品等の無用の品に過ぎない。故に貿易は無用であるといふのである。初期に例をとる。

「歐陽子が日本の刀の歌にも土壤沃饒風俗好と稱美せしもことわりなり。然れば百穀は云に及ばず、凡人世有用の菜菓、草木、藥種等に至るまで、民用を助る品皆其種を求め其法に隨て種藝し、各其術を盡しなば衣食居室財用ことごとくたりぬべし。……然るにむかしより、年ごとに唐舟に無益の物まで多くつみ來りて交易し、我國の財を他の國の利とする事、はおしまざらめやは。」（宮崎安貞「農業全書」自序）

第二は一種の重金思想であつて、國家有用の金銀銅を外國に流出せしむることを有害とし、貿

易を否定するのである。

「海船互市の事始しより、このかた凡百餘年の間、我國の寶貨、外國に流れ入し所、すでに大半を失ひぬ、……古より此
 かつ、我國いまた外國の資を借らず、されば藥材の外は、他に求むべき物もなし、」(新井白石「折たく柴の記」卷中)。
 しかしこれらは後に附加された議論である。従つて第二の重金思想の如きが、マアカンチリズム的な商業獎勵論にならずして、消極的な貿易否定論となつたのである。

三

海外への貿易を極度に制限した幕府は商業の發展が封建制を崩潰することを豫知してゐたわけではない。従つて商業を彈壓する意圖は有してゐなかつた。むしろ商業に對しては放任的態度を持してゐた。元和八年正月の京都町觸に

「右諸國商人交易自由之儀諸人之要用也、然者私之法を立、多勢をくみし、起證文を臂、不可諸商賣、其身之意次第たるべし、惣而就諸事結從黨起證文を書事、先規堅被停止之訖」(「徳川禁令考」第六帙、一頁)。

とあるのは最も注意すべき法令である。

いふまでもなく、これは鎖國以前である。先規とあるからこれより以前に組仲間の禁止があつ

た筈であるが、私は未だ見ない。兎に角諸國商人の自由交易を原則として認めてゐたわけである。却つて商人の方に仲間や組合類似のものを作らむとする傾向が存してゐたことを示すものである。それは恐らく(一)商人が交通機關その他の關係から多く地方市場を中心として取引を行なつてゐたこと、(二)足利時代からの座の制度の慣習が未だ残存してゐたこと等に由來するのではなからうか。このことは他方から見ると、鎖國を可能ならしめたことの理由ともなる。

何故鎖國が可能であつたか。西歐資本主義の發達が未熟であり、極東市場開發の時期に到達してゐなかつたことは重要な原因ではあつたが、他方において徳川氏の武斷的政策に對して到底當時の商人階級がこれに反抗する組織力を有してゐなかつたこと、又當時の貿易が背後の國內産業と密接な關係がなかつたこと、並びに前述の事情から國內の地方的市場が商業の主たる對象であつたこと等が考へられよう。そして足利末以來の冒險的企業心は一部密貿易にその捌口を見出し、他は國內における政治的安定に伴ふ商業的開發に向けられたと考へられる。

上述の幕府の商業に對する態度は鎖國後と雖も大體同じ方針を有してゐたと思はれる。即ち明曆三四年九月には諸商人仲間一同之申合寄合等停止之事と題し、呉服屋、絲屋、綿屋、絹屋、物之本屋、紙屋、扇子屋、兩替、鮫屋、藥屋、材木屋、竹屋、釘屋、檳屋、米屋、酒屋、肴屋、

革屋、石屋、塗物屋の二十種を掲げ、

「此外諸商人中ケ間一同之中合を仕置候ニ付、新規之商賣人中ケ間江入候もの、或大分之禮金、或ハ過分之振舞爲致候故、商賣新規ニ企候者迷惑仕候、其上商物時としてしめり致候由内ニ相聞候、并町中明キ棚有之所、家主才覺を以棚借付候得ハ、店中ケ間之もの一味仕、其棚ニ障を申、棚中ケ間と相對無之ものニハ棚からせ不申故、家主迷惑仕由其間候、自今以後一同之中合停止之事」

と規定し、さらに材木問屋、米問屋、薪問屋、炭問屋、竹問屋、油問屋、鹽問屋、茶問屋、酒醬油問屋の九種を掲げ、

「此外諸問屋是又一同仕、他國より參候船商人問屋不著、すくに荷物賣拂候得ハ、其船主商人重而問屋江不著候故、旅人迷惑致候由其間候、且旅人之勝手、且ハ諸人之甘、旁候間、向後ハ船商人心次第商賣可爲致候、一味之中合堅停止之事」

と令し、最後に職人に關し、

「大工木挽屋根葺石切左官疊屋、此外諸職人、會所を定、中ケ間一同之寄合いたし、手間料高直申合候ニ付、最前其段相觸候間、彌可得其意候事」

と戒め、

「右惣別一味同心之寄合、何事ニよらず御法度之旨、最前も相觸候、若自今以後一同之中合仕候もの有之ハ、可爲曲事者也」(同上、第五巻、三五二頁及び高柳真三、石井良助校訂「御觸書覽保集成」一〇〇〇頁)

と結んでゐる。

この法令に明かに認められることは、何らかの目的を以つて徒黨し會合することを禁止してゐることである。しかしこれを元和八年の京都町觸と比較すると重要な差異のあることが注意される。それは前者においては明白に商人交易の自由を規定してゐるにも拘らず、後者においては全然裏面にかくされてゐる。又前者においては如何なることについても徒黨をなすことを禁じてゐるのに、後者においては特殊の事項について、即ち「一味同心之寄合」を禁じてゐるに過ぎない。この一味同心の寄合といふだけでは頗る曖昧であるが、要するに獨占行爲を禁じてゐるのである。右法令中に擧げてゐる理由を見れば、新しき商人の組合加入に際し特殊の加入金をとること、買占その他の獨占排他の行爲、公衆又は家主、旅行者の不便等である。要するにこれらの事項に對する一味同心を禁止してゐるものと解される。仲間、組合を絶対に禁止するものとは見られない。もし最後の「惣別」とか、「何事によらず」といふ言葉を重要視して、すべての仲間を禁止してゐるとするならば、加入金の如きを問題とする理由がない。従つて幕府當局者は仲間、問屋等の組合の存在を暗黙のうちに承認したことになる。しかしその加入に何らの資格、制限を認めてゐないのであるから、又すべての商人が組合に加入する必要を規定してゐないのであるから、本質

的には何人でも商業を営み得るわけで、その點においては鎖國前と何ら變りがないのである。この法令から二十七年後、天和四子年（貞享元年）二月の町觸も本質において、これと變りがない。即ち、

「町中諸問屋諸商人諸職人、何事ニ而も一同之申合一切仕間敷候、尤商賣物直段之儀、時時之相場ニ賣買可仕候、并店店借り貸し宿賃之儀共一味之申合堅仕間敷候、若相背者於有之ハ、急度曲事可申付者也」〔徳川禁令考〕、第六帙、三五三頁。
「御觸書寛保集成」一〇〇五頁。

四

上述の法令にも明かであるやうに、すでに當時事實上一つの組合制度が行なはれてゐて、それが次第に獨占排他的な性質を有するやうになつてゐたのである。幕府も亦警察的取締のためにはこれを必要としてゐた。例へば榎座、秤座の如き度量衡や、古著屋、古物商、質商の如き叛罪と關係あるものに特別に仲間を形成させたが如きである。又幕府自身の獨占的官營事業、例へば朱座、人參座の如きものはあつたが、唯幕府の最初からの態度は何處までも多數寄合つて申合せをなす、徒黨がましきことを嫌忌してゐたのであつた。それは單に商人に限らず、武士、百姓とて

も同様であつた。従つて本來の自由主義からこれを排斥したのではない。そこに元和の頃とはかなり違つたものを發見し得る。

又この商業自由の考へは一般識者の承認するところであつた。それは勿論儒教における流通論から來る商業自由論であつた。例へば藤原惺窩が京師の豪商角倉貞順のために作つたといふ「舟中規約」に「凡回易之事者、通有無、而以利己也、非損人而利己矣」〔惺窩文集〕の類である。

しかし後には經濟的理由から獨占團體の排斥を論ずるやうに變つて來た。例へば山鹿素行の議論の如きがその一つであるが、なほ當時の商業論については、拙著「徳川時代の經濟思想」第一篇第三章を併讀されたい。この學者間の自由主義、獨占團體の排斥は明かに爲政者の政策原理に影響した。しかし實際における仲間組合の發生は漸次に彼等の態度を變化せしめざるを得なかつたのである。

さらに商業の他の方面においても同様の現象が生じてゐる。徳川氏は前述の如く封建制度を樹立維持してゆく半面に、鞏固なる中央集權を行はんと欲した。従つて諸侯が自領における經濟的發展を目的とし、その富強策を計ることは喜ばなかつた。寛永十二年の武家諸法度に、「私

之關所新法之津留制禁之事」といふ個條が加へられてゐる（「徳川禁令考」第一巻、九四頁）。それは勿論上述の如き政治的理由に基づくものではあるが、他方において國內における諸領間の自由貿易を認むるものであつて、上記の商業自由の精神と相關聯するものであつた。然るに實際において、諸侯は自領内の經濟的獨立を目的とする關係上、津留禁制の勵行は恐らく困難であつたらう。又實際上領内における日常必要品の缺乏に際しては津留を必要としたことであらう。殊に幕府の採つた政策が商業階級に有利であつたから、それに伴ふ生活の向上、奢侈の増大は、幕府をしてこれを抑止する意圖の下に、津留を許容する態度に出でしむるやうになつたことはあり得ることである。

同様に商人の間に問屋制度や株仲間が發生し、その勢力が漸次に獨占排他的になつて來ると共に、幕府はその制度を利用して増大してゆく商人階級の勢力を統制し、抑壓せんとする方面に變化して來たと思はれる。すでに前記の時期、即ち明暦——天和の頃においても、警察的必要から振賣、古鐵買、質屋等に對して頻繁に干涉し、^{〔註〕}組合又は特許に依る取締を行なつてゐたが、やがて全體に互つて株仲間制度の樹立を認め、これを獎勵するやうになつた。換言すれば組合加入を強制するやうになつたわけで、商業政策の上に一轉換をなしたことになる。

〔註〕 振賣については、「振賣之者五拾以上拾五以下并かたわ者ニ、今度振賣御札被下候間、云云」萬治二年正月、御觸書寛保集成「一〇〇一頁」。

古鐵屋については「道橋にてふるかね一切賣買仕間敷候、云云」天和四年二月、（同上「一〇〇五頁」）。

質屋については「今度神田旅籠町中村平右衛門、本所相生町堺屋三九郎、神田多町車屋久右衛門、此三人のもの元質屋

惣代申付候間、云云」元祿五申年十一月、（同上「一〇〇七頁」）。

元來株仲間が發達して來るのは、市場に限度を生じ、しかも商業的發達がなほある程度期待し得る時期においてである。一般に徳川の初期において市場は大體國內に限定されてゐたにも拘らず、著しく擴大したと解されてゐる。徳川期において交通制度が兎に角全國的に確立され、（一）諸侯の參觀交替と（二）米穀の大部分が全國から中央市場へ廻送さるる必要とは一層交通運輸の制度を發展させた。その結果は當然種々なる商品が全國的市場を目標とすることとなり、商人の發達を促がしたわけである。しかし商品市場が國內に限定され、しかも運輸技術が低度に止まつてゐたことはその市場擴大を妨げ、各地において商人團體の市場確保を必要ならしめたのである。唯その以後においても多少の市場擴大は行なはれた。それは主として元祿以降の惡貨鑄造に依る變態的擴大であり、主として都市に限定されてゐた。殊に農村における購買能力の低下は都市市場の重要性を増大した。この點についてはなほ後に述べる。

上述の如く國內市場の限度が現はれ始めると、株仲間の獨占排他的性質は強く發揮される。幕府は一方株仲間の獨占的權力に依る物價鈞上げに反對しながらも、その制度を確立することに依つて商人の監督を容易にし、かつそれを通じて經濟界を統制し、傍ら運上金等の財源とせんとしたのである。幕府が同業組合の組織を利用し、これに依つて一般の奢侈をも禁ずる手段とした例は、享保六丑年の七月及び十一月の令がそれである。

即ち七月に「諸商人、諸職人仲々間を定メ月行事を相定候事」を令し、「吳服道具書物類ハ不及申、諸商賣物、菓子類にても、新規ニ巧出し候事、自今以後堅停止たり、若無據子細有之ハ、役所訴出ゆるしを受可仕出事」と命じた。さらに重ねて出した十一月の法令はさらに一層重要である。

「一諸商人諸職人組合相極、月行事相立、新規之品巧出し不申候様被仰付候間、先達而申渡組合帳面、銘、差出候付、其月之月行事名、前月書付可差出候事、

一火事以後、直段二割三割之外、高利取申間敷儀ニ付、竹九太、葎、筍、蕨、菰商賣人組合仲々間相定、月行事相立、吟味可仕旨被仰付候ニ付、毎月相場書五日、十五日、廿五日、三度ツ、差出可申候、尤其月之月行事名、前月書付を差出候事、

一先達而組合候者共之外、新規商賣ニ取付候者有之候ハ、其段相届帳面ニ付可申候、帳面ニも付不申、組合江も入不申

者有之候ハ、仲々間者共方より相改可申來候事

但仲々間ニ入不申候同職之者有之、仲々間之者相改候節、自分了簡を以、商賣相構候事など不仕、左様之者有之候ハ、其者名并住所承届可申來候、

一先達而組合江入候商賣人、職人、家職相止候敷、家職いたしかへ候敷、又ハ所替いたし候ハ、相届帳面直し可申事、

一先達而組合候商人職人ニ而人數限リ候事ニ而無之間、新規ニ商賣ニ取付候者有之候ハ、相届候上、勝手次第商賣可致候、尤同職より坊申間敷事、

附商賣いたし替候も同前ニ候事、(「徳川禁令考」第五帙、三五四―三五頁)。

この法令の第一條を見れば明かに商人や職人の間に仲間組合のすでに存在してゐたものをここに公認したことを示してゐる。又第二條は恐らく未だ仲間の出来てゐなかつたかとも思はれる諸商賣に組合の組織を命じてゐるやうに考へられる。尤も文面からだけでは明白ではないが、一應さう推測も出来る。何れにしても仲間組織を利用して幕府が諸産業を、殊に物價を統制せんとした意圖は十分に窺はれる。

第三條は殊に重要である。すでに組合を組織せる者以外に、新しくその業に従事せんとする者は届け出を要する。従つて新しくその業を営むことを禁じてゐるわけではない。しかしその附則を見ると仲間に入らず、届け出をもしない者は、もし自ら何らの處置も講じないならば、何らか

の處分に附せられるやうだ。明白に規定してゐないから、如何なる處分を受けるのかは解らないが、結局組合加入を強制されるのであらう。従つて新規に營業を始め、しかも組合に加入することを欲しない者は届け出れば許される筈である。しかし實際問題として彼等が組合加入をなさずして營業なし得たであらうか。恐らく不可能のことではなかつたか。さうすれば第六條は殆ど無意義になるのである。そこに認められた營業の自由は全くなく、却つて組合加入強制權が實際に存することになる。従つて仲間組合の獨占的性質は一層強くならざるを得ない。又事實としてその後あらゆるものに株が認められるやうになつたのである。

問屋株を始めとして種々なるものに株が認められ、賣買され、又それが法令上にも現はれてゐる。享保九年の札差仲間を百九人に限つたのはあまりにも有名である。他の一例を採れば寶曆元年に明樽問屋が吟味の上二十名に命ぜられてゐる。

「今度明樽商賣之儀、古來より致來候者共相願候ニ付、吟味之上貳拾人之者共、明樽問屋申付候間、自今其外商賣有之者共、附商賣致間數候、尤明樽商賣望之者ハ、右貳拾人之者江相對之上ニ而明樽商賣可致候」(同上、三五七頁)。

この場合にも商賣の自由は多少認められてゐるわけではあるが、いふまでもなく獨占は確保されてゐる。

かくの如く實際において株仲間が法律的に認められつつあつた時に、皮肉にも學者間には以前よりもさらに一層強くなる制度の弊害が説かれてゐた。例へば「行家黨ヲ結ンデ一朋」となり、「四海廣シト雖ドモ、掌ニ握タルガ如クニ自由ヲナス」と慨嘆した太宰春臺の「經濟錄」は享保十四年の作である。やや後れて中井竹山その他株仲間の弊害を指摘する者が相次いで出てゐる。

五

しかし實際問題として株仲間がその獨占排他的手段を十分に實施し得たかどうかについては、かなりの疑問がある。勿論時代により、場所により、職業により多少の差異のあつたことは認めなければならぬが、上述したやうに法律は決して株仲間の獨占を文面上においては許してゐなかつた。營業したいと欲する者は入り込み得る餘地を残してゐた。従つて組合加入強制權は嚴密な意味において合法的ではなかつた。唯彼等の仲間の利害の一致してゐる間は、一つの連帶的精神の下に合一せられてゐる。^{〔註〕}従つて時には統一の必要から特に何らかの宗教的な行動さへも伴ふことがあつた。しかしそれらの經濟外の方法を以つてする結束は決して強い力を有ち得ない。故にかなり早くから仲間外の同業者の發生を見たのである。

【註】宮本又次氏はこの點を「仲間成員各個の意思は總體意思の中に吸収せられ、それに義務附られてゐた。而も株仲間の總體意思たるや、寄合に於て結成され、一應定法帳・申合せ・仲間帳・名面帳などと稱する規約に作成されたとすも、その基調には宗教的・保守的・連帶的精神があり、經濟外的・非合理的の意味が多分に含まれ、身分法的な諒解と一致との色調が濃厚であつた。諒解と一致こそは單に提結された合致や協約ではなく、云ひ表はし得ざる魂の融合である。」

〔天保改革と株仲間〕「經濟史研究」第十五卷第一號所載）一言にしていへば所謂中世的全體の精神である。しかしわが徳川時代の商人がかうした信仰的精神を十分に有してゐたかどうかは疑問である。

ここで少しく當時の商品市場について概論的考察をなして置く必要がある。徳川時代において市場が國內に限定されてゐたために、早く行詰ることは止むを得なかつた。そこでその市場を擴大するためには、換言すれば購買力を増大させるためには、特殊の手段が採用されなければならなかつた。當時武士階級の多くが江戸に集まつて來る關係から地方農村の餘剰は最も多く江戸に集中される。又經濟的關係から大坂に集中された。それらは江戸又は大坂の購買力とはなるが、それには限度があつた。これと同様なことは地方の城下町及び地方市場においても見られる。貨幣制度の改悪や藩札の發行が一時的ながらこの限度を擴大してゆくことは出來た。他方それと共に貨幣經濟の進出は免れ得ない。従つて土地所有者は領主たると農民たるとを問はず、何らかの形態で土地を動産化する必要があり、そこに高利貸付資本の農村侵入が現はれて來た。それらに

依つても地方の餘剰又は都市の購買力を漸次に増大してゆくことが出來た。勿論農村自體の生産力の増大に依る擴大も行なはれ得るわけであるが、それはあまり大であつたとは考へられない。そして農村の餘剰は土地を限度として次第に低下してゆき、都市が主たる對象とならざるを得ない。従つて徳川時代における市場の擴大が極めて小規模であり、漸次的であつたことは認められる。しかしそれでありながら地方農村の封建的經濟はかなり早くから打破されざるを得なかつたやうである。即ちかなり早くから土地を動産化する必要のあつたことと、土地を動産化せしむることに依つて全般の購買力を増大せしむる必要のあつたことがさうした現象を生ぜしめたと考へられる。従つて多くの封建的外皮を存してゐたにも拘らず、内部においては貨幣經濟の侵入に依る資本主義的要素を多分に有してゐたのである。

上述の議論を前提として商業について考へて見ると、商業が一方株仲間による封建的ギルド類の形態をとつたにも拘らず、他方その組合員の營利的行動はその獨占排他的性質を徹底的に行使し得ないで、妥協的形態でそれ自體の擴大を行なはざるを得なかつた。即ち既設株仲間の既得權を無視して常に新しき仲間を認可せざるを得なかつたが如きである。この點については本章の附論を参照されたい。又それらの地方的な株仲間と特殊商業團との關係も考へなければならぬ。

ここに特殊商業團といふのは、特殊の政治的權力に依つて作られたものと、さういふ權力に何らかの形態において結びついてゐるものを指すのである。それは元來において諸侯の財政難が彼等自身を商業化せざるを得なかつたことに基づくものであるが、他方商業資本家の發生を意味するものである。殊に各藩の財政難から案出された藩營商業は漸次に擴大さるる傾向を示してゐた。これらの商人については後に述べるが、その勢力が擴大さるるにつれて地方的な株仲間の利益は侵害されざるを得なかつた。

上述のやうな状態は當然株仲間自身が何らかの更生方法を講じなければならなかつた。例へば政治權力に結びついて、特殊の利益を獲得するが如きである。殊に幕府その他の政治的權力者が何れも財源の枯渇に苦しんでゐたから、これを利用することは最も容易であつた。かの杉本茂十郎が案出した文化五年の十組問屋組織の如きは、その一例と看做し得るであらう。さらに他方においてはむしろ株仲間の束縛を打破するののも一つの方法であつたらう。しかし當時の町人意識はこれをなすにはあまりに永い間封建的訓練を受け過ぎてゐたし、かつその商業市場は一般に地方的であつたのである。

かかる時期に天保の改革が企てられたのであつた。株仲間の勢力は前述せる如く、他の新しき商業的勢力に侵略されて、むしろ解體期に到達してゐたやうである。しかし外面的には内部の自壊作用にも拘らず、勢力が増大したやうに見えたし、又當時の社會組織の下においてはそれを急激に破壊することは出来なかつたのである。

天保十二年五月、老中水野越前守忠邦がなした所謂天保の改革は全然復古的なものであつた。それは彼のなした諸種の干渉政策や貸借帳消令の示すが如く、保守的なものであつた。ある意味において起りつつあつた商業的勢力に打撃を與へんとして企圖されたものであつた。この改革の中で忠邦は株仲間の解散を命じてゐる。その法文はあまりにも有名であるが、十組問屋の解散を命ずると共に、「向後仲間株札ハ勿論、此外共都而問屋仲間并組合杯と唱候儀は不相成候」といひ、さらに「都而何國より出候何品ニ而も素人直賣買勝手次第たるべく候」として賣買の自由を認めてゐる。この條文だけを見れば、明かにそれは享保以前に歸らんとするものである。しかしそれは近世的自由を意味したものでないことは、忠邦の他の改革と綜合して考へれば極めて明瞭である。それは商業階級に打撃を與へんとするものであり、物價の引下げを目的としたものである。それらの點において引續いて主張されてゐた學者の株仲間排斥論や運上物價騰貴論の影響が見られる。しかし實際においては失敗に終つた。前述の如く、當時の状態にあつては初めから徹

底的にこれを行なふことは不可能であつたからである。嘉永四年三月諸問屋再興令が發せられたが、株仲間それ自體が唯從來の勢力の餘威の下に残存してゐたに過ぎない。

六

以上私は幕府の採用した政策と關聯せしめつつ商業的變化の流れを辿つて見たのである。さらにここに前述せる他の商人團について述べる必要がある。かつそれは頗る重要な部分に屬するのではあるが、今それを十分に述べる餘裕もなく、かつ準備もない。従つて唯極めて概括的な記述を附記するに止めて置く。

前述したやうな特殊の商人がどうして發生して來たのであらうか。對外的商業市場を失なつた初期商人群が國內の活動に従事するやうになると、政治權力と密接な關係を有するか、又は當時の貨幣制度から生じた特殊の金融的職能を果たすものとなつて、その有してゐた資本を利用して資本的勢力を擴大して行つた。彼等のある者は問屋仲間の一員として、前述せる商業機構の範圍内で活動してはゐるが、その資本的勢力はかなり早い時期からあらゆる方面にその觸手を延べてゐたと思はれる。三井とか鴻池とか住友とかいふものはその代表的なものである。

彼等はある一つの地方的市場においては株仲間の一人に過ぎないが、それらの個個の地方市場を巧みに連絡せしむることに依つて、全國的な勢力を形成すると共に、前述したやうな手段に依つて——一種の資本投下の形態となり、——各地の購買力を増大せしめ、他方生産方法の組織化に依つて生産費の低下を計り、——それが如何なる程度の工場制手工業に進んだかはかなり疑問ではあるが——それに依つて市場を擴大した。又さらに同じことが違つた手段に依つて行なはれ始めた。それは行商に依る地方市場の開發である。所謂近江商人はその典型的なものであつた。これらの方面の發展は結局かなりの程度まで地方を商業化したわけであり、又他面からいへば農村その他の地方に相當餘力の存してゐたことを示すことにもなる。

もし徳川氏の初期から貢租が頗る重く、殆ど農民の全餘剰が徴集されるに近かつたとするならば、江戸、大坂、又は城下町のやうな都市における商人の發達は考へ得られようが、それとても背後に農村の經濟的發展を前提としなければ不可能と思ふが、況んや純然たる地方都市の發達、それらを基本とする行商團の發展は考へられなくはないのか。農村が資本の重壓を受けたことは事實であり、そのために農村の疲弊、百姓一揆を惹起せしめたことも否定出來ない。しかもなほわが國の農村における封建的性質は純然たる典型的なものとは、かなりの差異があつたのではな

からうか。農村に餘裕があつたればこそ、農村内部の階級層の發生も見られ、特殊の資本主義化が農村に現はれて來たのであらう。

附 淀橋町米穀問屋仲間古記録

——株仲間の本質

江戸の發展は漸次にその區域を擴大する傾向のあつたことは、江戸時代の初期から多くの識者の注意するところであつた。従つて郊外の隣村は何れもその影響を受けざるを得なかつた。柏木、角筈等の一帯も著しく都市化せられつあつたことも、多くの點からこれを指摘し得る。今ここに紹介せんとする柏木淀橋町成子町米穀問屋組合の古記録も江戸市街發展の一端を物語るものである。

この記録は豊嶋郡角筈村の舊名主渡邊家の所藏さるる諸文書の一つであつたが、故敏之助氏の好意に依つて、ここに紹介することを得るものである。この際厚く同氏の好意に感謝の意を表して置く。本書は美濃紙大判の墨付七拾四枚の大冊であるが、表紙が磨滅し、蟲喰のため、表題は

解らない。安永二年組合創立以後、天保二年に至る重要な事項を記載せるものである。
元來淀橋町成子町附近で米雜穀の賣買に従事してゐた者が、漸次に仲間を形成しつつあつたが、次第に競争者——「似寄商賣之仁」の生ずる状態にあるのを見て、終に安永二年（一七七三）に、淀橋町四軒、成子町一軒、合せて五軒の米穀商が仲間を形成し、獨占排他的な規定を設け、自己の利益を確保せんとするに至つた。即ち同書の劈頭に掲げてあるものが、その規約である。

「拙者共仲間之儀、淀橋町成子町入交、古來より米穀問屋渡世致來候内、重モニ深大寺山方其外郷々村々も出候売蕎麥、實蕎麥、小麥粉名等、直引受仲買、蕎麥屋、素人にも賣捌、仲間取締宜、偏ニ御國恩冥加至極難有、渡世永續仕來候、別而米直段高直之節は、仲間申合高直不同之賣方、決而不致候様^{虫喰}方ニ心付、猶又近來端々在方出^{口等}ニ、粉鋪似寄商賣之仁相見江不取締ニ付、此度相改、左之通取極申候、

- 一 御公儀様御法度之儀堅相守可申事
 - 一 米雜穀仲間仕法之義從前ニ定之通急度相守可申事
 - 一 荷主衆と直段取究買請候荷物不相渡仁有之候ハ、仲間一同取引致申間鋪候事
 - 一 得意方不勘定之仁有之候ハ、名前張紙ニ差出し、一同商内致申間敷候事
 - 一 得意先相互ニセリ買等決而致申間敷候事
 - 右之條、仲間一統堅相守可申候、已上、
- 前書之通度ニ寄合之上、仲間一同取極候上は、聊違背致間敷、爲後日連印仍而如件

柏木 淀橋町

日野屋 久兵衛印

桑屋 伊右衛門印

大和屋 半兵衛印

大和屋 傳四郎印

同所 成子町

大和屋 與八印

安永二巳年六月

上述の第二條に「米雜穀仲間仕法之義從前ニ定之通云云」とあるのを見れば、恐らく安永二年以前にも、何らか組合らしきものがあつたものと思はれる。唯競争者の發生が一層獨占を強化するの必要を感じ右のやうな規約を作り、第三條以下の露骨な排他的條項を設けたものと思はれる。しかしこの獨占が如何なる權力に依つて保障されてゐたかは不明ではあるが、大體當局に依つても事實上は公認されてゐたものと思はれる。即ち次ぎの寛政二年（一七九〇）の記事に依つてもこれを推測し得る。

「寛政二戌年四月廿四日、南 御番所池田筑後守様御差紙ニ而家持久兵衛被召出、淀橋町成子町雜穀屋共江被仰付候趣、寶曆元未年より同三酉年迄、右三ヶ年並天明三卯年より寛政元年酉迄七ヶ年之雜穀平均相場、帳面ニ相認メ差上候様被仰付候

第二章附 淀橋町米穀問屋仲間古記録

處、右年數之帳面連綿致し兼候旨申上候得者、左候ハ、帳面有之分、同五月二日ニ書上候様被仰付候ニ付、去酉年ノ戊年二月、并當時之相場まで書上候處、御開濟ニ相成兼、天明三年より之帳面吟味いたし、右直段書來ル七日迄ニ書上候様被仰付候所、帳面出來兼候故、來ル十日迄御日延奉願上、同十日御番所江相場書上候處、先帳面之儀は上ヶ置候様被仰付、一統罷歸リ申候

寛政二戌年五月十六日

柏木 淀橋町

久 兵衛 門印

伊 右衛門 門印

半 兵衛 門印

傳 四郎 印

同所成子町

與 入印

これに依つて見ると、安永二年から寛政二年まで、足かけ十八年間に全然組合員の増加は起らなかつたらしい。従つてこれだけでは仲間と仲間外の他の競争者、即ちアウトサイダとの關係は明かでない。

二

ここに問題となるのは江戸の米穀問屋との關係である。何故ならば江戸の郊外にかかる仲間組合の發生することは、本來の江戸における地廻米穀問屋の黙認し得ないことは明かであるからである。従つて地廻米穀問屋仲間の株を所有せずして、江戸近在において同一職業を行なふこれらの者に對して仲間から故障を申立てた。殊にその理由として、米は江戸府内入津の石高を月月上申する必要があるのに、かく仲間以外の者が米賣買に従事してはその數に洩れることを指摘してゐる。この兩者の間に如何なる交渉があつたかは、全く不明であるが、度々の交渉の結果、終に淀橋町成子町の米穀問屋は、江戸の地廻米穀問屋の壹番組の内へ加入することとなつた。即ち文政六年（一八二三）に各問屋連印して、次ぎの如き證書を作つた。

「一拙者共舊來仲間取極、米穀之内重モニ雜穀賣捌渡世致來候處、此度地廻米穀問屋行支申來候趣ニは、御府内江入込候米雜穀之義者、古來より右仲間内ニ而引受賣捌來候義ヲ、無株ニ而取扱候段不束之趣、殊ニ米之義者月々入津負數高御書上ニも相洩候義故、等閑ニ難差置旨度ニ披及掛合、依之最寄之者共打寄、種々相談致候處、是迄舊來致來候商賣體雜穀重モニ取扱候而、米之義者聊ニ有之候得とも、月々御書上ニ相洩、殊ニ雜穀之義も米穀問屋ニ附候品柄故、無株ニ而直引受致來候義、不宜段其筋合相辨、依之一同相談取極、地廻米穀問屋行事方江熟談之上、左之名前拾人之者共、最寄壹番組之内江新規加入いたし、尤壹番組之内淀橋町組之銘目相立申度、此段組合行事加判名主奥印之書付を以、掛り町年寄奈良屋御役所江奉願上候處、御内寄合御伺之上、願之通被 仰付候、然ル上者地廻米穀問屋仕法急度相守、不取

締之義無之様可致候、爲後日連印致置候處仍而如件

文政六年未年四月

- 柏木淀橋町家持
- 日野屋久兵衛印
- 同所同町家持
- 大和屋喜八印
- 同所同町家持
- 桑屋伊右衛門印
- 同所同町家持
- 大和屋傳四郎印
- 同所續本郷村家持
- 中野屋八兵衛
- 同所成子町家持
- 大和屋與八印
- 同所同町傳右衛門店
- 岡田屋佐兵衛印
- 柏木成子町家持
- 大坂屋長兵衛印

文政十亥九月
嶋名屋甚兵衛持株讓受ル
同十三寅年十一月中
葛西文吉江株讓渡依之名前消ス

文政十三年寅年中
中野組之内嶋名屋市兵衛株
讓替當組ニ番替

同年十一月中
釜屋吉右衛門持株讓受ル

同所同町家持

萬屋徳助印

同所同町家持

釜屋吉右衛門印

同所續角管村家持

三河屋傳八印

同所成子町小兵衛店

葛西屋文七

幼年ニ付
後見 小兵衛印

寛政二年から文政六年まで、約三十三年の間に、淀橋町成子町の仲間は倍加し、十軒となつてゐる。しかもその地名を見ても、次第に隣接區域に發展してゆく趨勢が十分窺はれる。事實上の江戸の擴大を示すものである。

三

かくして文政六年以後は淀橋町成子町の米穀問屋は江戸の地廻米穀問屋の一部をなすに過ぎな

くなつた。従つてその後の記事は淀橋町米穀問屋の記録であると共に、又江戸の地廻米穀問屋の記録でもある。この地廻米穀問屋は享保十一年（一七二六）に創設されたものであるが、漸次に米穀商の増加するにつれて、益々その獨占組織を必要とし、その定法を制定してゐた。さらに文政七年（一八二四）には、惣仲間行事が集會して、大行事制度を規定した。即ち淀橋町米穀問屋の加入したその翌年である。その定法は次ぎの如くである。

地廻米穀問屋定法之寫

「 番組米問屋之儀は享保十一年 稻生下野守様御勤役之節、地廻米問屋共組ニ被爲 仰付、是迄銘々家業相續仕來候、然ル處近年組合内ニ新問屋出來、心得違之者も有之候ニ付、此度相改左之通取極申候

一 御公儀様御法度之趣堅相守可申候事

一 送狀無之荷物一切引受申間敷候事

一 米直段高直之節、圍米等決而致申間敷、猶亦下直之義有之、買持米御用等被 仰付候ハ、可成丈ケ出精米買持可仕候事

事

一 商賣躰之義ニ付急成御公用者勿論、如何様之義出來仕候共、年番行支江早速通達之上、惣寄合可致候事

一 荷主衆並懇意之仁ハ被頼候共、貸名題決而致申間敷候、若心得違之者候ハ、仲間相除キ可申候事

一 仲間最寄ニ直請米致候仁有之候ハ、御府内入津米高御書上ケニも相洩候義ニ御座候へ者等聞ニ相成不申、早速年番行

事江通達いたし取斗可申候事

一 惣番組之内何レ之組ニ出入出來候共、惣仲間一統ニ申合、諸事取斗可仕候事

但 何レ之組最寄ニ無株ニ而直荷引受候仁有之候節は、最寄ニ而成丈ケ利解シ聞、加入爲致可申候事、万々一滯義も有

之候ハ、大行事ハ御訴へ可申事、右總入用は惣仲間一統ニ割合いたし可候、尤熟談ニ相成候ハ、蒸籠代之義は

惣仲間江引受可申極之事

右ケ條之趣、組合一統承知仕、少も違背致間敷候、仍而如件」

以上は組仲間相互の契約であるが、これが實行に際して、從來中絶してゐた大行事制度を復活し、次ぎの如き組織を作つた。

「 番組米問屋年番大行事之義暫ク中絶罷在、惣仲間不取締ニ有之候ニ付、此度仲間一統打寄相談之上、左ニ取極メ申候

一 素人ニ而直買請亦者荷主衆直賣致候仁、最寄見留候組ハ相掛合、我意申募候者有之候節、是迄年番江申出、年番より御訴訟申上候處、此度一統相談之上相改、以來右躰之者有之候節者、最寄見留候組ハ年番組江始末申談篤と相掛合、彌相片付不申候ハ、最寄見留候組ハ御訴訟可仕候、尤年番行支御腰掛ケ迄差添、何事ニよらず取斗可致候、決而其組限り勝手之取始末いたし申間敷候事

但 諸入用之義者此度相改、右最寄見留候組より差出可申候事

一 番組新加入之儀古來其最寄組江加入爲致候處、近年猥ニ相成、最寄ニ不拘勝手次第加入爲致、仲間不取締ニ付、此度相談之上相改、以來加入之仁有之候ハ、年番大行事江申談、大行支ハ組ニ江廻狀ヲ以申達、差障も無之候ハ、脇店ハ

第二章附 淀橋町米穀問屋仲間古記録

ヶ所江極、最寄之祖江加入爲致可申候事

一番組新加入并株讓替或者所替共、其組限リ行事加印名主奥印之書付ヲ以奉願上候處、此度仲間相談之上、奈良屋御役所

江一統より奉願、以來其組行事加印外ニ年番行又加印名主奥印之書付を以御願可申上候事

一大行事年番之義、古來仕來有之候得共、中絶混雜致候ニ付、此度仲間相談之上、圖取ニいたし、左ニ取極以來怠慢無之

様、仲間一統々奈良屋御役所江御届ヶ申上、御記帳奉願置候間、此旨忘却無之様、仲間取締可申候事

酉年正月ヨリ	四拾五番組
同六月迄	
酉年七月ヨリ	貳拾貳番組
同十二月迄	
戌年正月ヨリ	四拾八番組
同六月迄	
戌年七月ヨリ	四拾番組
同十二月迄	
亥年正月ヨリ	四拾三番組
同六月迄	
亥年七月ヨリ	貳拾九番組
同十二月迄	
子年正月ヨリ	三番組
同六月マテ	
子年七月ヨリ	壹番組
同十二月迄	
丑年正月ヨリ	貳拾六番組
同六月迄	
丑年七月ヨリ	五拾六番組
同十二月迄	

寅年正月ヨリ	四拾二番組
同六月迄	
寅年七月ヨリ	四拾七番組
同十二月迄	
卯年正月ヨリ	拾八番組
同六月迄	
卯年七月ヨリ	四拾四番組
同十二月迄	
辰年正月ヨリ	四拾四番組
同六月迄	

一惣仲間行事大參會之儀、古來年々兩度ツ、致來候處、中絶致候ニ付、此度一統相談之上、左之連參會定日取究申候
例年定日 正月廿三日 七月廿三日

右之條々仲間一統相談之上駈と取究申候上者聊違背致間敷候、爲其組々行文連印致置候處仍而如件
文政七年 甲申七月

大行事制度の復活と共に、江戸町奉行所及び町年寄奈良屋役所に願ひ出で、新加入者の制度を明確にすることになった。即ち株仲間の獨占排他的機能を鞏固なものとしようとする意圖に依つて行なはれたものと見ることが出来る。

乍恐以書付奉願上候

一地廻米問屋大行事年番四拾四番組之内、淺草平右衛門町庄兵衛店喜兵衛、神田仲町壹丁目源助店源兵衛外、組々行事三

第二章附 澁橋町米穀問屋仲間古記録

拾壹人奉申上候、私共仲間之義是迄一同申合、年々大行事相定、仲間取締宜難有渡世相續仕來候處、近來組々最寄違ひ、新加入等有之、混雜仕候ニ付、此度仲間一同和融仕、相談取究、年番大行事順番之儀、當御役所様江奉申上、以來組々仲間新加入之者有之候ハ、其組行事年番大行事加印仕、名主奥印之書付を以、新加入奉願上候様仕度一同奉願上候、若忘却仕、年番大行事加印無御座願出候者有之候ハ、書面御下ケ被下置候様仕度奉存候、則年番大行事順達別紙奉申上候、何卒此段御聞濟被成下置候様、一同奉願上候以上、

文政七年十二月八日

右の如く願ひ出たところ、奉行所からも、奈良屋役所からも願ひの通り許可された。しかしその以前に新規加入以外株譲渡、名義替等についても同様に規定してゐた。

「前書之通同月廿一日、奈良屋御役所江組々行事共被召呼、願之通被 仰付、猶以仲間取締宜可致候旨御利解有之、御受印形仕候上者、急度相守可申候、尤此度奉願候書面ニ者、新加入之者有之候節、年番組江申出、行変加印相頼、願出可申旨奉願上候得とも、右書去ル十月朔日大集會之節、一同相談之上新加入ニ不限、株譲替名前改等迄、年番組江申出、加印ヲ請、奉願候管驗と對談取究、前々議定書江相記置候得共、猶亦此度一同再談取究候上者聊違背仕間敷候、爲後日議定連印致置處仍而如件

文政七年十月朔日

地廻米問屋

大行事年番

淺草本村町庄兵衛店

喜兵衛

神田區仲町壹丁目源助店

源兵衛

壹番組行事

湯島六町目家持

太次兵衛

牛込揚場町家主

市郎兵衛

三番組行事

淺草駒形町清兵衛店

新六

淺草三好町家主

六兵衛

拾八番組行事

南鍋町壹丁目久兵衛店

市郎兵衛

京橋木谷町清兵衛店

四四三

廿貳番組行事

伊兵衛

神田佐久間町四丁目代地家主

長八

廿六番組行事

神田久右衛門町壹丁目藏地勘兵衛店

半平

同所同町家主

勘兵衛

貳拾九番組行事

龜島町吉兵衛店

久兵衛

同町平兵衛店

重助

四拾番組行事

淺草茅町貳丁目儀八店

嘉兵衛

同所平右衛門町庄兵衛店

傳四郎

四拾壹番組行事

露月町吉五郎店

八兵衛

四拾貳番組行事

芝濱松町四丁目家持

喜右衛門

同所金杉同朋町家主

留五郎

四拾三番組行事

本所茅場町三丁目家主

市右衛門

四拾四番組行事

本所練町五丁目佐兵衛店

忠左衛門

同所林町五丁目家主

四四五

- 四拾五番組行事 五郎兵衛
- 中之郷竹町平左衛門店 吉兵衛
- 同所同町同人店 平七
- 四拾七番組行事 本所相生町壹丁目喜兵衛店 五郎右衛門
- 同所縁町四丁目清兵衛店 伊兵衛
- 四拾八番組行事 芝田町三丁目市兵衛店 庄助
- 芝田町五丁目家持 宗之助
- 五拾六番組行事

四

- 八町堀窪師町代地家主 小兵衛
- 南小田原町壹丁目伊助店 伊兵衛
- 神田佐柄木町藏地平兵衛店 伊兵衛
- 本石町三丁目善兵衛店 平兵衛

江戸の地廻米穀問屋がかうした制度の確立を計つたことは、外見上益々株仲間の獨占的性質を強めたやうに見えるが、事實はこれと反対でその弱體化を制度を以つて補はんとしたに過ぎない。故にかうした獨占排他的な規約を設け、新加入を嚴重に取締つたが、それでもかなり直取引をする者があつた。見廻り監督を嚴にしたが、依然違反者があつた。一二例を掲げると、文政八年九月仲間惣代權七が見廻りをしてゐると、實蕎麥を馬に附けて行くので、跡をつけてゆくと、麴町

平川町壹丁目傳右衛門店嘉兵衛といふ粉名屋に着けた。早速嚴談に及び、次ぎの如き詫狀を取つた。

入置申一札之事

一我等此度實齋麥貳俵、武州大沼田村新田當麻金次郎方より買受、荷物引取候處、貴殿方ニ被見留御調有之、全在方より荷物直買之義ニ而一言之申訣無之、依之佗申入度、格別之御勘辨を以內濟被成下恭存候、然ル上者以來右駄之直買者勿論、紛數俵もの等、決而引受申間數候、爲後日入置申一札仍而如件

文政八百年九月廿六日

麴町平川町壹丁目

傳右衛門店

嘉 兵 衛

壹番組米數問屋

御行事中

かういふやうに問題が簡單に片づいたものもあるが、中には訴訟に及んだものもある。先づ文政十年に起つたものを左に掲げる。即ち同年十一月廿七日、神田お玉ヶ池の春米屋平藏方に直荷物の著いたのを發見して、交渉に及んだが、容易に落著せず、終に翌年正月廿八日次ぎの如き訴狀を呈出した。

乍恐以書付御訴訟奉申上候

一 地廻米問屋四拾四番組行事湯島切通町家主源七彦權七、淺草平右衛門町清三郎店彌右衛門奉申上候、私共仲間之義者在方より出候米數共引受、仲買并素人江賣捌、月々入津員數高并歸帆積共、掛り町年寄衆江書上仕、其上米價下直之節者買持米等被 仰付、仲間取締宜難有渡世相續仕來候處、去亥十一月廿七日神田佐柄木町代地清五郎店平藏と申者方江、越ヶ谷米四拾六俵、柳原稻荷河岸より水揚仕候ニ付、早速罷越相尋、賣主名前住所も不存候へとも、右様之送り狀ニ而引請候旨、書付爲相見候處、拾八番組地廻米問屋之内、南傳馬町貳丁目伊勢屋佐吉と申印形有之候間、右送り狀相預り、同人方江罷越承合候處、平藏方江米荷物賣渡候義無之趣申聞候ニ付、賣帳等爲取調候得とも、一向帳合等ニ相見江不申、平藏方ニ而預り候送り狀爲相見候處、佐吉方ニ而取用ひ候印形と者相違仕候間、早速平藏江申聞候間、相待候内、同人義佐吉方聞合候處、右様之商ひ不仕候由ニ付、平藏義驚入候様子ニ而、翌廿九日本銀町會所屋敷藏地家主喜三郎を以申入候ニ者、紛數在方米買請候段申訣無之、全ク荷主越ヶ谷宿鍛冶屋治兵衛と申者方より買受候間、右治兵衛罷越候迄、兩三日相待吳候様相頼候ニ付、任其意相待申候、然ル處十二月二日前書佐吉より手紙差越、右之米荷物出先ニ而平藏方江賣渡候旨申越候間、翌日佐吉方江罷越、唯今ニ相成右様被申出候而者、全貸名題ニ相當、殊ニ印形等も相違仕候間、仲間取締も不宣、種々相掛合候得共、彼是申紛取敢不申、全荷主ニ而紛數印形相用荷物積送り、只今ニ至佐吉並平藏、荷主次兵衛と馴合候哉と奉存候、右様荷主共方ニ而紛數印形相用荷物積送り、江戸町所、江直商ひ仕候而者、私共商賣體手薄ニ被成、仲間議定も相崩不取締ニ罷成、行々問屋共渡世差障、乍恐難義至極仕、無是悲御訴訟奉申上候、何卒御慈悲ヲ以相手之者共被召出、御吟味被仰付被下置候様奉願上候以上、

地廻米問屋四拾四番組行事

湯島切通町家主

文政十一年正月廿八日

願人	源七事	權	七
	五人組	平右衛門	
	淺草平右衛門町清三郎店		
	同	彌右衛門	
	家主	清三郎	
	神田佐柄木町代地清五郎店		
相手	平	藏	
	南傳馬町貳丁目源兵衛店		
同	佐	吉	

御奉行所様

この事件は偽判もあり、貸名義にもなり、かなり悪性のものであつたから、従つて訴訟に及んだのであらう。二月五日訴狀に裏書が與へられたが、同十四日に相手方が日延を申入れた。しかし日延中何らの交渉もなく、終に谷村源左衛門掛りに依つて取調べられ、結局被告側が不利に陥り、訴訟を取下げて貰ひ、和解を乞ふに至つた。その和解書は次ぎの如くである。

差上申濟口證文之事

無是正月廿八日御訴訟申上候得者、二月五日可罷出旨御裏書頂數相濟、當日双方罷出、同十三日迄御日延奉願上、翌十

四日双方罷出、相手方返答書奉差上、其後御吟味ニ相成、御日延奉願上候、然ル處平藏義夫亥十一月廿七日越ヶ谷宿銀治屋次兵衛方越ヶ谷米四拾六俵買受候處、問屋之外直買之義者不相成候義ニ付、相手之内佐吉義者素人懸意ニ有之、問屋株も所持致罷在候間相咄候處、同人方江買取、平藏江賣遣シ候ハ、子細も有之間敷と存、佐吉義召仕共江ハ不申聞、送り狀江印形いたし遣候處、平藏義越ヶ谷宿銀積送り候米ヲ佐吉にも不申聞荷揚いたし罷在候處、米問屋行事ニ被見留候義ニ付、其節佐吉者留守ニ而同人召仕共者平藏江之送り狀江印形致候儀ヲ不存候ニ付、彼是紛敷挨拶いたし候間、行事共義疑敷存、御訴訟申上候義ニ者候へとも、右之通平藏義相頼、佐吉義貸名題致候も同様之趣意相分り、佐吉平藏共重ニ不調法奉恐入候、依之取扱人ヲ以、平藏義ハ以來直買ニ紛敷義致間敷旨、并佐吉義者前書奉申上候通貨名題之紛敷取斗致候始末、右兩人共誤入、向後右體紛敷義致間敷旨、右兩人より證文取之、以來双方無申分、熟談内濟仕、偏ニ御威光ニ難有仕合ニ奉存候、依之爲後證濟口證文奉差上候處、仍而如件

文政十一年三月七日

(以下略)

さらに平藏、佐七、並びに荷主治兵衛からも詫狀を入れ、この一件は落著した。その詫狀の名宛は「地廻米問屋四拾四番組行事、三河屋權七、鍵屋彌右衛門」になつてゐる。しかし一番組所屬の淀橋町の記録中にも記載してあるところを見れば、事實は地廻米問屋仲間提出したのと同様なのであらう。

同年にはさらに同様の事件が訴訟となつてゐるが、一一記録を轉載するのは煩雜に耐へないか

ら、要領を記すと、武州多摩郡野中村百姓重右衛門といふ者が、彌五左衛門と改名し、江戸へ出て、麴町拾壹丁目に住居し、文政十年八月頃より在方から雜穀を直引受け、問屋同様に手広く賣捌いてゐることを發見し、翌十一年二月屢々掛合つたが要領を得ない。止むを得ず七月廿九日訴訟に及んだ。八月九日双方罷出、裁判が行なはれた。原告側の言分は雜穀仲間は從來その仲間を取極め米穀に准じ、渡世してゐたが、文政七年五月地廻米穀問屋へ加入し、米、雜穀、売蕎麥、實蕎麥、小麥及び粉名等は仲間以外の直賣買は不法であるといふにある。これに對し被告は挽拔と呼ぶ實蕎麥は雜穀の内ではなく粉名の方に屬するから仲間ならずとも差障りないと主張した。結局證據調べとなり、三番組所有の古帳面に、明和貳年六月十三日地廻米穀問屋に雜穀一式の品取扱ひを命ぜられてゐることが判明し、彌五左衛門は以後その仲間に加はるか、又は直受けせざるか何れかを撰ぶことを命ぜられた。即ち彼は粉名は在方から直受けするが、雜穀は勿論實蕎麥、売蕎麥も直引受けはせぬといふ一札を入れて落著した。

五

上述の文政七年の規約は大綱のみで未だ詳細な規定を缺いてゐた。いろいろの事件が起るにつ

れてその不備が目立つて來たので、文政十一年（一八二八）に再び仲間規約を改正した。やや重復の嫌ひはあるが、重要な條項があるから、その全文を左に掲げる。

- 「地廻米問屋之儀、古來關八州其外奥筋入津有之候米雜穀共直引請賣捌來候處、享保十一年年中、町御奉行所様々仲間爲取締番組被仰付、一同難有渡世相續罷在候、然ル處近來仲間多人數ニ相成、殊ニ商賣違ひ之仁等加入被致、混雜仕、自ラ仲間仕法相崩レ不取締ニ罷成候ニ付、今般一同相談之上相改、左ニ取極申候
- 一 御公儀様御法度之趣堅相守可申候事
 - 一 送り狀無之荷物一切引請仲間數候事
 - 一 貸名題決而致仲間數候事
- 但 荷主衆又者懸意之仁より被相頼候共、決而致仲間數候、若紛數義有之候ハ、仲間相除キ商賣爲相止可申候事、
- 一 米直段高直之節、圍米等決而致仲間數候事、
 - 一 米直段下直ニ而買持米御用被仰付候ハ、可成丈ケ出精米買持可仕候事
 - 一 商賣牒之義ニ付急成御公用者勿論、何様之儀出來候共、年番大行事江通達之上、惣寄合可致候事
 - 一 米雜穀共仲間外ニ而直請致候仁、又者荷主衆直買致候義有之候得者、月々入津高御書上ニ相洩、且仲間差障ニも罷成候間、等閑ニ差置仲間數、早速年番大行更江通達之上、掛合可申候事
- 但 何レ之組出入出來候共、惣仲間一統申合、諸支取斗可申、且入用之義申年一同相談取極候通、最寄見留候組より差出可申候事

一件間新加入株讓替名前印形改所替共、文政七申年一同取極候通堅相守可申候事
 一近來仲間多人數ニ相成、殊ニ商賣違之仁等加入被致、混雜仕、自ラ仲間仕法も相崩、不取締罷成候ニ付、今般一同相談之上、是迄有來人數ニいたし、當時新規加入之義相見合可申、万一加入致、新見世相始度仁有之候ハ、其最寄組ニ而當人身元相札、可成丈け同組之内休株爲讓請、商賣相始可申、若亦新規加入いたし度申出候仁も有之候ハ、左ニ取極候通急度取斗可致候事

一新加入之仁有之節者、組々惣人數江、弘爲振舞料壹入別銀五匁、當人ノ差出、加入爲致可申候事

但 掛り御役所定例入用并其外入用共別段差出可申候事

一休株讓受之仁有之候節者、株金仲間弘メ入用共一式金拾五兩差出可申候事

内金七兩也 爲株金讓主江渡ス

金五兩也 其組弘メ蒸籠代

金壹兩也 惣仲間江同斷

金貳分也 年番大行事組江同斷

金壹兩貳分也 御役所御書替入用

但 株札無之仁讓替ニ相成候節者、札代金貳分讓主ノ差出可申候事

一休株之仁商賣相始候節者、休中入用相除キ置候義ニ付、左之通蒸籠代差出可申候事

但 金壹兩貳分也 其組蒸籠代

金壹兩也 惣仲間江同斷

年番組江同斷

但 一株札有之仁者惣仲間蒸籠代金壹兩貳分相減遣候事

一株札無之仁者惣仲間蒸籠代之内ニ而株札取捨遣候事

尤春秋大參會之節惣行事一同立合焚印致候事

一改名家號改之節者、左之通差出可申候事

但 改名弘メ 金壹分也 惣仲間江差出可申候事

轉宅弘メ 金壹分也 右同斷

家號改弘 金三分也 右同斷

金壹分也 年番組江同斷

一大行事年番之義、文政七申年取極置候通、順達可致候事

一仲間内商賣相休候仁有之候ハ、年番江相届ケ、當人株札其組行事方江相預リ、商賣一切爲致申間敷候事

右之條、古來ノ仲間仕法取極有之候處、猶亦今般一同相談之上稜と差極、仲間爲取締目印木札取捨、壹人別所持致候上者、

聊違背致間敷候、爲後日組、一同連印致置候處仍而如件、

地廻米穀間屋

大行事 壹 番 組

組々惣人數連印

文政十一年十一月

文政七年の規定と比較して、最も注意すべき點は罰則を設けたことと加入金を賦課するに至つたことである。前者は當然もつと以前に設けらるべき筈のもので、むしろ遲きに失する。後者はこの種の獨占團體が組合員の増加と共に、常に設けざるを得ない制限規定であり、ギルド等の場合と全く同様である。

かく規約を改訂して株仲間の獨占を鞏固ならしめんとしたが、問題は依然として解決されない。その一つの問題は次ぎの訴訟事件が説明してゐる。即ち翌文政十二年に、芝四拾二番組、四拾八番組から、品川宿、澁谷その他近郊の米穀商を相手取つて、米直請一件について訴訟してゐる。この事件は恰も淀橋町における場合と同性質のものであり、江戸町の範圍の不明瞭なため、その發展から當然惹起されざるを得なかつたものである。今ここにはその濟口證文のみを掲げてその顛末を示すに止める。

「 差上申濟口證文之事

一地廻米問屋行事、芝金杉同朋町家主留五郎煩ニ付代金兵衛、同所通壹町目藤七店藤兵衛煩ニ付代吉助一同申上候、私共義古來々番組御定被下置、毎月米入津高書上、猶亦米直段高下有之候節ハ、問屋共銘々相應之 御用向相勤候ニ付、仲間取締宜渡世仕來申候、然ル處武州品川宿、同所續大井村之内御林町其外目黒澁谷邊、米商賣人共義、米穀類在方ハ船

積、岡附共、勝手次第直取引受候ニ付、問屋共方渡世差障相成迷惑、別而左之者共儀手廣ニ引請候間、以來直請相止候様、度々及掛合候處、御代官御支配所ニ而者在方荷物直ニ引受候共、不苦由申之、難相止旨申候得共、他之御支配ニ而も町續之場所者、千住宿、四谷内藤新宿其外口之儀も、都而私共仲間江加入仕罷在、無株ニ而米穀共直キ受仕候者無之、取締宜渡世仕來申候處、右鉢狸ニ直買仕、別而高直之節岡附ヶ船積共、右場所ニ而過半引留買揚候ニ付、最寄問屋共方入津無數、且問屋共儀者口、出買御法度之趣堅相慎、出買一切不仕候處、荷主共義者右之者共相場不同買取候直段ヲ目當致候故、毎度問屋共迷惑仕候、猶此上増長仕候ハ、問屋渡世行立不申、難義至極仕候ニ付、無是悲左之者共相手取、去丑三月十四日御訴訟申上候處、

御裏書中神田佐久間町ハ致出火及大火、問屋並春米屋共多く類焼仕候ニ付、同九月ヲ限り在方直キ買 御免被 仰出候間、訴訟御下ヶ奉願候、然ル處右期月相立候而も直買相止不申、猶已前より増長仕候ニ付、此節相手方江及掛合候處、勝手次第可致旨申之取合不申、乍恐難義至極仕、無是悲又候去丑十一月廿二日御訴訟申上、同廿九日可罷出

御裏書頂戴□(張紙脱落二字不明)當日一同公事合罷出、相手方ハ返答書差上、其後被召出御吟味相成候處、相手之者共無株ニ而在方ハ米穀類直ニ買受候而ハ相場直段不同相成、自ラ一統之差障相成候段相辨、掛合之上、品川歩行新宿久治店彦平義ハ御利解之趣ヲ以、町方御支配ニ而地廻米問屋之内願人共組合江致加入、是迄之通在方米穀直キ買致度旨對談仕、北品川宿市左衛門店伊八、同所續大井村之内御林町家持仁兵衛、同伊兵衛、右三人之者とも義者、向後在方米穀一切直買致間數旨取極、武州中澁谷村百姓久藏義者、追而右願人共組合江加入いたし候ハ、格別、夫迄者在方米穀一切直キ買致間數旨取極、其段銘々訴訟人方江書付取之、已來双方聊無申分、右出入熟談内濟仕、偏 御威光と難有仕合奉存候、依之爲後證濟口證文差上候處仍而如件

この品川宿の場合は淀橋町の場合と異なり、仲間組合を作つてゐなかつたらしく、全體として江戸地廻米穀問屋に加入するといふやうなことはなく、個個に加入不加入を決定したのである。そして加入した者のみが直買を許されることになつたのである。

次に問題となつたのは前にもその例を掲げた素人と在方との直買である。天保二年の訴訟事件がそれである。例に依つて訴状、濟口證文、詫證文等が掲げられてあるが、その一一を示す必要もないから、事件の顛末を記した一文だけを紹介して置かうと思ふ。

「此度米、雜穀、實蕎麥、亮蕎麥共在方々專ラ 御府内町、江直買致候義ニ付、一同差障リニ相成、且は規矩も崩、難礙罷在候所、當十月九日四谷傳馬町壹丁目彌吉店彌兵衛方ニ而實蕎麥貳俵直買致候ヲ見留懸合及候所、荷主は武州入間郡安松村吉右衛門と申者ニ有之、買主買主共迷而相詫、已來米穀問屋之外直買直買共致間敷旨申聞候間、其段別紙一札取之相濟シ申候處、尙又同月廿日市谷田町壹丁目金七店清右衛門儀、實蕎麥貳俵、武州新座郡白子村伊丹屋忠左衛門方直買致候ヲ見留申候、然ル所清右衛門儀は去ル四ヶ年已前、子年中、仲間行事々廻町拾壹丁目太兵衛店彌五左衛門江雜穀直買一件ニ付、同人ヲ相手取、

榊原主計頭様江奉出訴候砌、清右衛門外四人引合ニ被 召出、濟口證文江連印致、直買不相成旨相辨へ乍罷在、今度直買致候儀ニ付、不得止事、當十月廿四日、榊原主計頭様江御訴訟奉申上候所、御懸りは中島三郎右衛門様ニ而、御吟味之上、

清右衛門儀は先年彌五左衛門濟口之廉も相辨乍罷在、右様始末及候段、願人々も

御奉所江行對し、重々不埒ニ付、當人罷出候ハは答メ可申付程之儀、願人江幾重ニも相詫早々内濟可仕候様敷御利解有之、同人々日延致吳候旨相頼被申、度々日延致遺候所、日延中荷主白子村忠左衛門方も、同渡世万屋善兵衛と申者を以、違而相詫被申、清右衛門方々厚々相詫申候ニ付、兩人方々別紙一札取之、十一月廿日濟口證文差上、熟談内濟致候」

この事件の間屋側の當事者はこの「記録」の屬する地廻米穀問屋壹番組之内、雜穀仲間行事の柏木成子町傳右衛門店佐兵衛であつた。家主傳右衛門は角筈村名主で、前記渡邊氏の先祖である。この帳簿にはこの天保二年の事件を最後として白紙數葉が残されてあつた。

以上の記録に依つて、吾人は多くの示唆を受け得ると思ふ。地廻米問屋仲間の擴大や仲間制度の獨占排他主義についてはすでに指摘した。さらに幕府當局はこの仲間組合を大體において支持する方針であつたこと、又問屋仲間がしきりに違反者の發見に努めたに拘らず、その所罰は——少なくとも表面に現はれたところでは——將來を戒めるに過ぎなかつたこと、又かうした違反者は恐らく相當あつたものと思はれ、それが又問屋仲間の買入直段が比較的安價であり、之に反してその賣價は高價であつたのではないかと考へさせる。かくして天保二年の後、約十年にして、水野越前守忠邦の間屋仲間廢止の令が下つたのであつた。その間に相關聯するところがあるとも

考へられる。しかし天保改革は全く今までの幕府の方針と正反對のものであつたから、それがこの地廻米穀問屋に與へた影響も甚だ大であつたらう。彼等が如何にこの急激な變化に對應したか、又その結果はどうなつたかは、吾人の最も知りたいところであるが、惜しいことにはこの記録が早く十年以前の事件を以つて終つてゐる。

七

この株仲間の獨占性の薄弱さは單にこの地廻米問屋に限らず、株仲間に一般的ではなかつたかと思はれる。それは幕府が仲間株を認めながら、新しき同業者——アウトサイダーをも一概に排斥しなかつたその政策に起因するものであらう。ここに他の一例として江戸太物問屋に關する記述を紺野浦二著「大傳馬町・附仕入帳」から紹介しよう。

著者紺野浦二は大傳馬町の舊家川喜田久太夫氏の筆名である。川喜田家は伊勢の津の名家であり、その大傳馬町に江戸店を開いたのは寛永十二年のことであるといふ。この舊家に秘藏せられてゐる多くの資料を基とせられ、その才筆に依つて大傳馬町の追憶を綴られたのが本書である。やにも「太物店免許八ヶ條」や、「伊勢店制度」や、「我國民間紡績業の先がけ」の如きは、單に

隨筆的考證たるに止まらず、經濟史にとつても重要な資料である。しかし經濟史の立場から見れば、下巻「仕入帳」に收められた原資料には頗る有用なものがある。以下それらに依つて太物問屋仲間の性質を記述しよう。

第一に掲げられてある「町内記録寫」は寛永二年十月町年寄から奉行への書き上げである。大傳馬町において太物商賣の間屋を營んでゐた者七十四軒の略歴を記したものであるが、その劈頭に太物問屋町としての大傳馬町の形成を次ぎのやうに記してゐる。(句讀點は筆者、以下同様)

「太物商賣之儀八十年貞享二年丑年迄者善右衛門、七左衛門、喜三郎、四郎左衛門、四人ニ而問屋仕候處、御當地御繁昌ニ付、國國より送り荷物多罷成、我我共七十人の方へ茂手筋(を)以、段々荷物送り來り候、然所銘々居住せまく、荷物取捌成兼申ニ付、人人他町引越、荷物商賣可致旨相談仕候得共、右四人者共申候は金銀指引等茂有之候所、隔り申候は相互ニ不勝手ニ罷成候、我我四人の方を賣場所ニ而取究、壹丁目ニ而問屋商賣仕候様ニ迄申候付、双方相談之上庭鏡相究、貞享三寅年の中買相止、當年迄以來七十四人共ニ問屋商賣仕候」

少しく字義の通ぜぬところもあるが、四人の間屋が七十四人に増加し、太物問屋が大傳馬町に軒を並べた由來を知ることが出来る。

かの國學者本居宣長を生むだ小津屋一家の名も多く見えてゐるが、小津屋孫右衛門が本家で、小津屋三四右衛門が宣長を生むだ分家の祖であらう。ここに後者の分を拔萃して置かう。

「私儀勢州松坂住所罷在候、御當地同町親類御座候手筋を以、貞享三寅年太物問屋商賣仕來り、小津屋十右衛門名代跡式共、元祿十年私方へ仕舞取、當年迄九年、前十壹年、以上貳十ヶ年以來、送り荷物引請、問屋商賣仕候、此段少茂僞不申上候」

ここに一寸疑問になるのは、小津屋三郎右衛門といふ名がこの記録のなかにあることである。小津分家の系圖にある三郎右衛門は慶長十七年に生まれ、江戸に木綿店を創めた人で、元祿元年に死んでゐる。従つてこの記録にある三郎右衛門ではない。然るにその養嗣子定治は通稱三四右衛門を名乗り、その後は代代三四右衛門である。この記録の三郎右衛門は如何なる關係の者か解らない。そこに何か訣があるのであらう。又上記の十右衛門なる者も不明である。

宣長に對する興味から餘談に互つたが、大傳馬町における太物問屋が徳川時代の前半にすでに大なる發展を遂げてゐたことは上掲の文書でも明かであるが、その後如何なる變遷をしたかといふに、遺憾ながら多くの資料がない。恐らく享保頃に仲間株が形成されてゐたらうと思ふ。文化末頃の「大傳馬町木綿問屋商法書上」の中に、

「木綿問屋之儀古來、町内并ニ白子組十八人ニ限有之候處、近來狸ニ直仕入致候ニ付、文化二丑年中北御奉行所様之兩組御亂之儀願出候、其旨御開届有之候、以來組外之者とも直仕入不相成旨被仰渡候、依之取締之儀白子組ニ爲取替規定い

たし候ニ付、費親類同店たりとも一切取次ニ紛數差略無用ニ候、萬一相背ニおひてハ急度可及相談事」(圖點筆者以下同じ)

又組合加入については、

「新規加入店有之候節は、仲間取引爲引當金千五百兩已上之活券狀相預、則名主に預ヶ置可申候、并ニ證人身元儲成相立置可申事并ニ其節町規書相渡し可申候事」

徳川時代の株仲間が歐洲のギルドのやうに嚴密な獨占排他的方法を探り得ず、かなり曖昧な程度で満足してゐたことはこの太物問屋仲間の場合でも同様であつた。右の規定にも違反者に對しては單に急度談じ込むといふ制裁があるだけである。従つて他町において同商賣を営まれても如何にも致方がなかつたのである。同じ文書の張紙に「株さへまだきまらず株がきまれば何時でも願はれる事かと存候」といふ批評の附してあるのを見ると、文化頃においてさへも、太物問屋の株なるものはかなり曖昧なものであつたと思はれる。しかしこのことは徳川時代の株仲間の特質であつて、程度の差はあるが多くの株仲間に通の現象であつたやうである。

かうした株制度の發達にも拘らず、大傳馬町の太物問屋は寛永二年の七十四人から減少して嘉永四年の「太物問屋名前書上」に依れば二十人となつてゐる。何故にかく減少したかといふ理由

として、編者紺野氏は頭書に、「七十人餘りの名前も時代が下ると、絶家したり、又世の中の進歩は大資本化を來して、終に二十餘人となつたものでせう」といはれてゐる。それと共にさらに他方他町の同業者のことも考へなければならぬ。

前掲「商法書上」にもこの人員の減少を歎いて、他町の者で假組を作つてゐる者を強制加入せしめんとして次ぎのやうにいつてゐる。

「新加入之者先年より規定之通金千五百兩ニ准候地面活券狀、封印之上名主ニ相預ケ、木戸内え出見せ、或者引越仕來ニ御座候、今般假組ニ被仰付候者共内ニも私共組内に差加候而茂宜敷身元之者も相見へ申候、私共組内人少ニも相成、他國え之聞取如何ニ奉存候間、從來商法相辦加入仕候様相成候得者、町内明地或者他商賣之者無之様罷越可申と奉存候間、私共方えも加入仕候様被仰付候ハ、難有奉存候」

その外他町の者が勝手に太物問屋を營むことについての不平は隨所に見られる。例へば寛政二年十一月の「木綿直段御吟味ニ付御返答竝願書巨細之寫」の中にも、

「近年無株者とも並ニ在者とも迄も差別なく直仕入仕、元方ニ買流行シ候ニ付、私共斗嚴敷申合買止メ仕候通も、右之者とも無差別買取申候而者、……………、自然と引下ケ不申道理奉存候間、古來被爲仰付被下置候問屋株之者之外、無株之者とも直仕入仕候様被仰付被下候様奉願上候」

その外「寶永・寶曆年中木綿問屋株式御調書」といふ嘉永四年四月の書き上げにも無株の者と

の訴訟事件について詳細な記述がある。それについては紺野氏が頭書に説明されてゐる。

「寛永・寶永の頃の大傳馬町の見識も時代が下つて寶曆ころのやうやく複雑して來た幕府の政策の前には不満を堪へ忍ばなければならなくなつて來ました。無株の者達へ奉行所の判決は、

一、大傳馬町へ出店を出して向後商體を續けて可とするもの。

二、大傳馬町へ出店をせずとも大傳馬町とよく談合して商體を續けて可とするもの。

右の二様になつてゐまして、大傳馬町の間屋側は訴訟に勝つて勝負に敗れたかたちです。」

それらの内には白木屋彦太郎、越後屋八郎兵衛等の名も見える。いふまでもなく今日の白木、三越の祖である。しかもこれらの訴訟の相手方である無株の者の数は四十七人に及び、當時の大傳馬町の間屋の數と殆ど匹敵する。かく有力な無株業者が多數にあつては、大傳馬町の間屋がその後さらに減少し、前述の如く二十軒ばかりとなつたことも怪しむに足りない。この太物問屋の例は徳川時代の株仲間の性質を知る上に參考となるので、敢てここに付載することにしたのである。

第三章 貨幣制度の本質

普通徳川時代を米遣ひの經濟と稱する。それは初期にあつて米穀が貨幣と同様に使用された事實がある一部に存してゐたことと、貢租が物納であり、武士の俸祿がそれに依つて評價されてゐたといふ事實に依存するものである。しかし徳川時代の經濟全體を代表するものとして「米遣ひ」といふことは人を誤解させるものである。それならば當時の著者の屢々用ひる金銀遣ひといふ言葉は當時の經濟狀態を指示するに適當な表現であるかといへば、これにもかなり疑問がもたれる。當時の貨幣制度は金本位制度でもなければ、銀本位制度でもなく、又金銀複本制度でもない。從來徳川時代の貨幣制度を説明するのに、金銀錢三貨通用を以つてする。金銀錢何れも地金を基礎として價格を定められ、法定比價は存してはゐるが、實際にはその時時の相場に依つて決定され、法定比價は殆ど無意味なものとなつてゐた。そして金及び錢は數量を以つてなす定位貨幣

であつたが、銀は秤量貨幣であつたと説明する。勿論この説明は誤謬とはいへない。しかし個個について見ると、金銀の如きは眞に貨幣といふべきや否やについて、かなり疑問さへもたれる。銀は秤量して交換の用に供し、金は枚數に依つてなすといふが、必ずしもかく斷言は出来ないやうである。今一二顯著な例を掲げると、延寶二寅年四月十八日の町觸に、

「一當春より町中小判之吟味つよく諸人令難儀之係相聞候、舊冬迄用來候小判無相違前前之ことく可用遣之、於金座直小判ニ今度改新極印打之由ニ候得共、向後可相止旨申渡候間、新極印無構常常之通取遣可仕候、若違背之族在之ハ可爲曲事者也」(「徳川禁令考」第六帙一六三頁)

元祿改鑄以前のことであるから、ここにいふ「小判の吟味つよく」は量目不足に對する穿鑿と考へてもよいと思ふ。偽造に對する吟味としては後半の文章が意味をなさない。さうだとすれば、かなり早くから小判、即ち金貨に對してもかなり量目を問題としたものと考へられる。元祿改鑄後、種々なる品質の金貨が流通するやうになると、益々吟味するやうになつたことは容易に想像される。私が徳川時代の文書を整理しつつある際にも、それが證據となるやうなものを發見するが、ここには瀧澤馬琴の文政十一年戊午日記中の一節を引用しよう。彼が九月三日に大丸で買物をして支拂つた小判について次ぎのやうな記事がある。

「今日持參の小ばん目方少かる候に付、三匁引けのよし、大丸にて右之段申に付、不得已三匁引せ勘定いたし遣す、右之小判は、當夏西村やより請取候五兩之口に可有之候へども、程過候事故、手損いたし不_レ及_二沙汰_一」(『近世文藝叢書』第十二、一〇九頁)

鑄造技術の拙劣であつたことも、かうした現象を生ぜしめたのであらうが、一般にそれらが一個の貨幣としてよりも、金地金の商品として取扱はれたといふ感が起らざるを得ない。

金銀錢三貨が混用せられ、その價值は時時に需要供給に依つて變動する状態は眞の意味で貨幣なりや否や疑問である。このことは故瀧本誠一博士の「日本貨幣史」中にすでに注意されてゐる。即ちジイドがこの種の金片は最早實際上の貨幣でなく、金塊に過ぎないといつてゐるのを引用され、「斯る状態にある金片が貨幣なりや否やは別問題として、此金貨に就て謂へる方法は、仍ち徳川時代の銀貨に付て恰當することであつて、銀貨丁銀豆板銀一個は略々一定數量を有したるも、其の金貨又は銅貨に對する關係に於ては、時時に其値の變動を見たのである。」(同上七三頁)。唯私はそれが單に銀貨ばかりの問題ではなく、金貨についても殆ど同様にいひ得るのではないかといふことと、この點を十分に究明することが徳川時代貨幣制度の本質を明かにする一つの鍵ではないかと考へるのである。

以上米、金、銀、錢の外に、徳川時代の通貨を明かにするには、さらに藩札を問題とする必要がある。明治四年の調査に依れば藩札を發行した藩は二百四十四藩、幕府直領(縣)十四、旗本領九を算へてゐる。かく各所で藩札の發行されたことを單に藩財政救済のためとして看過することは出来ない。

私は以下それぞれについて少しく考察をなし、徳川時代貨幣制度の本質を少しでも明白にして見たいと思ふ。この點を明かにすることは、やがて所謂徳川封建經濟の本質を明かにすることであり、又わが國における貨幣經濟の展開を明かにすることにもなる。唯今日までに利用し得た資料は未だ不十分である。その點において以下の小論は一つの試論に過ぎないものである。

二

米が貨幣同様に物を買ふ役目をした事實は徳川時代の著作にも見えるが、多くは錢の十分に行きわたらぬ地方などで例外的に使用されたものである。しかし日雇の給料などに米又は麥を與へたことは、丁度下級武士に何人扶持がつけ加へられたやうに、かなり末期まで行なはれてゐる。それらについては後に述べるつもりであるが、徳川封建社會の一つの慣行とも見るべきものであ

らう。その外にも頼母子などに米を以つてなした例は初期には相當に見られる。次ぎの如きはその一例である。

「 預り申米頼母子之事
一米高合壹石八斗なり

右之頼母子伊勢路村伊左衛門宿本致候頼母子米札入ニ而落預り申所實正也、相みち申迄米壹斗五升麥三斗ツ、急度かけと
け可申候、若運ミ仕候者質物としてし、ひろ之田書入申上候、相當程ハ急度相渡シ可申候、爲其手形狀如此候以上、

元 祿 貳 年
己ノ十月廿八日

いせち村

吉三郎 印

請人 文四郎 印

頼母子惣仲間中江

しかし米穀類をかうした方面に使用することは漸次に減少して來た。このことはかの米の御張紙値段と米價との關係についてもいひ得られるやうに、米穀の商品性が次第に増大し、その貨幣的性能を漸次に離脱するに至つたからである。米が價値の標準となるよりも、金銀の方が一般的になつて來たのである。従つて米穀が純粹に貨幣的役割を勤めたことは、全體として例外的現象と見てもよからう。唯徳川時代の封建的様式が米穀を特殊な商品としたことは否定し得ない。し

かしここに注意を喚起したいことは、貢租の米納についてである。貢租が米の收穫高に割宛てられたことはいふまでもないことであるが、實際に收納されたものの大部分が米ではなく、金銀であつたことである。勿論幕府の貢租が淺草の御藏に輸送されたり、各藩の貢租が大坂の藏屋敷に送られたには違ひないが、それはすでに商品として賣却されるために送られたのである。所謂藏米取の旗本は札差から金を受取るのである。私はこの間の事情を知行取の旗本について少しく説明して見たい。

旗本がその所領から貢租米を請取することは殆どないやうである。唯飯米として自家用の分を送附させることはかなり一般的である。そこに自然經濟時代の名残が認められる。高持百姓はその石高に割宛られた數量を名主又は庄屋の家に運ぶ。名主はこれを検査して收納した後に、地頭の自家用米を除いた殘餘を穀屋に賣却する。又は自ら穀屋を管む者も少なくなかつたやうである。そしてその代金を地頭の屋敷に送附する。又もしそれが江戸の穀問屋に關係があれば、時には直接穀問屋から旗本領主に送金される。何れにしても領主は貢租を直接に米穀を以つて請取ることはない。例へば、

武藏國葛飾郡吉野村、嘉永七年寅十一月の分（松彌壽之進所領）

「目録

一米五拾四俵 田方納辻 但シ四斗入
延口共

内

米 貳俵 名主給米被下候

同 貳斗 人足夫持米被下候

同 貳斗 大豆代米被下候

ノ米三俵

差引米五拾壹俵

此石貳拾石四斗

相場七斗五升

代永廿七貫百八拾壹文貳分

一永貳貫四百四拾六文 畑方納辻

一永貳百五十文 大豆代永

ノ永廿九貫八百七拾七文貳分

(以下地頭所先借差引は略す)

かうした例を重ねることは甚だ容易ではあるが、徒らに煩雜を増すのみであるから、これを省

略する。旗本にとつては藏米に收納することは甚だ面倒であるために、恐らくかうした例が一般的になつたのであらう。中には名主が地頭所の賄方一切を取計つてゐた例も少なくない。第一篇第二章第一節第二節にすでに例示して置いたから、ここでは繰り返さない。要するに貢租の「割附帳」や「皆濟目録」に現はれてゐるのは、表面上のものであつて、實際には一般に「勘定帳」と呼ばれてゐるものに眞の收支が審かにされてゐるのである。

かうした領主とその領地との關係がここに地方的な金融機關を必要とし、特殊の金融關係を生じてゐる。即ち領地の名主又は問屋→江戸の出入商人→江戸屋敷の金融關係である。今一例として上總國部原の江澤家と江戸商人と領主との間に取替された爲替手形數通を紹介して置かう。

(一) 江戸商人より江澤へ

「爲替金手形之事

一金四拾三兩也

但通用金也

右之金子濱勝浦久我三十郎殿國許江持參之金子ニ御座候處當方江受取爲替ニ仕候間此手形相廻次第御引替ニ書面之金子御
同人方江御渡可被下候爲後証爲替手形仍如件

安政三辰十一月廿六日

江澤縫殿助様

なるかや 茂兵衛印

(裏書) 表□之金子樋ニ受取申候以上

久我三十郎

(二) 江澤より江戸商人へ

「爲替納金之事

一金貳百兩也

右者別紙添帳御披見之上此手形著之節例之通濱町御屋敷地方御役所江書面之金子御納被成可被下候爲其徴券仍而如件

安政三辰年二月十三日

江澤潤左衛門

水戸屋次郎右衛門殿

(裏書) 表書之通無相違受取申候

辰 二月

坂井清兵衛

(三) 江澤より江戸商人へ

「 覺

一金百兩也

右之金子此書付御引替ニなるかや新兵衛方江無相違御渡可被下候爲念如此御座候以上

慶應貳寅年十一月卅日

江澤潤左衛門

和泉屋三郎兵衛殿

(裏書) 表書之金子樋ニ請取申候以上

辰十一月晦日

奈るか屋新兵衛

(四) 江澤より江戸商人へ

「 爲替納金手形之事

一金貳百兩也

右者本所横川端 御屋舖江此手形御引替ニ御上納可被成候爲念券文仍而如件

慶應三卯年八月八日

上總郡 江澤潤左衛門

なるかや忠兵衛殿

(裏書) 表書之通受取之申候以上

卯八月十三日

中西重治

以上四通の手形に依つて示されてゐるやうに、武士が國許に金子を持參する場合でも(一)、武士が國許から金子を受取る場合でも(二)(四)、現金を運ばずに、出入商人を通じて手形を以つて金融が行なはれてゐたのである。かくの如き例は大體各地の間に見られるが、ここにこのことを例證して置くのは、徳川時代における地方的金融の存在を讀者に記憶して置いて戴きたいために外ならない。後に論及するところと關係があるからである。又動もすれば徳川時代を極端に自然經濟的に考へる人もあるので、敢て例示したのである。

しかし大體上述の傾向は旗本、もしくは小諸侯に見られるのであるが、この場合百姓から名主までは明かに穀納であるが、それから先が金納となつてゐるのである。このことは明治になつてから小作料が穀納であり、地租が金納であるのと比較して見ると、本質的に大差ないことになる。しかし大名の例を見ると、多くは藏米を收納してゐるので、この場合は百姓から名主又は庄屋、それから地方役所までは米で收授され、それから後に米を商品として取扱ふことになる。

以上に依つても明かであるやうに、ある程度まで自然經濟の殘滓とも見らるる形態は存在してはゐるが、全體としては米は商品化されつつあつたと見てよい。唯すべての百姓が市場を目標として生産したかどうかは疑はしいが、生産されたものを賣却して金銀を納付する形態が進めば、その生産物は結局商品的なものとして取扱はれざるを得ない。従つて地方の名主や大百姓が地主化して、次いで穀屋を營む者を生ずることになる。さらに酒屋となり、又は質屋などの金融業を營み、商人化してゆく形はかなり普遍性を有してゐると見てもよい。

三

米に次いで金銀が問題となるが、通常關東は金遣ひで、關西は銀遣ひであるといはれてゐる。

しかし必ずしも江戸で銀が使用されず、大坂では金が遣へないといふわけではない。ある程度まで兩方とも使用されてゐる。唯概していへば江戸では金、大坂では銀となつてゐる。かく金銀使用の範圍が自ら限定されたのは、金銀兩貨を同時に使用することが甚だ不便であつたことも、その原因をなしてゐたとも考へられる。三井高維氏は江戸大坂の金銀相場の成立を外國爲替と比較して次ぎの如くいはれてゐる。

「即ち其江戸に於ける相場の成立は、爲替の受取勘定相場に當り、従てその高値は、大阪の下値に當る。之に對して大阪の金相場と云ふものは支拂勘定相場に當るが故に、その安値は、江戸の高値に當るわけである。蓋し江戸時代の金銀爲替と云ふものは、主として大阪に於ける幕府の金藏と江戸の金藏の間に於ける所謂『御爲替』といふものと、三都間の兩替屋及三都に取引ある商人間に於ける一般の爲替と云ふものがあつて、それ／＼に爲替手形等の形式なども備はつて居り、『江戸爲替』或は『上方爲替』等の取組が頻繁であつたから、自然爲替景氣と云ふものが生じたものである。金銀相場の變動は、この爲替取組の多少による爲替相場と密接の關係があつた。是れ即ち江戸時代の爲替相場の特色である。要するに、江戸時代の江戸及上方間の金銀流通状態が、今日の外國爲替に比較すべきものであつたといふ事は、金銀相場變動の一素因として最も注目すべき事である。」（兩替年代記關鍵「卷二考證篇二四六頁。」）

兩地域間の金又は銀の現送を出来るだけ避けることに依つて、兩者間の取引を決済する金銀爲替の相場が発生することになる。現送の危険と費用とがその開きの限度であつたらうが、このた

めに金銀貨の使用はかなり節約され、局限されたであらう。明和二年に五匁銀を作つて、十二枚を以つて一兩とし、又安永元年に南鐐二朱銀を發行したことは、幕末における一分銀などと共に徳川時代の貨幣制度を益々混亂させるに過ぎないものであつた。何故ならばそれは金銀比價を強いて公定せんとする結果となり、金遣ひと銀遣ひの區別を無視する結果となつたからである。最初に述べたやうに、一般に金銀錢三貨は秤量と計數とを以つてし、未だ本位補助の制度がなく、所謂物品貨幣であつたといはれてゐる。換言すれば金も銀も何れも商品的性質を有してゐたのである。金銀の生産額がその本途値段——買上價格——制度等のために減少を來たし、又貿易に依る流出等のためにも減少し、金銀の不足を來たし、流通の困難を生じたのに對し、他方幕府の財政救済のために元祿の改鑄が行なはれた。この元祿の改鑄は金銀の商品性を無視したものである。新井白石が、

「異朝にしては中世より此かた寶鈔と錢とを通じ用ひ來り候由に候、我國にても近世に及びここの國郡にて紙札といふものを以て其國郡に通じ用ひ候は即ち彼寶鈔の法に相同じ事に候、しかればたとひ其品下り候とも當時におゐて其法を改定せられ、天下に通ずべき由御沙汰候上は、六十六州の人誰かは其法に違ひ背く事の候べきや、しかるに金銀の價高下し候事は、兩替の事を以て家業とし候もの共、をのを其利を相謀り候て、ひそかに金銀の品を論じ定め、その定め候の外には賣る事も買ふ事も得ず候によりて、金ある人は銀と錢とにかふべき所なく、銀ある人は金と錢とにかふべ

き所なくして、金銀錢三つの寶相通じ用ひ難く候ひしかば、農工商の類は申すに及ばず武士といへども兩替の者共の申す旨に任せざる事を得ず候によりて、つゝに天下の利權は兩替の者共の掌の中に落候て、天下の大法といへどもわづかに一國一郡を領し候人の紙札を以て其領内に通じ行ひ候事にも似ず候歟」(「白石建議」七)改
貨後議七

と述べてゐるが、白石のこの議論は金銀の商品性を知らぬ議論である。金銀の品質を落さずして紙幣を發行した方が、むしろ問題が少なかつたであらう。元祿、正徳、元文、明和、文政、天保、安政と何回にも互る改鑄にも拘らず、兎に角金銀が貨幣的に使用されたのは、金銀流通の範圍が比較的局限されてゐたことと、金銀が一種の商品であり、品質を吟味しつつ交換され得たからである。従つて金一兩といつても、銀六十匁といつても、それは單に抽象的な稱呼を意味するに過ぎなかつた。故にそれらは米と同じく相互に常に變動する交換比率を制定し、それに依つてその時時に交換されるに過ぎない。米相場が變動する様に、金銀相場も變動する。從來金銀を以つて徳川時代貨幣制度の中心をなすが如く考へる者もあつたやうであるが、金銀は決してその本體をなすものとは考へられない。この點についてはほ錢、紙札等を考究した後、再論することとしよう。

四

錢も相場に依つて變動することは金銀と同様である。又品質に依つて多少の差違を生ずることも同じである。所謂天保錢即ち天保通寶の百文錢が百文に通用しなかつたことは有名である。しかし錢は金銀とは異なつた性質と職能とを有してゐた。錢は一般の通貨として最も普遍性を有してゐた。従つて庶民生活に關係すること最も多く、荻生徂徠を始め、徳川時代の識者にして錢を論じた者が少なくない。かつ金銀ほど品質に左右されず、一一吟味して使用するほど高價なものでもない。従つて一般には個數に依つて容易に遣り取りしてゐた。

徂徠が享保の不況期に際し、

「當時如何様ノ事ヲシテ世界ヲ賑フスヘキト工夫スルニ、錢ヲイルニシクハナカルヘシ、惣シテ金銀ヲ金附石ニテ心見テ位ノ克ト言、兩替ヤ抔言事ニテ大キニ愚ナル事也、元祿ニ金銀ニ歩ヲイレテ金ノ性アシケレト、錢値段サマテチカワネハ、慶長ノ金ノ位ト替ル事ナシ、當時元祿金銀ヲ吹スキテ性ハ克成タレト、錢ノ値段元祿トカワラネハ是又元祿ト全ク位替ラヌ也、一兩ハヤハリ一兩也、二兩ニモ三兩ニモツカワレス、サレハ性克成タル詮ハナシ、元祿ノ金銀ヲ吹直シ性ノアシキ儘ニテ世界ノ金銀ヲ半分ヨリ内ニヘラシタルト全ク同意也、今錢ヲビタ、シク吹出シテ一兩ニ七八貫文ニシタラハ、金銀ノ員數ハ半分ニ減ジタレドモ、位一倍ヨク成ル故、元祿の金銀ヲヤハリ吹直サスニ置テ、金銀ノ員數如レ元ト全ク同意成

ベシ、金銀ノ誠ノ位ト云物ハ、錢高ク成バ位下リテ、金銀ノ威光働少ク、錢安ク成バ位上リテ、金銀ノ威光働強ナル事ニテ金銀ノ性ノ美ハ何ノ詮モ無事也」〔政談〕卷二〕
といひ、

「錢ヲバ至極ノ安キ物ニ極テ、是ヲ土臺ニシテ金銀ノ強キ弱キハ見ル事也」〔同上〕
といつてゐるのも、錢が一般に普及して居り、物價の基礎をなすものと見て、意味のある言葉である。

勿論初期にあつては、錢も前述の如く物品貨幣であり、その賣買に天秤を使用し、量目を秤つたのであらう。しかし後には天秤を有することは、錢兩替の株を標示するに過ぎぬことになつたのであらう。例へば天秤讓渡について

「口演

一、是迄兩替仕來候伊せ屋昌兵衛様、御天秤此度拾五番組赤坂町河村清兵衛様方へ譲り渡ニ相成、御役所向其外相濟申、此段御承知可被下候、以上」〔兩替年代記關鍵〕卷二考證篇二四六頁〕

の如きは、その一例であり、又無天秤にて錢賣買をなした者が兩替屋仲間に詫を入れ、「然ル上は向後釣錢差引等に而も兩替ニ似寄候義、一切爲致申間敷」〔同上三六八頁〕といつてゐるのも同様である。錢の如き安價なものについては一般には個數で行なはれてゐたのである。かの一文錢百

枚を一さしにして自由に使用した慣習に依つても、錢が金銀とは異なり、一般に通貨として自由に流通してゐたことを知り得る。換言すれば商品的性質は殆どなかつたと見られよう。

殊に一さし百文の中から四文を減じて九十六文で百文に通用したことなどは、錢の貨幣的性質が見られる。それと共に日本人の貨幣に對する考へ方に關聯する面白い現象だと思ふ。委細はここには省略に附するが、徳川時代にもこの慣習に疑問をもつ者が少なくなかつたと見え、隨筆などでその理由を説明しようとしてゐるものもあるが、何れも附會の説が多い。例へば

「今皇國にて、天下通用の錢幣を、九十六文を以て、一百文とせし事は上杉修理大夫定政の家老、長尾將監が孫、左右衛門が子、四郎左衛門景春、後に伴玄と稱せし者の、作りなせる制にして、成ほど能き工夫なり。配分などせん時に、丁百文にては、三ツに分つ時には、三十三文三厘三三三となりて、平均なり難し。九十六文にては二ツ割、三ツ割、至極通用便利也」(梅乃塵)

の如きである。何に依據したか知らないが、素より論ずるに足りない。要するに百文一さしにして計算することが便利であり、普通の取引(日常の小錢遣ひにあらず)においては、百文を單位とするところから、概數で足れりとしたものであらう。又後に述ぶるが如く小錢が拂底したことから、一層かういふ慣習を便利としたのかも知れない。

何れにしても錢は一般通貨としても最も普遍的に使用され、殊に惡幣流行せる元文以後にあつては、錢の需要は一層増加した。齋藤坦藏の「徳川氏貨幣志」に、

「元年間貨幣ヲ改鑄セシ以來、惡貨再出シ、庶民皆之ヲ惡ミ、貨主ノ貨物ヲ大坂ニ運輸スルニ、其代價ハ金銀貨幣ヲ以テセス、錢貨ヲ以テスヘキコトヲ囑セシカハ、錢貨ノ需要頓ニ其數ヲ倍シ、價格亦騰貴セシカ云云」(同書百九十一頁)

とあるは何に據つたか明かにしてはゐないが、草間直方の「三貨圖彙」卷五に記してある如く、

「江戸ハ文金一兩ニ錢二貫七八百文(筆者註法定は一兩に四貫文なり)、コレニ依テ高直ニ致スマジキ旨、度々嚴令アリテ、兩替ノ者共糺サレシカバ、大坂表ハ錢入津少ナキ處、當秋(元文二年)以來西國北國ヨリ積登ル、米綿始メ諸色ドモ、多分代錢ニテ持チ下リ、市中愈錢乏シク困窮ス、コレニ依ツテ他國へ錢ヲ積出ス事停止セラレ、御觸書 元文三年、二十目七八分ヨリ五六匁ニ至リ、國國へハ密ニ私ノ相對ヲ以テ二十八匁ヨリ、卅目ニシテ交易ス、ココニ於テ隱シ賣リ、買シメ等穿鑿ヲ遂ラレ、咎ヲ受ル者少カラズ、此上錢高直ニ成ラザル様ト、種々糺明セラレ、市中御觸數度出サル、然レドモコレヲ用ヒザルニヨリ、猶又嚴數吟味ヲ遂ラレ、古來ヨリ銀ニテ賣來リ候諸品、錢ニテ賣申儀コレアル間數、前前ヨリ銀直段ノ品類ハ銀ニテ賣リ、錢ニテハ交易致スマジキ旨相觸ラル、其制令ヲ用ヒズ、錢ニテ賣買致ス者追々糺明セラレ、彌他國へ錢遣シ候事ヲ嚴數停止セラレ、是迄錢極メノ物モ、他國へハ銀ニテ遣スベク、相背クモノハ過料・曲事仰付ラレ、市中甚喧シク騒動セシナリ、右ハ其ノ頃錢拂底ノウヘ、改鑄ノ文金銀位宜シカラズ、市民歸服セズ、又諸國共新文金銀行ハレズ、眞偽ノ疑惑コレアリ、依ツテ諸品代錢ニテ積下ダスベキ様、國國ヨリ注文コレアリ、其ノ上文ノ字銀小玉少ナク、小銀ノ受拂是非ナク代錢ニテ取扱フ故、愈々錢乏シク高直ナリ」

といへる事實に基づいたものであらう。

かくの如きは金銀改悪のみ依存するのではなく、一般に錢の使用の普及したことがその最大なる理由と考へられる。その後盛んに錢貨を鑄造し、又仙臺通寶の如く、藩に依つては、その藩流通の錢貨を鑄造したものである。従つて錢の相場も公定價格に復し、さらに明和・安永の頃から一層下落して、兩に六七貫文になつた。

〔其後文化年ニ至リ九匁ヨリ三四分(錢一貫文につき、筆者註)マデヲ常トス、故ニ元文ノ頃トハ事替リ、錢ヲ以テ賣買スル品類モ今皆銀直段トナリ、前前ヨリ錢極メノ物、或ハ貫錢ヲ以テ今日ヲ送ル傭夫ノ者ドモハ、錢下直ニ付甚困リ云云〕
〔三貨圖彙〕卷五〕

といはれてゐる。

しかし實際上錢が豊富となつたかといへば、決してさうではなかつたやうである。地方に依つては錢拂底に依つて甚だ困却したところもあり、その相場も下直ならざる地方も見受けられる。錢があまり拂底であつたために、錢の代用として紙札を發行したところもある。紙札の表面又は裏面に明かに「正錢拂底ニ付」と記してゐる(後圖参照)。又江戸にあつても嘉永頃には相場は兩に六貫貳三百文であつたのに錢拂底であつたと見え、次ぎの如き記録が残つてゐる (〔兩替商年代記關

錢〕卷一、三六四頁)。

「乍恐以書付奉申上候

一御定兩替屋三組行事芝宇田川横町熊次郎地借徳兵衛、三番組須田町貳丁目金藏地借物兵衛外七人奉申上候。去ル十一月中旬比ヨリ追々兩替錢拂底ニ相成候間、最寄諸商人共へ精々買廻仕、少々ツツ買取次第小賣致居候得共、當十二月初旬ニ至リ、猶拂底ニ相成候ニ付、其段可申上奉存候處、山の手芝邊其外ニ同渡世之者共、御呼出相成候趣風聞及承候間、厚 御世話被爲在候儀と乍恐難有仕合ニ奉存候ニ付、差扣罷在候儀ニ御座候。然ル處拂底段不申上罷在候處御尋ニ預リ、何共奉恐入候。何卒前文之字細聞召被爲譯、御慈悲御沙汰奉願上、以上

嘉永六丑年

芝宇田川横町

十二月十一日

熊次郎地借

三組 徳兵衛

外八人

御番所様

かくの如き錢の拂底が一般の經濟生活に大なる影響を與へたのは當然である。殊に江戸大坂のやうな大都市において、最も痛切に感じたには違ひないが、それらの都市では錢の供給も亦容易に行なはれたらうから、比較的問題は少なかつたであらう。然るに地方の宿驛の如きは日常の人馬往來に多額の小錢を必要としたのにも拘らず、錢拂底で大いに迷惑したらしい。天保十四年四

月に下總國生實村の助郷騒動の際にも「錢不足の場所に有之、難澁至極の事」といふ記事のあることは第二篇第三章第二節に指摘した。従つてこの拂底に對する應急策として、紙札を發行した宿驛も少なくない（第五圖・第六圖）。その外普請所とか（第七圖・第九圖）、鑛山とか（第八圖第十圖）、日傭人足を多く使用するところでは矢張り錢拂底のために紙札を發行してゐることが多い。

元來紙札はかなり古くから始まつてゐて、伊勢領の紙札の如きは慶長以前、又は足利時代に始まつてゐるといはれてゐる。しかし徳川時代には各藩がその財政救濟の一手段として發行し、そのために當時の論者からは、一般に惡策として擯斥されてゐる。當時においては紙幣發行を是認する論者は頗る少ない。それにも拘らず各藩共に藩札を發行し、幕末に至るにつれて益々多くなつてゐる。明治新政府がこれを買收するに必要とした額は、紙幣二千二百六十一萬八千二百八十八圓、銀銅貨二百三十一萬六千八百六十五圓餘であつたといふ。これは買收したもののみであるから、然らざるものはなほ多かつたらうと思ふ。しかもそれは紙札の額面以下であつたらう。第十一圖に示したやうに勢州松坂の壹匁の羽書は壹錢五厘の大藏省印が捺され、勢州山田の同じく壹匁預の羽書には壹錢四厘とされてゐる。如何なるわけで一厘の差を生じたのかは解らない。



第五圖 伊福宿貨札

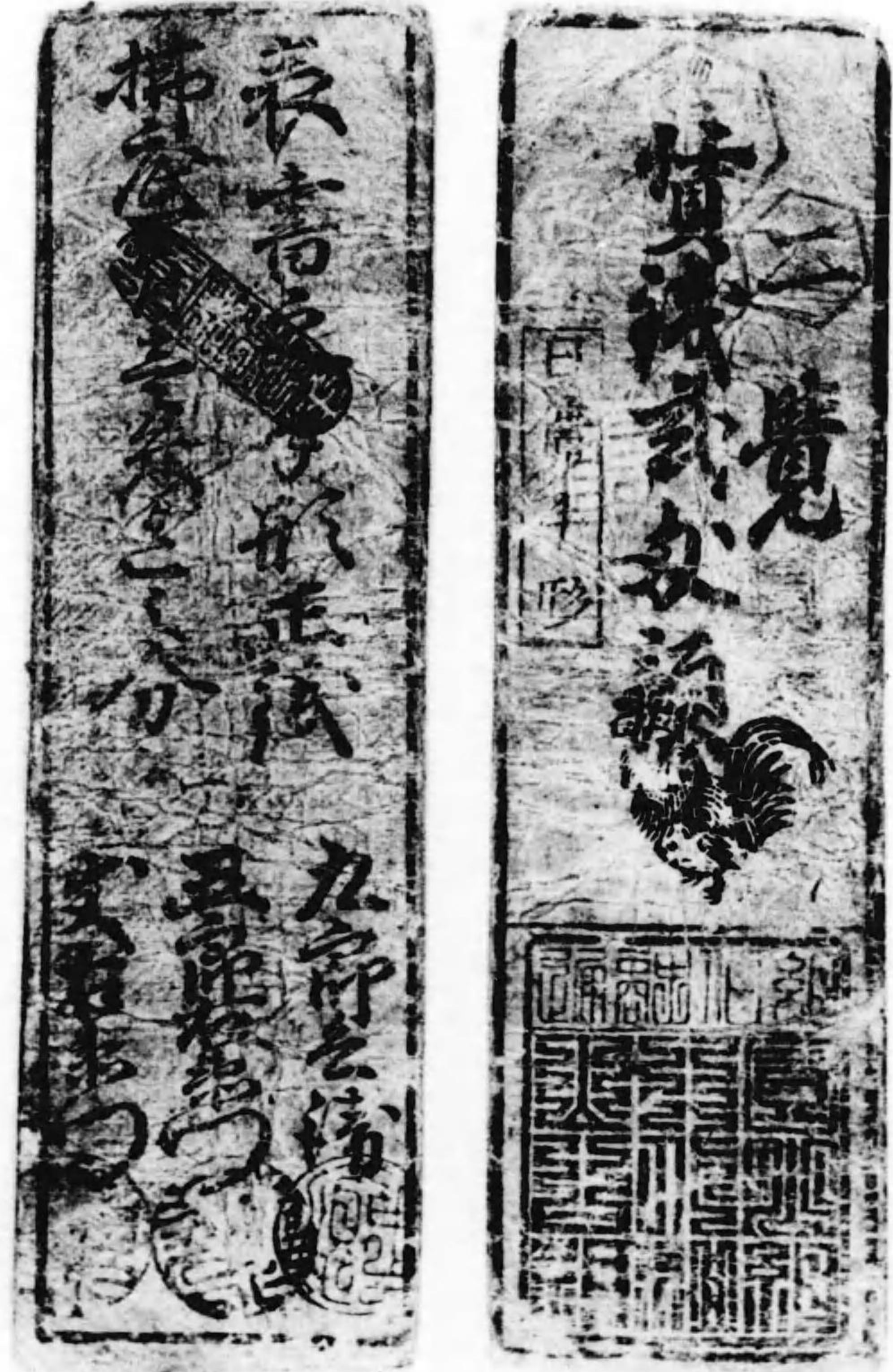
第七圖 人足切手



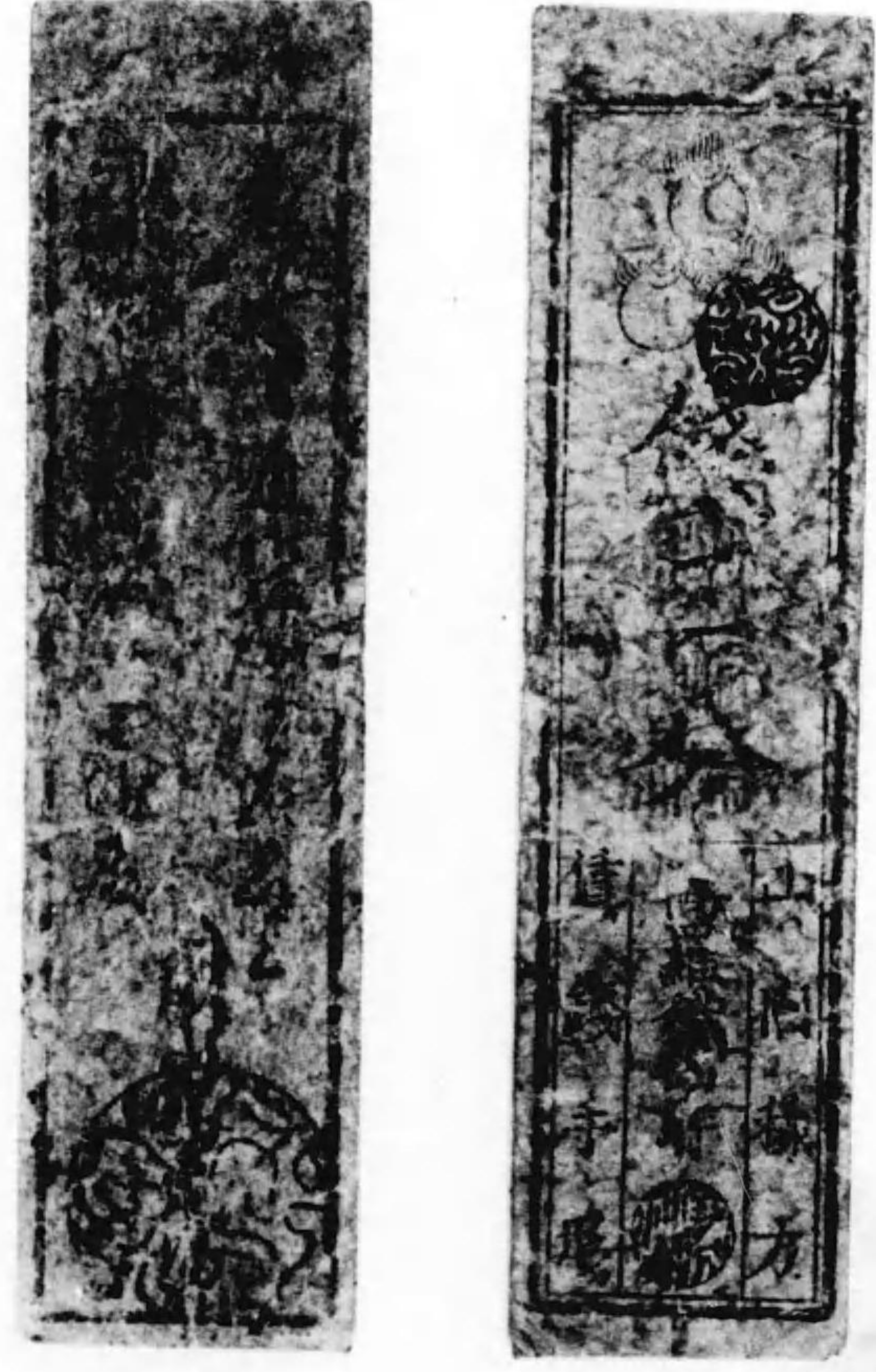
第六圖 石原宿・吉田宿貨札



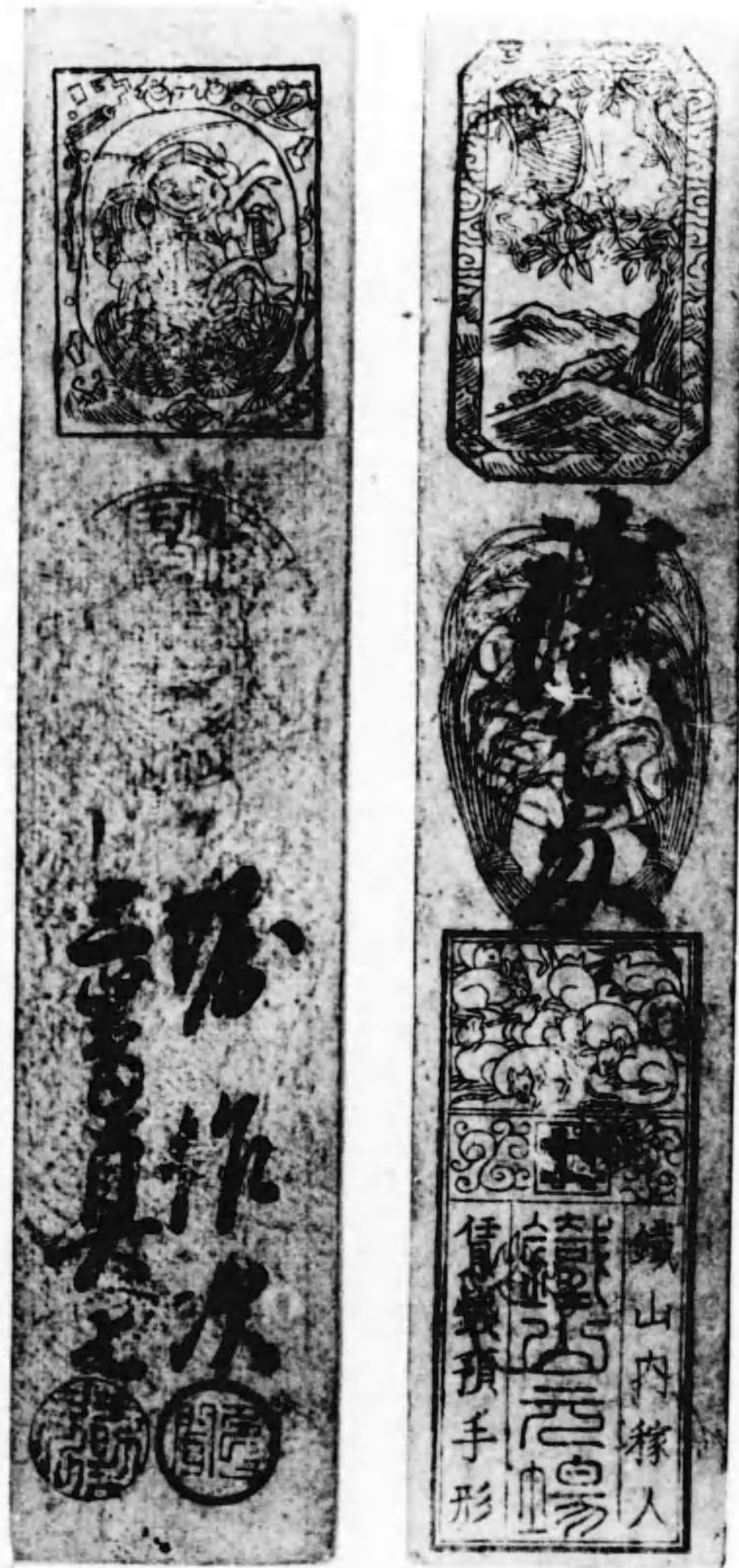
第九圖 日履手形



第八圖 鐵山貨札



第十圖 鐵山貨札



第十一圖 勢州松坂及び山田羽書



何れにしてもかく多くの藩札、もしくはその他の紙札の發行されたのは、單に財政救済のためとのみ解することは出来ない。殊に比較的小額の紙幣がかなり發行されてゐる點から見ても、その發行理由の一つとして通貨の不足を擧げることが出来るであらう。要するに徳川時代における貨幣經濟の發展と共に、鑄貨の不足を生じ、そのために一方武士階級の財政難も生じたらうが、他方金融流通にも不足を生じ、あるひは惡幣の鑄造となり、あるひは紙幣の發行となつたものと考へられる。

五

以上私は大體徳川時代にあつて貨幣的職能をなしてゐた米・金・銀・錢並びに紙札について主要な點を略述した。その結果として次ぎのやうなことがいへる。徳川氏が天下を統一すると共に、金銀錢の三貨を基礎とする全國的貨幣制度を樹立した。然るに貨幣經濟が進展するにつれて、その貨幣制度そのものに存する矛盾とその後になされた改惡とに依つて、漸次に惡化して、著しく後退性を示して來た。換言すれば貨幣制度は封建化し、地方化したといへよう。

江戸・大坂・京都を始め大都市その他における大取引は金銀を以つて呼ばれてはゐるが、それ

らの商品的性質が著しいために、出来る限り金銀そのものを直接に移動しないで、爲替その他の方法で決済するに至つた。大坂が銀を、江戸が金を使用しながら、兩者間に金銀を輸送することをなすたけ避けたやうに、地方と地方との取引にも現金を避けて、爲替手形を以つてした。最初に示した例の如き爲替手形のやうな信用制度が想像以上に各地間に發達してゐるのは、貨幣經濟が發達しつゝあるのに比して、貨幣制度そのものが後退してゐるためであつて、決して眞の信用制度發展の結果ではない。

従つて貨幣の流通は地方的である。勿論金銀錢の三貨は全國何處でも通用した。しかし前掲の大坂における錢貨移出を禁止したり、又富山の賣藥行商人に藩内の貨幣持ち出しを禁じたり、法律的に流通範圍を局限した例もあるし、實際上他に運搬する危険といふ自然的制限も存してゐた。従つて金銀錢何れも各地に依つて相場を異にしてゐる。故に徳川時代にあつては、ある一定時の金銀錢の相場を知つても、それはその時その地方の相場であつて、それを以つて全國同様であると推斷することは出来ない。

藩札その他の紙札の流通は勿論一定範圍に局限されてゐる。伊勢山田の羽書は鳥羽、和歌山、藤堂藩などでも流通したとのことであるが、むしろそれは例外で、概して著しく限定された範圍に止まつてゐた。従つて他領に出る時には、今日外國に旅行する時の如く、藩札では役に立たない。しかもそれらの地方的紙幣は一般民からは排斥されながらも、領内では強制的に、しかも今の紙幣とは異なり、頗る不利な條件の下で流通してゐたのである。

かくの如き貨幣流通の下にあつて、最も普遍的な貨幣は錢であつた。従つてその材料たる銅が特に重要視され、幕末安政五年の條約に際しても、金銀地金及び金銀貨幣は自由に輸出入を許可して置きながら、銅及び銅貨は制限した。即ち銅は政府の專賣とし、銅貨はその輸出を禁止してゐる。錢はこの點から見ても、徳川時代の貨幣經濟に最も重要な役割を有してゐたと解すべきものであらう。

要するに徳川時代の貨幣制度は未だ近世的に完成されたものとはいへない。又當時の爲政者も、識者も貨幣の本質について十分に知らなかつた。しかしそのために國民はかなり早くから紙片に依る流通に慣らされて來たともいへるし、それが明治以後の紙幣政策に有效であつたとも考へられるかも知れない。貨幣の本源的機能である交換の一般的媒介物たる機能は主として錢又は紙札に依つて果たされ、金銀はむしろ主として派生的な價值貯藏の機能を果たすものとされたといつてもよい。もしそれ價値の尺度としての貨幣的機能に至つては頗る不確定であつて、單に概算的

な、一時的な、地方的な標準を示すに過ぎなかつた。これ今日徳川時代の物價を明かにせんとしても、その把握すべきところが明かならずして、吾人をして常に甚だ當惑を感ぜしめる所以であらう。

第四篇 幕府の社會・經濟政策

第一章 社會問題對策

第一節 失業問題

一

徳川時代に失業といふやうな問題があつたらうか。少なくとも失業といふ熟語は行なはれてゐなかつた。徳川の社會制度がもし完全に行なはれてゐたとしたらば、勿論今日いふやうな失業者はない筈である。當時において武士・百姓・町人の區別は身分的區別でもありと共に、職業的區別でもある。すべての者がこの三民の何れかに屬し、何れかの職業に従事するのが當時の理想であつた。しかし三民の何れにも屬し得ない職業があつた。一方僧侶、醫師の如き社會の上流に近き者、他方俳優、穢多、非人の如き社會の下流、又は少なくとも表面上それから除外されてゐた人人があつた。それらは特殊階級として、特殊の職業に従事する者である。

これら階級相互間には勿論多少の動搖があつた。しかし本質として、武士は武士、町人は町人

であつた。武士が町人になり、百姓が武士となることがあつたとしても、それは例外である。一般的現象ではない。そしてそれらの職業は何れも長期の訓練の後に、世襲的に傳へられる。親の職業を子供の時から見習つて、時には同職の他人の飯を食つても修業し、親の名を継ぎ、親の職業を繼ぐ。その職業は親個人の職業でもなければ、子供個人の職業でもない。親も子も引くるめての家の職業である。所謂家業である。この意味で徳川時代には家が職業を失はざる限り、失業はない。従つて近世的意味の失業は存在しないことになる。

もし個人にして、その家の業を棄つる者があれば、それは同時に社會から見離されるのが普通である。五人組の制度とか、勘當久離の制度がこの關係を鞏固にする組織であつた。唯その個人が特殊の才能を有するがために、特殊の職業に入り込んだり、何らかの好運に依つて、新しい正業の途を開き得ることもある。しかし大部分は浮浪の徒となつて、人別帳から除かれてしまふ。所謂無宿者である。かく家と職業との密接な關係が、徳川時代の經濟生活の根幹をなしてゐるのである。さらに換言すれば、身分的關係と經濟的關係とが密接不離の状態にあるのである。今徳川時代の失業といふ問題を明かにするためにも、特にこの點を注意して置くことが必要なのである。

武士の家に生まれた者は武士となり、百姓の家に生まれた者は百姓となるとすれば、人口の増大するにつれて、武士、百姓の職業分野の増大が要求される。社會が固定的であり、靜的であれば問題がないが、發展的であり、動的であれば頗る問題となる。殊に當時の社會の中心であつた武士と百姓とにとつて最も難問題であつた。この點については町人は動産を主としてその對象とする者であつたから、比較的容易に職業範圍を擴大し得る餘裕があつた。従つて假りにここでは町人を問題から除くこととする。これに反して武士と百姓とは徳川の初期から問題となつてゐた。

二

徳川時代の初期から早くも武士の困窮が始まつてゐる。彼等は上は大名から下は何人扶持かの下士に至るまで、大體一定の収入に依つて生活してゐる。従つて生活程度の向上するにつれて生活は困難になる。しかし彼等は武士として庶民の上に位するからには、それだけの格式を維持しなければならぬ。彼等が財政難に陥るのは當然である。しかも彼等は總領以外の男子をも扶持しなければならぬ。徳川時代において長男は次男以下に比して、頗る優位にある。身分も地位も生活も保障されてゐる。これに反して次男以下は武士であるといふだけで、何ものをも與へら

れない。分家として新しく秩祿を賜はる者もあるが、小祿の者はそれも出来ない。他家に養子に行くか、一生冷飯を食つて終るかである。従つて次男以下の不平の徒に家を棄てて浮浪の徒となる者もあり、又は他の自由の天地に青春の志を伸ばさんとする者もある。これらは自ら家業を棄てざるを得ない。一種の失業者といへるだらう。

それに對し主家の破滅せるため、家業を失ひ、浪々の身となつた者は、最初から多かつた。殊に徳川氏が諸大名の勢力を削減するために、嚴格なる相續法を嚴守したため、未だ相續人なき内に當主が死亡し、家の斷絶した者もあつた。又豊臣恩顧の諸大名で取潰さるる者も少なくなかつた。故に初期からこの種の浪人の數は少なからずあつた。彼等も一種の失業者である。

以上の如くして生じた武士の失職者は徳川期を通じて少なからず存在してゐたし、又彼等が社會に及ぼせる影響も大であり、徳川期の重要な社會問題の一つであつた。唯普通浪人と呼ばれる者の内には、上記の如き純粹の武士の失職者ばかりではなく、他の庶民出身の者もあつたが、大部分は武家出である。故に先づここでは武士の失職者として、浪人問題を取扱つて置く。

第一に注意すべきは、浪人の性質が初期から末期に至るにつれて、漸次に變化してゐることである。初期における浪人は、未だ戰國の世からさまで遠くない。徳川の天下と雖も何時か覆らん

とも限らない。一朝事あらば、その武勇を現はして、再び世に出でんと志してゐる者が多かつた。又事實彼等の間には武功の者も少なくなつたのである。ある甲州浪人が餓死した後、その鎧櫃から、軍用金と書いた包の内に金子百兩と武具とが出たといふ話もある。この頃の浪人の心情を描いたものである。

従つて初期の浪人は現状破壊者である。少なくとも現状破壊を希望する者である。これは現状維持者である幕府の當局者から見れば、頗る危険思想家である。浪人取締は頗る嚴重を極めた。熊澤蕃山や山鹿素行が危険思想家視されたのは、單に幕府の准官學たる朱子學に反對であつたばかりではない。むしろ浪人にして、人望あることが、幕府の最も忌避するところであつたのである。

幕府は浪人禁壓策を採つたが、何らの救濟策をも講じなかつた。熊澤蕃山が幕府の費用を以つてなすこれら浪人の救濟法を論じてゐるが、それは勿論實行不可能であつた。よし又この案を採用したとしても、前述せる理由から生ずる浪人の増加を如何ともなし得なかつたであらう。唯世の中は今日のやうに世智がなくなつた。何らかの手段を講じて新しい職業へと轉換を試み得る餘地があつた。かくして浪人の性質に著しい變化が現はれ始めた。

慶安四年の由比正雪の亂以後、幕府の對浪人策は益々嚴重になつた。加ふるに幕府の地位は表面上、益々安定するやうになつて來た。浪人自身さへも戰國の世は全く夢の世となり、唯人の語るを聞くに過ぎなくなつた。世の中が泰平を謳歌するやうになると、浪人の世渡りは頗る困難になつて來た。武士の表藝たる武術だけでは生活し得なくなつた。赤穂浪士の義學も就職戰術の一つであるなどと論ずる論者が出る所以である。武士の失業苦は元祿末から次第に深刻になつて來たやうである。しかし未だ元祿の一種のインフレーション景氣の時期には、何とか内職をして過ごすことも出來たが、享保期に移るに及んで、一層生活苦は増大した。かの山下幸内なる一浪人が吉宗の緊縮政策を批評して、唯一向に儉約を奨励し、奢侈を禁止したため、内福者の金銀が動かず、小身なる細工人や商人等が、その日を過ごしかねるといつたのも、彼自身の生活難に基つて論じたものとも考へられる。

浪人が最初に轉換し得る職業は、儒者とか手習師匠のやうな智的職業であつたが、やがて漸次に手工業的方面へ移つて行つた。これは浪人の生産的方面への轉換として、最も注意すべき傾向である。しかしかうした平和的な、生産的な方面に這入り込み得ずして、浮浪の徒となつて、博徒の群に流れ込む者、無宿者となり下る者も少なくなかつた。幕末期に至ると、急激にこれら

の浪人群が歴史の表面に現はれて來る。これらの浪人群は幕末になつて急に出來たのではない。幕府の無策は絶えず武士の失業者を増加させてゐた。唯幕府の權威の疑はれなかつた間は、彼等は沈黙忍従してゐたに過ぎない。故に一度幕府の權威に動搖を來たすや、急に諸地方に浪人の蠢動を見るに至つた。浪人の自由なる活動振りは諸藩の不平分子を驅つて、脱藩せしめ、浪人群に一層力を添へる結果を生じたのである。これらの浪人群の幕末における活動は無方針であつた。勤王もあれば、佐幕もあつた。彼等の大部分にとつては、就職の好機會に過ぎなかつたからである。幕府が浪人に三人扶持二十五石を與へて、新徴組を作り、一方浪人鎮撫の役にあて、他方彼等自身に生活の保障を與へたのであるが、この對策はすでに遲きに失してゐた。

三

さらに轉じて他の方面を観察して見よう。それは百姓についてである。藩山は百姓がその所有の田畠を子供に分割し、次第に小百姓となり、終に共倒れになることを指摘し、「たわけ」といふことはこれから始まるといつてゐるが、事實法律上はこの分割相續は多く禁止されてゐた。しかし實際には大分行なはれてゐたやうである。百姓も亦武士同様、又はそれ以上に人口の増殖を

恐れる。百姓も土地からの収入に生活の基礎を置く。新田の開発はさう容易に出来るものではない。生産力を増大するためになされた農業技術の進歩改良には相當見るべきものがあつた。しかし武士の困窮は終局の負擔を百姓に轉嫁する。正當の年貢の外に種々なる雜税が加はる。幕末に近くなると數百種に及ぶ。勿論それがすべて一人の百姓に賦課されるわけではないが、百姓の重加は漸次に甚だしくなつた。百姓はその家業を棄てて都會に走る。結局都會で成功して一家をなすか、又は浮浪の徒となる。社會組織が固定化するにつれて前者は少なく、後者は多くなつた。そして彼等は都會（都會といつても、大きなものは江戸と大坂ぐらゐであるが）における勞働群を形成する。

しかし當時において、農村を離れることは、今日考へるやうに、容易なものではない。單に交通機關が不備であるばかりではない。社會組織が移住を禁止する方針であつたからである。百姓がその郷關を出るためには、一一届け出なければならぬ。他郷に移住するためには、その現住村の名主又は庄屋の認可せる人別送りを必要とする。困窮の結果、故郷にゐられなくなつた百姓は逃亡するより外にない。彼等は出奔人として籍外者とされる。所謂無宿者である。故によくよくでなければ出奔するやうなことはない。

しかし制度の目を抜けて都會に出る。江戸のやうな大都會はその點において特に寛大である。又絶えずさうした餘剩勞働者を要求してゐる。日雇人足の需要は毎日諸方に起る。後には日雇座の制度も出來たが、人入稼業の親分に依頼して生活の途を講ずる。しかし彼等が何時も職業を得らるると限らない。しかし今日のやうに個人主義的觀念は發達してゐないから、何とかして食つてゆくことが出來た。しかし結局は博徒、浮浪人に陥てゆく者が大部分であつた。徳川時代を通じて、さうした浮浪群が漸次に増大した。單に江戸、大坂のみならず、宿宿驛驛に、さうした臨時勞働の必要なところには絶えず群をなしてゐた。この點は近世の失業群に似てゐるともいへる。

四

かくして浮浪の徒は増加し、それが武士出身であると、百姓出身であるとを問はず、その浮浪性は著しく社會の安寧を害するものとなつて來た。荻生徂徠が、「元來薦被無宿の者は死と紙一枚程ならでは隔てぬ者成る故、恥を知らず、刑をも恐ず、放縱なる者也」といつてゐるやうに、これらの浮浪の徒の増大は社會にとつて甚だ危険であつた。當時の重要な社會問題の一つであつた。

幕府の採つた對策は例に依つて甚だ姑息であつた。普通乞食非人として車善七の手下となし、籍外者となした。徂徠も指摘してゐるやうに、かかる手段が拙劣であり、「世の移り行ほど増ぬべし、世の末に成たらん時は、乞食の内より如何やふのこと出來すべきも計り難き」ことは明瞭である。その以後この一種の失業群の増大は益々烈しい。かの徳川末期に、都會における打毀しや地方における農民騒動に、これらの者が如何なる役割を演じたかは、これを想像するに難くない。

享保時代にはこれらの無宿者が何らかの罪惡を犯した場合、重ければ遠島にも申付けるが、大部分が門前拂ひである。これでは實際上何らの効果を擧げ得ない。然るにそれから五十年ばかり後、寛政度になると、人足寄場、即ち懲役場を設け、さらに成績優秀な者には就職の途さへ與へんとしてゐる。この點においてこの法令は特に意義があるから、左に全文を掲げる。

「其方共儀、無宿之者ニ付、佐州表江可差遣處、此度厚き御仁惠を以、加役方人足ニ致し、寄場江遣し、銘々仕覺候手業を申付候、舊來之志を相改實意ニ立かへり、職業を出精いたし、元手にも有附候様に可致候、身元見届候ハ、年月之多少ニ無構、右場所を免し、百姓業生之者ハ相應之地所を被下、江戸出生之者ハ、出生之場所江店をもたせ、家業可爲致候、尤公儀よりも職業道具被下候歟、又ハ其始末ニより相應之御手當可有之候、若又御仁惠之旨をも辨へず、申付ニ背き、職業不精いたし候歟、或ハ惡事等、於有之者、重き御仕置可申付者也、」

この法令が大なる効果を擧げ得たかどうかは勿論疑問である。むしろこれも亦甚だしく手後れの感がある。放浪性の甚だしくなつた彼等は、この程度の手段を以つて容易に改善し得るものではない。しかし少なくとも漸次に増大して來た無宿者が如何なる原因に依つて生じたかについては明かに認識してゐる。彼等は家業を何らかの理由に依つて棄てざるを得なかつた者である。家から離れた者である。それに改めて家を與へんとするのである。家業を管せんとするのである。それが成功すると否とを問はず、家を中心とする當時の社會においては、これより外に方法は無い。かうした無職浮浪の徒を何とかして少なくしようとする爲政者の努力が窺はれる。

以上徳川時代の失業問題として論じて來たところは、近世の失業問題とは似たところもあるが、全體としてはかなり異なる。前者は封建的制度的下にあつて家を中心とするものであるのに、後者は資本主義制度的の下にあつて、個人を中心とするものだからである。しかし何れも一定の職業から離れて、生活の安定を失つた人人である。幕末におけるこれらの浪人群、浮浪群が如何なる役割を演じたか、幕府の無爲無策が如何に手後れであつたかを思ふ時、常に失業對策が緊急を要するものであることを知り得るであらう。

第二節 都市政策

一

徳川時代の都市といつても、今日の都市とはその趣を大分異にしてゐる。大坂のやうな商業都市は極めて稀で大部分は所謂城下町である。城下に生活してゐる武士に、その要求する品物を提供する商人や手工業者が集まつて來たまでのことである。従つてその政策は何時も武士本位である。都市の廣大な部分を占めるものは武家の邸宅で、町人は狭いところに密集して、都市の全面積に比すれば、その地域も極めて僅かな部分に過ぎない。その町屋も今日の店舗の如く飾窓を作るのでもなく、品物も店先に陳列するのは少なく、所謂良買は深く藏する方であるから、極めて淋しい。のんびりとした気分はあるが、殷賑といふ感じは少ない。従つて都市問題といふものも、あまり顯著には起つてゐない。

しかし大坂や江戸のやうに特に人口が密集してゐたところでは、それ相應の問題が起る。人間が集まればどこでも何か問題を生ずる。殊に經濟上常に他の地方に依存しなければ生活していかない消費者階級の集團である都市としては、昔も今も共通した問題がある。どうしてそれらの市民の生活を圓滑に安全に維持していけるかといふことは江戸のやうな大都市にあつては、今日と同様に、重大な問題である。

元來徳川幕府には特に都市政策と稱するほどの一定の方針があつたわけではない。殊に全國的に都市についての對策を考へるやうなことは勿論なかつた。封建大名の最大なるものに過ぎない幕府は自己の領内の都市については多少考へるところがあつたかも知れないが、全國的には全く問題としてはゐない。天領内の都市にしても、江戸は大坂、大坂は大坂、長崎は長崎といふやうに、それぞれ個別に市政を行なつてゐたに過ぎない。その點においては各藩が各藩の方針で自領の都市を扱つてゐたのと大差なく、個別別である。しかし前に述べたやうに都市らしい都市は極めて少ないので、所謂都市政策らしいものはあまり見當らない。唯江戸は近世的都市の面影を存し、問題も多かつたから、以下主として江戸を中心として、徳川幕府がどんな都市政策を行なつたか、その概要を述べて見よう。

二

徳川氏が天下に號令するやうになつてから、都市といふものをどう見たか。その以前近世に入る頃から各領主がその城下町の繁榮を希望し、あるひは新町を起し、あるひは樂市の制度を設けたりしたことは周知のことである。徳川氏にしても、その點は少しも變りがない。殊に天正十八年八月朔日家康の江戸入府以來、江戸の勃興には全力を擧げたといつてよい。各人がこのやうな土地に城下を作ることには無謀であるとさへ考へ、多大の疑惑をもつたくらゐの江戸の土地を、一大都市として開拓したのであつたから、當路者の苦心は十分に察せられる。従つて各地の町人の移住を奨勵したり、橋梁の架設、地區の制定、寺院の移轉、住宅地域の擴張等の都市としての施設に初期の爲政者は多くの努力を拂つたのであつた。これらは以前から存してゐた近世初期の城下町繁榮策と殆ど變るところはない。三代家光が大坂町人に地租を免じたのは、そこに多分の政治的意義は認められるが、やはり從來の都市助成發展政策のあらはれと見ることが出來よう。

家康以後初期の幕府は商業に對しても、特殊のものを除き、大體自由主義的政策を維持してゐたから、市民の生活に對しても特に壓迫を加へるといふことはなかつた。特にお膝下の江戸に對しては一にその繁榮を計つてゐたばかりでなく、他の幕府の諸政策が江戸の繁榮を助けたから、江戸の發展は頗る顯著であつた。殊に明暦の大火以前は、未だ桃山時代の遺風がかなり遺つてゐ

て豪奢の風があつた。従つて江戸における諸大名の邸宅は、幕府の暗示的獎勵にも依るが、何れもかなり壯麗なものであつたらしい。表門の如きは何れも二階三階の樓門とし、軒瓦の紋所には金箔を置き、棟瓦の上に鯨を上げ、又は唐破風造の門に彫を施し、金銀を貼り、彩色を施したのもあつたといふ。「東海道名所記」などを見ると、さうした大名の邸宅の外觀が豪奢を極めたものであることを記してゐる。

諸國の大名がかうした豪奢な建築事業を江戸に起し、かつ參觀交替に依つて多數の武士が江戸に集中し、在住することは、江戸市民に多大の潤ひを與ふことになつた。當時の町屋は平屋造りの勿論極めて粗末なものであつた。しかしなほその頃から一部の町人に富を蓄積する者も生じたと見え、傳馬町、佐久間町邊には二階、三階の高樓に黒塗の串窓を開いたものがあつたといふ。それとても大したものとは思はれないが、建物の美觀は暫く置き、將軍のお膝下として、江戸が急激に發展したことは明かである。

各藩の城下町繁榮策は勿論江戸のやうなわけにはいかないが、城下の繁昌はその國の貧富を反映するものと一般に考へられてゐたから、大なり小なりに城下町の助成政策は考へられてゐたのである。

三

幕府が一向に城下の繁榮を計つてゐるうちに繁榮そのものがここに新しい都市問題を惹起したのであつた。幕府は初期にあつては多少都市計畫的なものをもつてゐた。殊に江戸城を中心とし、大名屋敷の配置、寺院の配置などになり細心の注意を拂つてゐた。又町屋の配合も多少考慮し、そこに城下町江戸としての軍事的施設はあつた。しかしその後の發展については全く無方針であつたといつてよい。

元來わが國の都市發展は今日に至るまで大體計畫的ではない。必要に應じて家屋を造り、人間の往來が道路を構成するといふやうな、極めて自然的な發展を見せてゐる。江戸も勿論その例外ではない。かくして江戸の町は郊外へ郊外へと自然的發展をつづけていつた。殊に火災のある毎に大きくなる傾向を示した。しかし當時の交通機關ではあまり郊外に出ることが出来ないから、江戸が繁榮すればするほど、中心地帯の町屋には人口が密集することになり、ここに幾多の問題を生じた。

江戸の人口がどのくらゐあつたかは、學者に依つてその説を異にしてゐる。吉田東伍氏は幕末、

弘化嘉永頃、江戸に輸入された米の量が平均約百四十萬石であつたことから、その人口を百四十萬ぐらゐとしてゐる。今井登志喜氏は百萬を越ゆる程度とされてゐるが、町家の數が相當多く、小さかつたこと、そして相當多人數住居してゐること、従つて江戸の町家區域が小さかつたにも拘らず、多數の人口を收容し得たこと、又大名屋敷の長屋が同様で、相當多くの人間を住居せしめてゐたことから、當時の江戸の人口は意外に多かつたのではないかと考へられる。殊に問題はこれらの人間が大部分消費者であり、生産者ではなかつたといふことである。

以上のやうな状態がここに幕府をして何らかの對策を講ぜざるを得なくしたのである。かかる状態は大體元祿を過ぎ、享保期になつて起つたものと見られる。そしてここに始めて幕府の新しい都市政策が現はれて來たといつてもよからう。その主要な原因を見ると、上述の(一)人口集中以外に、(二)物價の騰貴、(三)火災盜難の頻出、(四)風儀道徳の惡化などが、爲政者をして従來の如く放任して置くことを不可と考へるやうにしたのである。故に享保期はあらゆる方面に制度化の起つた時である。

四

人口集中は江戸におけるあらゆる社會問題を生む根本であつた。物價騰貴以下の問題も主たる原因がこの人口問題にある。都市への人口集中が地方人口の減退又は停滯ともなり、農村の生産力を弱め、次第に荒廢する。他方江戸に集中した者の多くは、貧民化した。都市の共通現象である貧民窟の發生を免れ得なかつた。江戸橋、本町、淺草山崎町、松島町、芝新錢座、赤坂鮫ヶ橋などに窮民が多く、裏屋には乞食が住んでゐた。宿あり・門廻りなどと呼ばれる戸籍のある者から、無宿(やどなし)といはれる籍外の者まで、その数は夥しいものであつた。彼等のある者は雪駄直し・猿廻し・節季候(せきざろ)・鳥追・砂畫・掃除、その他仕事をもつ者もあつたが、職業の有無に拘らず、市中を徘徊してよろしからざる行爲をする者が多く、かなり良民の迷惑となつた。なほ貧民救済に關しては次節を参照されたい。

かつ、かく多數の人口を擁すると共に、これらの市民の食料、その他日常必要品が問題となる。米・酒・薪・油などの出廻りの如何に依つては、非常な經濟的困難に陥ることも起る。

かういふやうに人口の集中と共に、多くの問題を惹起する恐れがあつたので、江戸時代の學者の間でも、早くからこれが對策の必要を力説する者が多かつた。荻生徂徠の「政談」、室鳩巢の「獻可録」、「植崎九八郎上書」、「世事見聞録」、新宮涼庭「破レ家ノツ、クリ話」など、享保頃

から幕末に及ぶまで、かなりの多くの議論が発見される。

しかし幕府が直接人口の移動に干渉し出したのは、かなり後のことである。勿論米や油のやうな生活必需品の配給の問題には、享保期にすでに問屋仲間を利用して監督するやうになつた。唯これらの必需品の問題は、一般に生活の水準が極めて低かつたので、比較的容易ではあつたが、それだけ後に述べる物價騰貴が問題となつたのである。直接人口に干渉したのは寛政の改革からである。即ち寛政二年に幕府は百姓の江戸に出稼くことを禁じ、他方出稼人の歸農を奨励したのが、その最初であらう。學者の間ではずつと以前からその必要が力説されてゐた。しかし實際にやつて見ても、あまり効果があがらなかつた。次いで天保十四年三月にはさらに積極的に入返しの法を採用した。即ち「在方之もの身上相仕舞、江戸人別に入候儀、自今以後決而不成」といひ、かつ浮浪の徒をその郷里に歸さんとしたが、これも亦大した効果を擧げ得なかつた。その外寛政には前節に述べたやうに浮浪の徒に職を與へることも試みられたが、矢張り實際的效果の見るべきものはなかつた。

要するに江戸における人口の集中は、武士といふ消費者の大集團が存すること、並びに地方農村の負擔の年年増大して來たことから、必然的に生じたものであり、假令表面的な強制手段を以

つて停止しようとしても、實效を擧げることが出来なかつたのである。

五

人口問題は根本的な問題ではあつたが、幕府にとつて直接大なる影響はない。武士階級にとつて、又ひいては幕府にとつて、最も直接に影響ある問題は物價騰貴の問題であつた。物價に比例して米價が上下するならば、米を收入としたこの時代の武士階級はさして困りはしない。然るに實際は米の値段が下落しても、物價は下らない。米價が上昇すればそれにつれて物價も騰貴する。加ふるに複雑な徳川時代の貨幣制度の下で、武士は絶えず損をする傾向があつた。米を賣つて金にかへる。そこで多くは米の安い時に賣らなければなくなつて損をする。金を錢に兩替する。ここでも多少損をする。殊に錢の高い時などは大損をする。そしてその錢で高い物を買ふことになるから、物價の高いことは武士にとつて甚だしい苦痛であつた。

最初幕府は儉約令を以つて、これに對した。これは武士の分度生活——一定の收入に依つて生計を切り盛りしていく生活には、絶対に必要であつた。武士自身に對する儉約令はすでに三代將軍家光の時から出てゐる。幕府の財政難が起ると間もなく發令され、儉約令を出さなかつた將軍

は殆どないくらい、これを雨下した。積極政策を採用した田沼意次の時でも出てゐる。しかしこれらは未だ特に都市政策とはいへない。

江戸市民に對して奢侈禁止をなしたのも古いことである。身分不相應といふことから、百姓町人の奢侈を極度に禁壓した。殊に衣服類の華美に流れることを嚴しく禁じてゐる。かうした奢侈禁止令は何れも三日法度に過ぎず、殆ど勵行されてゐない。殊に有名なのは天保改革の際になした奢侈禁止、新奇停止であるが、この時のが特に有名なのは、偶々時の當路者がこの禁令を實行せんとしたからである。「石燈籠其外瀬戸物鉢植物等高直之品賣出間敷旨」を布告し、石燈籠は金十兩以上の品を賣買してはならぬ。鉢植ものは三兩以上の品はいけないといふやうに、細目に互つて干渉政策を行なつたのである。しかしどうしてこれを取締つたか。今日以上に不完全な警察力を以つてして殆ど不可能に近いことは明瞭であらう。商人達は容易に逃げ路を作り得たらう。なほこの點については第三節で今少し説明する。

物價騰貴の原因がどこにあつたか。政府が悪貨を盛んに鑄造したことが最も有力な原因であつたのであるから、單に奢侈を抑制しても駄目なことは明かである。天保の改革に際し、水野越前守は有名な株仲間の廢止をやつた。これは當時一般の學者の主張するところを實施して見たので

ある。物價の騰貴は商人が財用の權を掌握してゐるからである。彼等は仲間組合を作つて、勝手に値段を高下してゐる。品物が多くて、値段の安い時には買占めて賣らない。價格が高くなるのを待つて賣る。商人は利に走り、不正不義なものである。これが當時の議論であつた。そこで天保十二年の末に、「仲間株札は勿論、此外共都而問屋仲間並組合杯と唱候儀不相成旨」を申渡し、素人直賣買勝手たるべしとなした。その結果從來の商業機構は停止し、品物の配給は著しく悪くなつた。江戸の物價は暴騰せざるを得なかつた。從來取引に従事したことのない素人が急に取引先を作つて買ひつけようとしても、信用がないから品物を送つて來る者がない。唯徒に配給機構を混亂させただけであつた。

六

江戸と火事とは離すべからざる關係にあつた。江戸は大火事のある度に擴大してゐる。明暦の大火後大改革をやつてゐる。(一)大名旗本屋敷の移動、大諸侯は何れも曲輪外に移轉、(二)木挽町・赤坂・牛込・小石川・小日向等の埋立、(三)八丁堀・矢之倉・馬喰町・神田邊の寺院を深川・淺草・駒込・目黒に移轉。かくして郊外へ地區が擴大されてゐる。このことはその後の

天和の振袖火事、延享二年の青山の六道辻の火事、その他火災毎に同様の方法が講ぜられてゐる。しかし如何に火事が江戸の華であり、そのために貧乏な職人達の懐工合がよくなつたとしても、全般的に見て、損失であることは明かであるから、これに對する防備策を考へなければならぬことは當然である。又事實その當時としては相當のことを實行してゐた。例へば(一)防火堤の建設、(二)廣小路の設置、(三)道路の擴張、(四)防火地の設定、(五)防火藏の獎勵などがなされてゐる。しかし暫く火事沙汰から遠ざかつてゐると、何時か以前の慘狀を忘れてしまふのが普通である。唯徒らに廣い土地をあけて置くのが無駄のやうな氣がする。殊に小賢しい役人などが出ると目前の利益のためにこれを廢止してしまふことが多い。例へば天和の大火の後で、麴町、一二三丁目の北側から五番丁、一番丁、田安門外まで、及び雉子橋、一つ橋、神田橋外に防火地を設定した筈なのである。元祿二年の大江戸繪圖を見ると、すでにその大部分が屋敷地になつてゐる。こんな状態であるから、十分効果は期待出來ないのが當り前である。享保になつて消防制度に大改革を加へ、武家火消に對して、町火消を作り、例のいろはに依つて組を分かつ消防隊が出來たのであつた。その組織に缺陷があつたため、その効果は疑はれてゐるが、それでも以前よりは整備して來たことは明かである。幕府が火災に對して如何に用心深かつたかは、火災

防備の町觸れを雨下してゐるのを見ても解る。なほ寛政三年松平定信の行なつた町會所は注意すべき制度である。即ち町入用を節約して得た四萬兩の七分を積金として江戸町會所に置き、火災饑饉等の天災に備へた制度である。幕府からも一萬兩を差し加へ、救民事業に宛てたもので、一種の社會保險事業ともいへよう(第三節参照)。

盜賊の横行は警察取締機關の人的缺陷から來るものであつて、設備としては町町に木戸を立て、自身番があり、不審の者の横行は容易なことでなかつた筈である。自身番には天保十四年頃の定めに依ると、大町並びに二三ヶ町組合の時には、平常五人(家主二人、店番二人、番人一人)で、晝間は半減して二人又は三人出勤してゐる筈である。しかし實際これが實行されてゐたかどうかは疑問である。年寄の役にも立たぬ者を雇つて番人(俗稱番太郎)とし、町の者はあまり出勤しない場合もあつたやうである。これらの町の制度については、なほ最後に一言しようと思ふ。要するに盜難の問題は所謂目あかし制度の缺陷と江戸末期人心の頹廢とにあるといへよう。

七

江戸末期における人心の頹廢は當時の識者をして最も慨嘆せしむるところのものであつた。し

かし活動の範圍を限定され、しかも相當の富を蓄積することの出來た町人が頹廢的氣分となり、奢侈となり、浪費するやうになることは誠に止むを得ないことである。將來に目的もなく、素養も低い江戸町人の娛樂が那邊に求められるかは容易に想像し得るところである。

加ふるに江戸は各地から人の入込むところである。江戸勤番の田舎武士が國における束縛から解放され享樂に耽つたことも考へられよう。旅の恥は掻きすてだといふ常識さへあつた。さうした植民地的な江戸が構成した都市的娛樂は低級なものとならざるを得なかつた。

かかる性格をもつ江戸の風儀が當時の道徳思想から見て面白くなかつたのは當然である。幕府の政策としては道徳上面白からざる娛樂は市民の一般生活と切り離し、兩者の間に身分的差別を明白にして置かうとした。それがあるひは公娼制度となり、あるひは芝居者への干涉ともなつたのである。

都市の發達と共に、何處でもこの種の所謂惡場所の發生は免れ得ない。公娼制度がいいか、密娼がいいかは厄介な問題であるが、結局幕府は公娼制度を始めから採用し、吉原を以つて唯一の場所たらしめんとした。しかし江戸の發展と前述のやうな傾向とは古くから密娼の發生を見た。所謂岡場所は各所に出來た、さらに夜鷹、船饅頭、引張り、風呂屋賣女、比丘尼などの姪賣婦の

發生を見た。幕府はそれがあまり甚だしくなると手入れを行なつたが、結局一掃することは出来なかつた。

芝居者が一般良家の子女に悪影響を與へるといふ批難は殊に甚だしかつた。天保十二年の堺町、葺屋町の芝居が取拂ひを命ぜられたのも、そのためであつた。

「此度市中風俗改り候様ニトノ御趣意ニ有之候處、近來役者共芝居近邊住居致シ、町家之者同様立交リ、殊ニ芝居共狂言仕組甚猥ニ相成、右ニ付而ハ自然市中江モ風俗押移、近來別而野郎ニ相成、又者時々流行之事多クハ芝居ヨリ起リ候儀ニ候、仍而ハ往古ハ東モ角モ、當時御城下市中ニ差置候而ハ御趣意ニモ相戻候事ニ候」

といひ、遠隔の地に移轉せしめ、一ヶ所に集中させたのであつた。この幕府の政策は臭い者に蓋をする不徹底なものではあるが、又悪場所を隔離し、それに依つて風儀を維持しようとする消極的なものであつた。芝居そのものを改善せんとする積極的な意圖は少しも見られなかつた。又市民の娛樂を新しい方面に向けようとするやうな指導的な計畫も全然考へられてゐない。これは當時のやうな封建社會の政治として止むを得ないことであつた。

八

以上江戸で起つたいろいろな都市としての問題のいくつかを拾つて述べて見た。それに依つても解るやうに、それらは如何なる都市でも起り得る都市的「惡」である。それらに對して幕府は何らの方針ももつてゐない。問題が起ると當面の對策を講ずるといふ態度であつた。江戸の地域擴大が自然に行なはれていつたやうに、必要に應じて法令を個々に出すだけで、前後の法令に何らの關係もない。だから前の法令と同じやうな法令が幾度も出る。又前の命令と矛盾するやうなものも出る。何れも出た時だけのものであるから、市民は唯これを承つてゐればよいといふことになる。二三日我慢して、後は自分の思ふ通りにすればよい。偶々處罰を受ける者があれば、それは飛んだ災難に遭つたものだといふ人は解する。そこには法令の威信は皆無になる。

元來幕府は都市に對しても、地方に對しても同様な態度を採つてゐる。半官半民の町年寄があり、四五町乃至七八町について名主がある。そしてその下に五人組制が布かれてゐる。唯借家人でなく、家主に限られてゐる點が地方とは少し違ふ。(尤もその外に店請人からなる店五人組の制も天明から寛政にかけて存してゐた)。前述の自身番は五人組の附屬機關である。これらは恰も一種の自治制を許したかのやうに見えるが、實際は上からの命令に依るものであり、單に統治上の便宜的機關に外ならない。あらゆる方面に統制拘束を加ふるために必要であつたのである。

民意の傳達のためではなく、相互に責任を負はしめ、同時に相互に目付役たらしめんがためのものであつた。従つて爲政者は法令を出しさへすればよい。その法令が十分に行なはれない場合の責任はこれら下級機關にあるとした。

幕府の都市政策は根本として方針がなく、法令は實行性を缺いてゐた。従つて都市に起つた種々なる罪惡に對して發せられた法令も、作られた制度も何れも成功し得なかつた。加ふるに一方多數の有閑武士階級が存在し、他方富有ではあるが、企業的精神を缺如せる多くの商人階級がゐた。爲政者の企てた手段が假令理論的によい場合でも成功し得なかつたのは當然である。

第三節 江戸の救貧事業

一

徳川時代は個人主義の時代ではない。又國家主義の時代でもない。貧乏人は富める者に依つて救助さるべきであり、富者は貧しき隣人を救ふべき義務があつた。肉身の者は互に相扶け合ふべしとされてゐた。働きのない伯父伯母の寄人かよひととなれる者が少なくなかつた。少しの縁故を辿つては富める者の家に寄食するのが一般の慣例であつた。又それら縁故ある者に一食一宿を與ふることは、普通の家にあつても當然のことのやうに思はれてゐた。

學者も富者の富めるは天がその人のみ幸するのではなく、その人を通じて貧窮者を救濟せしめんがためであると論じた。肉身の者を寄食せしむるは勿論、見ず知らずの者でもこれを救濟することは來世における幸福を得る基であると僧侶は教へた。

そこで富める者の家には常に親類縁者の出入が多く、事ある毎に多くの者が群集して、その喜捨を受けてゐた。もし喜捨を怠れば吝嗇の誹を免れることが出来なかつた。市中には至るところ

に乞食がゐて、往來の人人の施しを期待してゐた。三日すれば忘れられないといふ乞食生活はかくして生じた。

無差別的慈善が如何なる結果を生ずるかは極めて明瞭である。怠惰な寄食者や強請的な乞食は徳川期を通じて甚だ多く存在してゐた。僅かな食料を得て一日の生活に足りれば、後は博奕やいたづらごとに、唯漫然とその日その日を送る人間の數が頗る多かつた。そのために良民の生活が如何に脅かされたかは、今の人の想像以上であつたらう。

しかしそれも農村などにあつては、未だ未だその弊害は少なかつたらうが、都市、殊に近代都市化する江戸にあつては、その弊害は決して少なしとなし得なかつた。面の皮の厚い心臓の強い奴は、うまくやつてゆくが、眞面目な小心者は貧窮のどん底に陥つて苦むこととなり、その數も段々増加するばかりであつた。大都市に附隨するいろいろな社會惡が江戸においても少なくなないが親類縁者にも見離され、自分は病み、扶養すべき多數の子供を抱へ、九尺二間の割長屋に呻吟する者が廣い江戸市中には少なからずあつた。

幕府でも早くからそれに氣がついてゐた。窮民の疾病ある者を救療する必要を認めた將軍吉宗は享保七年に小石川御藥園中に養生所を設立して、これにあたらしめた。だが町奉行所に届け出るといふその手續が煩雜であつたためか、入院を願ひ出る者も少なかつた。そこで直ちに養生所に出願するやうに改めて、ややその數が増加したとのことである。

享保八年八月入院患者五十七人、同十一年二百六十人、天明七年三百三人、天保三年二百九十人、嘉永五年六百四十二人、安政元年四百九十八人、安政二年四百五十九人といふのがその數字である。經費も最初は年額金七百兩であつたのが、後に八百四十兩になつたといふ。

入院手續の實例を一つ掲げる。

乍恐以書付奉願上候

淺草山之宿町

佐兵衛店

庄助方同居

清吉

已五十四歳

右之もの久々相煩居候所、極貧之ものニ而藥給候義難相成候間、何卒以 御慈悲御養生所逗留被仰付被下置候様、偏ニ奉願上候以上、

右 願人 庄 助

家主 佐 兵 衛

弘化二巳年十一月十一日
第一章 社會問題對策

右之通吟味仕候處、御觸ニ相違無之ものニ付、以印鑑此段奉願上候以上

五人組 新

助

名主 三郎左衛門

御養生所

これを西之内堅紙に認め、各調印して養生所に持參して差出し、暫く差控へてゐると、間もなく吟味の上聞き届けられた。小遣錢貳百文以上は禁ぜられてゐるが、願ひ人は少しばかり心付を出す必要があつたとのことである。そして同じ日に差紙が出てゐる。

淺草山之宿町

佐兵衛店

庄助方居候

清吉

右之もの召連入壹人登添、明十二日四時可罷出もの也

養生所

巳十一月十一日

右町 名主ハ

そこで名主が御請書を差上げてゐるが、翌日病人を同道入所したものと思ふ。これに依つて見ると、徳川時代にしては頗る敏捷に事務を處理してゐるし、又手續も簡單である。唯その後願人が

が移轉したと見え、翌年正月付の次ぎの如き届がある。

乍恐以書付奉願上候

一淺草山之宿町家主佐兵衛奉申上候、私店庄助方同居清吉と申し當午五十五歳ニ罷成候もの去巳十月十一日 御養生所還

留之儀奉願上候得は、願之通被仰付難有仕合奉存候、然處右庄助養深川神明前伊之助店江家内一同引越候ニ付、此段奉

申上候巳上、(以下略)

要するに寛政三年四月十七日の養生所に關する申渡にもあるやうに、「一體極貧者にて物入不_二相掛_一様」といふ趣旨に基づき、出来るだけ簡便にしてゐたのであらう。

二

江戸における救貧機關はこの外に寛政三年に松平定信が江戸の町制を改革した時に出來た町會所がある。町會所は淺草向柳原にあつて、火災饑饉等の非常時に備ふる七分積金、並びに市中窮民の救恤を取扱つてゐたのである。

今七分積金の方はここで問題でないから省略して、貧民救濟の實例を二三掲げて、これに多少の説明を加へるに止めて置かう。その手續は養生所の場合と同様、割合に簡便である。名主の證

明に依つて、次ぎの如き書面を提出する。

淺草山之宿町

去成年九月書上人別之内(朱書)新助店

一 四人暮
内壹人相煩申候

機織職	傳	助
妻	こ	亥四十四歳
娘	き	亥四十九歳
孫	く	亥廿三歳
		亥五歳

右之者義伊勢松坂出生ニ而、當店ニ罷在、機織職渡世致罷在者ニ候所、去々四年十月頃々澆弊相煩、度々打返し相臥罷在候ニ付、妻こよ義ハ賃仕事等いたし、娘きく義ハ所々ひやとひ仕、右等ヲ以漸取續居候得共、聊之義ニ而寡方助成とも相成兼、此節必至と難義困窮仕候間、是迄家主店受人、南小田原貳丁目又兵衛店長三郎方々少々見繼遣し候得共、是又極貧之者ニ而中々養生手當行届兼、殊ニ右長三郎義ハ懇意之好身迄ニ而、外ニ見繼可遣身寄之者無御座、難義困窮仕罷在候、右者私見分仕候處、書而之通ニ御座候間、御救被下置候様奈願上候、以上

淺草山之宿町
名主 三郎左衛門

嘉永四年亥年二月二日

町御會所

これを半紙堅帳にし、右の如く仕立て、

御 救 願

三番組
名主 三郎左衛門

家主が町會所へ持參する。町會所では一應吟味の上、救濟の必要ありと認めると、次ぎのやうな札を渡し、それと引替に現物を支給する。

淺草山之宿町
新助店

一 白米貳斗
錢貳貫九百文

印

傳 助
外三人

亥二月二日

この救済が引續いて行なはれたものかどうかは解らない。恐らく一度だけではなかつたかと思ふ。従つて貧民救済にどれほど効果があつたかは不明である。次ぎの例は被救済者が死亡したため、續いて救済が行なはれてゐる例である。

淺草山之宿町

平八店

一五人暮

内壹人相煩申候

善日雇稼	次郎兵衛
妻	と
倅	重五郎
同	代五郎
娘	た
	ま
	五歳

右之者義御當地出生ニ而、當店ニ罷在、壹日雇稼致罷在候所、去戌十月頃、眼病相煩、其上疳疔ニ而惣身引約、度々打返

し相臥罷在候ニ付、妻と上義ハ賃仕事等いたし、漸取續居候得共、聊之義ニ而、是以募方助成ニも相成兼、此節必至と難義困窮仕候間、是迄家主店請人、淺草新鳥越町壹丁目次兵衛店清次郎方々少ミツ、實遣し候得共、是また極貧之者ニ而中ニ、養生手當行届兼、殊ニ右清次郎義ハ懇意之好身迄ニ而、外ニ實可遣身寄之者無御座、難義困窮仕罷在候、右私見分仕候所、書面之通ニ御座候間、御救被下置候様奉願上候 已上

嘉永四亥年三月二日

これに對しては、第一例より少しばかり多く、白米貳斗五升、錢三貫文與へられてゐる。米五升、錢百文だけ多いが、恐らく家族が一人多いためであらう。大體定例に近い額である。

然るに病人次郎兵衛は「七月上旬頃、追々病氣相募、一昨廿日（八月）夜九時頃相果申候。」依然として貧窮なので、「死骸取置料願」を出したところ、町會所から白米貳斗、錢貳貫九百文と病死人取置料として錢三貫文を與へられた。

最後に今一つ實例を掲げて置く。

淺草山之宿町

重右衛門店

一七人暮

内壹人相煩申候

第一章 社會問題對策

日雇稼	平次郎
	子四十五歳
	五二九

妻	は	る
子	四十歳	
娘	に	
子	十四歳	
伴	秀次郎	
子	十歳	
娘	さく	
子	七歳	
伴	忠次郎	
子	五歳	
同	勤	
子	六	
子	二歳	

右之者義御當地出生ニ而、當店ニ罷在、日雇移いたし罷在候所、當十月頃ノ脚氣相煩、兩足むくみ、其上指任ニ而惣身引釣、度々打返し打臥罷在候ニ付、妻はる義ハ賃仕事等いたし、漸取續居候得とも、聊之義ニ而暮方助成ニも相成兼、此節必至と難義困窮仕候間、是迄家主並店請人難波町家主喜兵衛方々少々見繼遣候得共、是以極貧之者ニ而中ニ養生手當行届兼、殊ニ右喜兵衛義ハ懇意之好身迄ニ而、外ニ見繼可遣身寄之もの無御座、難義困窮仕罷在候

右は私見分仕候處、書面之通ニ御座候間、御救被下置候様奉願上候已上、

嘉永五年十二月六日 (以下略)

第三例に對しどれほどの救助が與へられたか遺憾ながら不明である。なほ定例の救與額については「江戸會誌」第二冊第二號に出てゐる。以上三つを見ると、その文體は全然同一であり、これら貧窮者の實情を十分に知ることは出来ない。第一例は伊勢の松坂出身で、江戸に親類縁者のないことは首肯出来るが、第二、第三は何れも江戸生まれであるのに、何れも他人の世話になつてゐるのはおかしい。親類縁者に見放され、當人も亦厚かましく救ひを求める氣にならぬのか、又は親類縁者も同じやうに貧乏なのであらう。願書はすべて一定の型に従つたものであらう。貧民の生活がその日暮してゐることは當然であるが、徳川時代の貧民の生活は今日想像し得ぬほどその水準が低いものであつたと思はれるが、生きてゆくだけのことならば、恐らく今日よりは樂であつたらう。

第四節 消費統制

徳川時代のやうな生産力の限定されてゐた時代にあつては、物價の公定といひ、儉約の獎勵といひ、はた又ある種の商品の製造の禁止といひ、それらはその自給自足的生活には極めて必要なことであつた。かつてわれわれの祖先は一枚の紙、一片の布片、一筋の絲屑に對しても痛々しいほど大切に感じ、それらを保存した。そこに徳川時代の人人のものの考へ方や物資に對する態度には今日の人のたぬあるものがある。機械生産と手工業生産との差であるといへば、さういへぬこともないが、物資に對する愛惜の念は甚だしく強く、一枚の紙でも無駄にすることは罪惡とさへ感じ、「もつたいない」と考へた。勿論今でも如何なる品物でも多くの人人の辛苦勞働の成果であるから、大事にしなければいけないとはいふが、しかし一粒の米を無駄にしたことを批難したり、咎めたりする場合、咎める者も、咎めらるる者も、昔の人のやうに、眞底から出た言葉でいふだらうか。徳川時代でも中頃以後になると、物資尊重の念はかなりうすらいで来る。「も

のもち」よりも「かねもち」が尊重されるやうになるにつれて、「物」を粗末にすることは免れない。徳川時代の消費統制の根本をなすもの、といふよりも社會秩序に對して根本的な一つの考へがあつたといつた方がよいが、社會的身分の上下關係といふ思想がある。上の方の者は治める者、利口な者、よいものを著て、うまいものを食つて、立派な屋敷に住む者である。下の方の者は治められる者、馬鹿な者、粗衣食して茅屋に甘んずる者と定まつてゐるのである。下の者が上の者よりよい著物を著てはならない。又賢くてもいけない。それが先天的に定められたものである。もし萬事この標準で決定されれば、世の中は確かに泰平であり、統制がとれる。百姓は茶や煙草を呑んではいけない。町人はらしやの合羽を著てはいけない。三階建も造つてはいけない。町人の召仕が絹物を著てはいけない。それらは何れも身分不相應なことなのである。金の有無で判断するのではない。生まれついた身分に依つて定められるのである。身分の下の方は如何に金があつても、かうした禁令に對しては畏り奉るより外に途がなかつたのである。

物資が不足の場合に、身分別に依つて配給することは最も都合がよい。徳川時代の學者がそれに依つて一種の消費統制論を主張したのも尤もなことである。

「總じて天地の間に萬物を生ずること、各其限あり、……」

これは物資の生産に限度があることを必然的なものとして認められたのである。

「其中に善ものは少く悪きものは夥し、依_レ之衣服_程食物_{家屋}に至る迄、貴人には良物を用ひさせ、賤人には悪きものを用ひさせる様に制度を立る時は、元來貴人は少く、賤人は多き故、少きものをば少き人用ひ、多きものをば多き人用れば、道理相應し無_レ行支、日本國中に生ずる物を、日本國中の人が用て事足こと也、此制度不_レ立ときは、其數夥き賤人が其數少きよきものを使ひ用る故に、事不_レ足して物の價も高直になる、又其數夥き賤き人にも美物を望の儘に叶へせんとする故、其美物も次第に儼相に成行也、又右の如く上下の無_レ差別_二故、上下混亂し争の端と成て、諸の悪事はより生ずる也」

（養生徂徠「政談」卷二）

だから上下身分を正し、それぞれ分限相應の生活をさせよといふのである。事實徳川初期の諸法令は、單に百姓町人の奢侈禁止を意味するのではなく、身分相應の消費生活をさせんとする意圖を抱いてゐたのである。

かうした徳川初期の身分別に依る消費統制は幾度か法令に據つて強制されてゐたにも拘らず、實際はどうであつたかといふと、なかなか行なはれなかつたのである。買ふ金をもつてゐる者が買はずにゐられないのが人情である。勿論嚴罰に處せられることを恐れて、表面長つてゐたからある程度の効果はあつたらう。しかし狡猾な者はいくらも法網をくぐつて身分不相應の生活をした。購買力のあるところに浪費が起ることは昔も今も變りがない。

二

元祿以降、町人階級の購買力は貨幣の悪化に依つても、又一般の生活向上に依つても、急激に増大した。身分不相應の浪費は町人ばかりでなく、武士も百姓もやつた。従つて物價は高くなるざるを得ない。單に「べからず」式の法令を雨下するだけでは、どうにもならなくなつた。そこで享保時代になつて、新しい統制方法を考へ出す必要が起つたのである。

先づ第一に日常必要品の配給状態を明かにしなければならぬ。第二に奢侈品の製造並びに使用禁止を命ずる必要がある。配給状態を知るためには、一一各小賣商について取調べるわけにはいかないから、問屋を一定數とし、組合を構成せしめ、かくして出來た問屋仲間を通じて知らうとした。享保六年に「諸商人諸職人仲々間を究_メ月行事を相定候事」と令したのは、今でいへば商業組合及び工業組合を組織し、各理事者を選出せよといふことになる。唯この時の法令は物資の配給、價格等を調査しようといふのではなく、單に「新規に巧出し」た新製品の禁止を主としたものに過ぎない。しかし間もなく幕府は各問屋に對し帳簿の提出方を命じてゐる。ところが各問屋の帳簿は區々であり、錯雜してゐて、お役人には何が何やら解らなかつたらしい。

「去年中帳面銘、差出候得共、紛敷品共有之、問屋帳面難極、其上商賣體數にて、御入用にも無之品も有之候」といつてゐる。武士が難しい顔をして、山と積んだ大福帳を、あれやこれやとひつくり返してゐる情景を想像すると、頗る滑稽ではあるが、今でもこれに類することが皆無とはいひ切れなからう。

そこで先づ調査に必要な物資だけに限定した。即ち水油・魚油・繰綿・眞綿・酒・炭・薪・木綿・醬油・鹽・米・味噌・生蠟・下蠟燭・紙の十五品である。當時の生活必需品の殆ど全部である。そしてその帳簿提出の目的は、「少くにも諸國在より商賣物取寄候者共は其訣書出させ」とあるやうに、江戸入荷の調査である。これは享保十一年のことであるが、果たして町人共が武士に解るやうな帳面を出し、本當の數字を申告したかどうか、これを知るよしもない。しかし幕府はその後各生産者に干渉し、貨銀その他にも値上げを禁じ、文政・天保度にも益々消費の統制を強化しようとしたのであつた。

奢侈品その他の消費を取締る法令は、前に述べたやうに、以前から引續いて行なはれてゐるものであるが、そのうち興味のあるものを、「徳川禁令考」の中から拾つて見よう。
元祿九年に飲酒のことに關する町觸がある。

「一、酒に酔、心ならず不届仕者有之候、兼てより大酒仕儀停止に候得共、彌以酒給候儀、人人相慎可申事、
一、客等有之候ても、酒強候儀無用に候事」

この酒の消費に關する統制は、わが主要食物である米に關係あるもので、米價の騰貴から幕府は屢々造酒減石を令してゐる。この時の法令にも、

「一、酒商賣仕候者連、減候様可仕事」

といつてゐる。この幕府の造酒減石令は頻繁に出てゐるが、實效があつたかどうかは疑はしい。元祿十四年の如きは、益々米拂底とあつて、客が來ても酒を出してはいけない。又祝儀取かはしにも酒を止めて樽代、即ち貨幣代用を命じてゐる。

八代將軍吉宗が享保改革に際して、金銀箔類の停止、子供手遊その他に結構なものを作ること禁止し、浪人者の山下幸内から、「御器量せまく、則押付日本衰微の元にて御座候」と手痛く攻撃されたが、これは何も吉宗の創案でも何でもない。元祿十七年にも、すでに「獻上物其外諸品に金銀之類相用ひ結構仕儀停止」と令してゐるのを、少しかへて施行したに過ぎない。要するに吉宗は法令を勵行せんとしたために、いひかへればその緊縮政策の實行に依つて不景氣を招來し、批難されたのに外ならない。

三

徳川時代の消費統制は前述した身分的區別に據る方法に依つて終始一貫して續けられてゐたのである。それにも拘らず特にある時代、例へば享保とか、寛政とか、天保とかだけが強い統制を行なつたやうに思はれるのは、それらの時代の爲政者、吉宗、松平定信、水野忠邦とかが、兎にも角にもその法令を実施せんとして努力したからに外ならない。例へば儉約令は何時でも出てゐる。田沼時代にも、大御所時代といはれる化政度にも出てゐる。唯實行されないだけである。

徳川時代ほど民衆の日常生活に干渉した法令を雨下した時代は少ないであらう。上述した少しばかりの例に依つて見ても、如何に些細なことまでに、御觸れが出たか推測することが出来よう。これも一種の消費統制にならうが、「魚鳥井野菜物賣出時節之事」といふ規定を出し、鯉は四月からとか、葡萄は八月からとか一指定し、「初て出候節も直段高く商賣仕間敷候」といひ、これに反する者は曲事たるべきことといつてゐる。

かうした煩雜な干渉が頗る不備な經濟警察機關に依つて行なはれたのであるから、實際がどうであつたかは極めて明瞭であらう。町人が誤魔化さうと思へば容易に誤魔化せましたし、又目付や手先に幾らかの「もの」を掴ませればどうにでもなつた。所謂三日法度であつたから、少し我慢をしてゐれば、又元のやうになるし、そのうちには老中も御免になり、又違つた方針が採用される。要するに法令が出た後幾日かのことで、その後は問題ではない。

他方徳川時代を通じて漸次に富を蓄積して來た町人階級は、購買力をもつてゐたし、加ふるに元文以後、惡幣鑄造政策、今でいへば貨幣の國內價值を低下させたのであるから、勢ひ物價は高くなるばかりであつた。物價が高くなつて困るのは武士階級であるから、幕府はどこまでも低物價政策を採らなければならない。だから寛政、天保の改革には公定値段を定め、これを實施せんとした。これを強制したために、豆腐が小さくなつたり、酒に水が混入されたり、關取引が行なはれたりして、海保青陵のやうな學者をして、上が愚にして、下が智になつた逆轉した世の中だと歎せしめたのであつた。

徳川幕府の採用した消費統制といつても、要するにその低物價政策を維持して行きたかつたからに外ならない。唯日常必需品についてはお膝下の江戸といふ一大消費地の治安と頗る密接な關係があるから、相當の注意を拂つてゐた。しかしそれも上述の如く問屋仲間を通じての統制である。太宰春臺を始め多くの學者のいふやうに、商ひのことにかけては武士は町人に遠く及ばない。

問屋に依つてどうでも出来た。誤魔化すことは易くたるものであつたらう。そこで當時の學者は殆どすべて仲間組合を攻撃した。物價が高いのは彼等が仲間を作つて賣惜しみ、買占め等をするからだといつた。そこで水野越前守は大英斷を以つて問屋仲間の廢止を斷行して見た。その結果は單に配給組織を破壊することになつたに過ぎず、江戸入荷の減少となり、物價は高くなつた。要するに物價騰貴といふ現象の根本を明かにしないで、單に表面的現象だけを觀察して、物價を引下げんとしたところに、幕府の物價政策の誤謬があり、ひいてその消費統制には甚だしい無理を生じたのであつた。

物價が高くなつても、これに應じて収入の増大する町人階級にとつては、大して問題ではないのである。収入の増大しない武士階級や農民階級が困つたのである。従つて從來の財政政策に根本的な改革を行なはない限り、換言すれば貢租制度や悪幣鑄造政策を放棄して、新租税制度の樹立を必要としてゐたのであるが、それには幕府制度そのものの革新を必要とする。當時の爲政者はこのことに氣がつかなかつた。又よし氣がついてゐたとしても、敢てこれを實行することは恐らく出来なかつたらう。

唯幕府が常に注意してゐたのは米であり、従つて米から造る酒については絶えず看視を怠らな

かつた。造酒については、特に免許制に依つて、その醸造高を定めてゐた。しかしそれとても密造の取締りはかなり困難であつた。

要するに徳川時代の經濟政策は常に根本的原因を追及せず、表面一時を糊塗しさへすればよいとするのが常であつた。元祿の改鑄にしても萩原近江守の財源獲得のための思ひつきに過ぎない。それから後は何れもその後を生じた缺陷を填補せんとするだけであつた。消費統制にしても同様である。物價高は各人が物を浪費するからだ。奢侈だからだ。故にこれを抑壓せよといふだけのことである。それが何らの効果を擧げ得ないことは當然である。未だしも初期の理想のやうに、又當時の儒者の議論のやうに、——それは實行性の少ない、時勢に反するものであつたけれども、身分別に依つて、物資配給の統制をやつたなら、面白かつたらうと思ふ。元祿から享保に生活してゐた荻生徂徠が上に引用したやうな議論をしたのも、當時の時勢を合せ考へると、まんざら無理でもないやうに思はれる。

第二章 天保度の諸政策

第一節 天保八年の圍穀令

徳川時代における饑饉の惨状は今人の想像に及ばぬくらゐ甚だしいものであつた。従つて多くの識者が常にこれを戒めて、凶作に備へることの必要を説いてゐる。それにも拘らず少しく天恵少なき場合には絶えず饑饉に襲はれてゐる。中にも享保・天明・天保の饑饉は最も有名である。今ここに紹介せんとするものは天保七、八年の饑饉の後に、幕府の採つた一つの對策と思はれるものである。

天保四巳年の饑饉に次いで、天保七申年も又米價高直にして飢渴に及ぶ者少なくなき、幕府は窮民を救済した。この兩度の饑饉に際し、幕府は米穀を圍ひ置き利益を得んとすることを禁じ、

圍ひ置く者あらば、これを取上げるとさへ令してゐる。その翌八年も依然として米價下らず、大鹽平八郎の亂や越後柏崎の亂を見るに至つた。かうした状態であつたから同年七月には品川外三ヶ所に窮民の救小屋を建てた。その救済せる窮民は二萬餘に達したといはれてゐる。

然るに他方關八州の農村に對し圍穀令を發してゐることは注意する價值があると思ふ。下野國都賀郡三拜河岸村における「貯穀御趣意書」之寫に依ると、天保八年酉九月の日附になつてゐるが、當時未だ米價の下落せざる時に、産地において圍穀せしめんとしたのは如何なる理由に據るのであらうか。饑饉の惨害の甚だしきに對して、その用心を痛感したためであらうか。何れにしてもこの命令は圍米を禁ずる前年のものとは矛盾するものであり、特にその効果について注意すべきものであらう。

産地圍米令については、本庄榮治郎氏がその著「徳川時代の米價調節」一八七頁以下に述べられてゐるものが、私の知る限りでは、最も悉しいものである。

「産地圍米令は、その地の産米が未だ米穀集散の中心市場へ廻送せられざるに先立ち、これを其地に圍置かしむるものにして、その圍持を後年に繼續するの必要ある場合には幕府は更に新穀と詰替へしめ、或は又前年の圍持量の外に新に圍持を命じ、その量を増加することあり。而してこの命令による圍米の處分は任意に之を行ふことを得ず、幕府よりこれを命

ずるものとす。尤、その理由に至りては買米令の場合と同じく單に圍米の必要なきに依ることあり、又は反對に米價引下
の手段として之を行ふことあり、個々の令につきて之を判別せざる可らず。」

右の文章は圍米令の目的については意味不明のところもあるが、大體圍米令の何ものであるか
については明かである。

天保八年の圍穀令は關東における天領私領の村村組合に對して發せられたものである。その目
的は諸村の困窮の救済、不作に際する手當として貯藏せしむるものであり、當時における農村不
穩の状態に刺戟されて發したものであらう。その方法は先づ拾石以上の百姓は米、麥、稗の何れ
かを壹俵以上、小高の者は何程にても提供すること、「村内鎮守へ奉納の心地を以つて除き置き」
とあるのは面白い。次にそれらの穀物を各村の惣代が収集め圍穀する。その場所は村内の身元
慥かな者の藏と指定してゐるが、その組合村村の中に適當な者がなかつたなら、近所の組合に依
託する。もし又從來の藏が不十分なら、高持の百姓が出金して新しく郷藏を作り、圍ひ置くこと。
その何れなりとも決定して届け出で差圖を受けること。例へば他村へ依託の書式は次ぎの如くで
ある。

「乍恐以書付奉願上候

何國何郡何村名主誰組頭誰百姓誰奉申上候、私持高何拾石、家内何人暮、農間渡世いたし、今般組合村ニ圍穀可致旨御教
諭之趣奉承知候、然ル處何郡何村外何ヶ村組合内ニ圍藏無之間、私所持之士藏ニ預リ圍置候様いたし度旨、惣代を以懸合
有之、難有御趣意ニ而郡中ニためにも相成、組合違ニハ候得共、最寄之義、殊ニ村ニおみて見立申聞候上ハ、預リ圍置
差支之義無御座候、此段以書付奉申上候、以上

年 月 日

何之たれ領分

何 村 誰 印

關東御取締御出役

堀江、與四郎様

かくして作方も相應に續いたならば、一年置いて三年目に詰め替を行なふ。古い分は近所の市
場で賣り拂ふなり、又は夫食の用に供するなり、あるひは餘裕があるなら毎年圍穀するなり、何
れでも勝手に取計へといふのである。

この命令がすべての村において實行されたとは考へられない。殊に「迷惑に存じ、進み申さざ
る村方は尤も相除く」といつてゐるくらゐで、各村の自由に任せたのであるから、かなり多くの
村村が迷惑と感じ、實行しなかつたのであらう。しかし當時幕府の布令として假令上掲のやうな
文句があつたとしても、かなりの強制力があつたのではないかと考へられる。唯饑饉直後のこ

ととして實際に實行困難であつたのであらう。

二

この法令が實際にどういふ効果を擧げたか、又その實行の成績はどうであつたかを實例について見よう。次に掲げる上總國市原郡菊間村外拾三ヶ村組合の「組合村圍穀書上帳」を見ると、天保九年七月となつてゐる。同村における天保八年の布令を發見し得ないから、三拜河岸村の場合の如く八年九月に達してゐたかどうかは解らないが、兎に角實行は一年後れてゐる。その全文は次ぎの如し。

「 差上申御請書之事

關東在、之儀去ル巳年以來違作打續、難澁之次第、一昧とは乍申、中々以下之百姓困窮相暴、別而宿町場之者共ハ夫食買上候故猶更之儀、然處高持之ものハ其分限ニ應シ米穀貯候得共、高持ニ而も其身の貧福又は心懸ケニ寄貯穀不致、其年限リ遣拂候ものも有之、少高ニ而も心懸宜者は多少ニ不寄貯置候得共、過半は其年其年違候得ハ米穀高價ニ進ミ候ニ任、手拂ニ賣捌、後ニハ買喰いたし、既ニ翌年夫食手薄ニ相成候由も入御聽ニ候、全昧農民手作之品ニ付身分ニ應シ米穀貯候ハ、秋作違ひ候連、其年之糶ニ給續、窮民江は貯候者ハ合力いたし可取續管之處、八州一般と申儀も無之候得共、近年作違ひ穀物價高直ニ相成候義は、宿町場夫食買上候もの同様當座として人氣不穩、救施或ハ安賣いたし貰候儀を軽く心得、

高持物持等江掛りねたり、様々企いたし、又ハ檢見引方等之儀ニ付而も、借家之者共迄も堂宮江集リ徒黨ケ間敷催いたし、兎角近年右様之風俗ニ成行候間、此後秋作之節風雨等ニ米價引上候而も違作年柄之人氣押移リ不穩儀も可有之哉と、後年之主法被成、御勤辨候處、御改革之節御取究被置候御領私領村ニ組合限リ、高持拾石以上之者ハ米麥稗壹俵ハ俵數は勝手次第、小高之者も村内鎮守江奉納之心地を以除置、夫ハ圍穀いたし、組合村大小之物代ニ而引受取集、右圍場所之儀は組合村内身元慥成者之藏ニ圍置、若又組合之内ニ圍場所無之候ハ、壹組合ニ不拘最寄ニ而身元人物をえらみ、取持之藏ニ圍置候共いたし、萬一在來之藏ニ而手挾差支候ハ、高持等ニ而其身寄、特心を以出金いたし、新規郷藏を補理圍置候共、取締方宜向ニ村ニ評議之上申上、御差圖次第取極、右圍穀之儀は作方相應ニ續候ハ、中壹年置、三ヶ年目詰替、前々詰置候米穀は最寄市場江賣拂候共、又ハ夫食ニいたし候共、其節之時宜寄取計、尤手廻り候ものは年々詰置いたし候義勝手次第ニ相心得、右之通り圍穀備置候ハ、違作難澁之年柄、右組合村ニハ勿論、宿町場之融通ニも罷成、凶年之節存候ハ、身分ニ應、壹俵貳俵ハ段々心次第ニ圍穀ニ候得は、作方相應之年は大儀之筋も有之間敷、詰替年ニ至候ハ、不斗米穀或は代金請取候心地可致義ニ而、且ハ男女農業精出候爲ニも有之、右圍穀之儀ハ村ニ融通も宜相成、則安穩ニ管可申基ニ而、第一右太平之御代難有奉存、公儀江御苦難筋不奉掛は勿論、領主地頭所之世話も薄可相成義ニ付、此趣村役人始小前之者共、能々相辨致圍穀、夏ものハ俵數其外共御案文之振合ニ村ニ組合限リ相認、早々可差出旨、乍然迷惑ニ存進ミ不申村方ハ尤相除、右圍穀關八州滿備致候上は、以來取締方之儀ハ於、公儀御世話被成下候條、其段は心配不致様厚御教諭之趣一同難有奉承伏、則組合惣代村役人共々村ニ江も得と相論候處、御趣意之趣幾重ニも難有相辨、圍穀致候者共取調、左ニ奉申上候、

組合村高七千三百八拾七石四斗七升

第四篇 幕府の社會・經濟政策

天保九戊戌年七月

五四八

上總國市原郡八幡村外拾三ヶ村組合之内
筒井紀伊守知行所
市原郡菊間村

名 主 太郎 右衛門

一 粳八俵

但持高百拾七石壹斗 家内拾貳人暮

一 粳貳俵

但持高貳拾三石 家内九人暮

同組 組頭 五 兵 衛

一 粳貳俵

但持高貳拾八石 家内八人暮

同組 組頭 小 源 太

粟壹俵

但持高貳拾八石 家内八人暮

同組 百姓 庄 兵 衛

一 粳貳俵

粟壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

粟拾六俵

文 右 衛 門
七 五 郎

小以 稗 九俵

粟 貳俵

酒井兵庫助知行所

同村 名主 清 七 郎

一 粳三俵

但持高貳拾九石 家内九人暮

一 粳貳俵

但持高貳拾七石 家内七人暮

粟壹俵

一 粳壹俵

但持高拾貳石余 家内五人暮

粟壹俵

一 粳壹俵

但持高拾石 家内六人暮

一 粳壹俵

粟壹俵

同組 組頭 重 郎 右 衛 門

第二章 天保度の諸政策

五四九

但持高拾石 家内六人暮

一 稻壹俵

粟壹俵

但持高拾石 家内五人暮

一 稻壹俵

粟壹俵

但持高九石 家内七人暮

一 稻貳俵

粟壹俵

但持高拾八石 家内九人暮

一 稻壹俵

稗壹俵

但持高拾壹石 家内八人暮

一 稻壹俵

一 稻壹俵

一 稻壹俵

一 稻壹俵

百姓 佐 右 衛 門

百姓 嘉 右 衛 門

儀 兵 衛

長 右 衛 門

市 郎 左 衛 門

德 右 衛 門

喜 右 衛 門

佐 助

佐 八

庄 助

佐 平 次

與 次 右 衛 門

五 右 衛 門

長田幾之助知行所

同村 名主 祐 右 衛 門

同組 組頭 長 左 衛 門

同組 組頭 利 左 衛 門

一 稻壹俵
一 稻壹俵
一 稻壹俵
一 稻壹俵
一 稻壹俵

稻貳拾貳俵

小以 粟 九俵
稗 壹俵

一 稻三俵

粟貳俵

但持高三拾石 家内七人暮

一 稻貳俵

稗三俵

但持高三拾九石三斗 家内七人暮

一 稻貳俵

粟壹俵

但持高拾三石余 家内八人暮

一粳壹俵

粟壹俵

但持高拾石 家内拾壹人暮

一粳五俵

粟貳俵

但持高四拾石余 家内八人暮

一粳三俵

粟貳俵

但持高三拾四石四斗 家内七人暮

一粳貳俵

粟壹俵

但持高拾五石 家内七人暮

一粳貳俵

粟壹俵

但持高貳拾石 家内拾人暮

一粳壹俵

同組 組頭 傳 兵 衛

百姓 友 藏

宗 吉

四郎 左衛門

甚右 衛門

四郎 兵衛

粟壹俵

但持高九石三斗 家内^虫□人暮

一粳壹俵

粟壹俵

但持高拾四石五斗 家内七人暮

一粳壹俵

粟壹俵

但持高拾石貳斗 家内六人暮

一粳壹俵

粟壹俵

但持高拾石 家内三人暮

一粳貳俵

粟壹俵

但持高拾五石 家内七人暮

一粳壹俵

粟壹俵

但持高六石八斗余 家内七人暮

重 藏

長 介

平左 衛門

榮 藏

七左 衛門

一 粃壹俵

麥壹俵

但持高八石 家内

一 粃貳俵

粟壹俵

但持高拾八石 家内九人暮

一 粃壹俵

一 粃壹俵

一 粃壹俵

一 粃壹俵

一 粃壹俵

一 粃壹俵

一 粃壹俵

一 粃壹俵

一 粃壹俵

粟 拾七俵
粃 拾九俵

四郎右衛門

五五四

傳三郎

佐兵衛

作兵衛

主計

宇右衛門

清四郎

惣右衛門

久右衛門

幸助

喜兵衛

小以 稗 三俵
麥 壹俵

一 粃貳俵

粟壹俵

但持高拾七石貳斗 家内八人暮

一 粃五俵

粟貳俵

但持高四拾八石 家内拾壹人暮

一 粃五俵

粟貳俵

但持高四拾壹石 家内拾人暮

一 粃壹俵

粟壹俵

但持高拾壹石 家内三人暮

一 粃壹俵

粟壹俵

松浦與一郎知行所

同村 名主 清右衛門

同組 組頭 源六郎

同組 組頭 次郎左衛門

五郎右衛門

源右衛門

但持高拾石 家内貳人暮

一 粳壹俵

小以 粳拾五俵
粟 七俵

一 粳貳俵

稗貳俵

但持高貳拾三石 家内七人暮

一 稗壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

小以 粳四俵
稗三俵

一 粳貳俵

粟壹俵

但持高拾七石五斗 家内九人暮

松右衛門

佐々傳之丞知行所

同村 名主 利右衛門

同組 組頭 藤治郎

久右衛門
市右衛門

富永祐太郎知行所

同村 名主 兵介

一 粳貳俵
粟壹俵

但持高拾六石三斗 家内七人暮

一 粟壹俵

一 粳壹俵

一 粳壹俵

小以 粳七俵
粟貳俵

合 粟三拾八俵
稗拾六俵
麥壹俵

一 持高百拾七石壹斗家内拾貳人暮

一 持高貳拾九石家内九人暮

一 持高三拾石家内七人暮

一 持高拾七石貳斗家内八人暮

一 持高貳拾三石家内七人暮

一 持高拾七石五斗家内九人暮

同組 組頭 喜八

長右衛門
吉左衛門
八五郎

名主 太郎 右衛門

清七郎

祐右衛門

清右衛門

利右衛門

兵介

五五七

菊間村においては各名主の藏に貯藏した。その申請は、

「乍恐以書付奉申上候

上總國市原郡菊間村給名主奉申上候、今般組合村、圍穀可致旨御教諭之趣奉承知、右米穀私所持之土藏江圍穀候様可致旨、村方百姓惣代を以相談有之、雖有御趣意ニ而郷中之爲ニも罷成候間、御差圖次第、私屋鋪内之土藏江預リ圍置差支之義無御座候、此段以書付奉申上候、以上

(前掲名主六名連署)

關東在、御取締御出役

畑井興四郎殿

原戸一郎殿

菊間村においてこれだけの圍穀をなし得たことはかなり上出来であつたと思はれる。「餘豊備凶」なる一寫本には、「天保九戌春以來冷氣之氣候の處、四月天氣續、五月廿八日迄土用前四五日暑に向候處、廿九日土用入、冷氣雨漸、五日(六月)晝々天氣ニ成候得共、暑無之」とあり、氣候はあまり順潮とも思はれない。菊間村は天保十年の「上總壹ヶ國石高村數帳」に依ると千三百五拾四石の村高ではあつたが、相當富有な村であつたと思はれる。

三

上記の菊間村の場合には大體好成績を収めたやうであるが、恐らく全體として見る時にはこの圍穀令が十分に實行されなかつたのではなからうか。天保十三年遠山左衛門尉景元が鳥居甲斐守忠耀と連名して上申せる意見書中に、御府内はいふに及ばず、代官、領主、地頭を督促して圍穀を爲さしめ、非常の用に備へさすべしといつて居り、勘定奉行より圍穀の奨勵を申渡してゐるのを見ても推測出来る(幸田成友「日本經濟史研究」五五〇頁以下)。勿論それらは歸農を目的としたものではあるが、もし以前の命令に依つて農村の圍穀が相當に行なはれてゐたのなら、かうした意見は生じなかつたであらう。

要するに天保八年の圍穀令は凶作の對策として當然當時の社會組織の下においてはなされるべきものではあつたが、法として不備の點が少なくないばかりではなく、當時の農村の疲弊は到底これを實行し得るものでなかつたのである。菊間村外拾三ヶ村からなる八幡村組合において菊間村以外の實例がない。又菊間村の貯穀が後にどうなつたかについては全く不明である。さらにこの圍穀令は夫食と密接な關係があることは上掲の原文に依つても知られるが、未だ十分の資料を得てゐない。それらについては何れも他日を期するより外にない。唯この圍穀令について言及せる論著を、私の知る限りでは、發見し得なかつたから、敢て紹介を試みた次第である。

第二節 天保貸借帳消令

如何なる世の中でも金銀は片寄りがちであり、かつ借りた者は容易に返済し得ないのが常である。經濟状態が行詰つて來ると貸借關係の争ひが多くなつて來る。さうした場合にわが國ではかなり古い時代から貸借帳消令が出てゐる。所謂徳政の一つである。徳川時代においてかういふ場合に多く採用された手段は金銀出入は取捌かぬ、相對にすべしと命じ、法の保護を撤去することであつた。元祿十五年閏八月に、前年末までの金銀貸借訴訟を取上げぬことを令してゐる。さらに又享保四年十一月金銀出入を受理せぬ旨を令し、そのために金融が梗塞する傾向があつたので、同十四年十二月、同年一月以降の分を受理することとした。越えて延享三年二月、四箇年以前の貸借に關する訴訟を受理せざる旨を令してゐる。松平定信の寛政の改革には旗本、御家人を保護するために、棄捐令をさへ發してゐるのであるから、一般の借金に對しても不受理の方針を採つた。この寛政九年九月の法令は貸借關係に對する時の當局の態度を示すものであるから、左に掲げて置く。

〔以下略〕

「延享元年以來之金銀出入、奉行所ニ而取上候儀、同三寅年相渡候以來、已ニ五十年餘、追々金銀出入數多成行候、元來人人相對之上借貸ニ候得ハ、取上裁許ニも不及事ニ候間、是迄之分裁許ハ不申付候、自今出訴之分ハ吟味之上取上、夫々可申付候、尤買掛リ、諸職人作料手間賃等ニ至ル迄同斷之事、(但書略)

一金銀借貸之儀ハ年古儀ニ而も、相互ニ實意を以之應對ニ候得ハ、容易出訴裁許受候にも不及事ニ而候處、返済方も貸方も不實意より多くハ猥ニ及出訴風俗不宜候、此度裁許之限相改候而も、只今迄之借金銀并棄捐可致坏心得候ハ尤不埒之次第ニ而候、又欲心を以事を企、及出入ニ、或ハ全利徳而已ニ抱リ不埒成出訴之類ハ、吟味之上夫々急度管司申付事、(以下略)

金錢貸借は相對づることであるから受理する必要がないといふのは勿論甚だ亂暴である。相互に實意を以つてすれば解決し得るとするのも定信らしい見解である。この態度を以つて臨めば訴訟事件は殆ど皆無とならう。棄捐と心得るのは不埒だといつても、權力の保護がなければ如何ともなし難いものが少なくなかつたらう。事實上棄捐と同じことにならう。後の例に依つても解るやうに一般も棄捐と解釋してゐた。

水野越前守の天保の改革は多くの點において寛政の治に習ふものであつた。貸借帳令においても同様である。ここに當時の金銀出入のある事件の記録がある。丁度天保十四年十二月の貸借帳

消令に相遇したものである。その前後の事情を知る上に多少役に立つし、又幕府は元來私有財産を保護するのかなり努めてゐたのにも拘らず、時に前述の如き矛盾せる態度を採ることがあり、この事件はその變化の状態を知るのにも、よき材料となり得ると思ふから、左にその概略を記して、これに説明を加へたいと思ふ。

二

淺草山之宿六軒町、家持きん、後見同人父喜右衛門は、遠山三郎右衛門知行所、野州都賀郡三拜河岸（又三盃河岸に作る）名主久之進を「松井薪荷物不相渡」旨を以つて天保十四年九月に訴訟した。喜右衛門は本所林町壹丁目において炭薪問屋を營んでゐた。天保十二年十二月に相手久之進の實兄重左衛門（又十左衛門に作る）に船壹艘并薪荷物引當てにて、金三百兩を貸與した。期限は翌十三年五月であつた。その後重左衛門が十四年二月に病死し、その跡式を弟の久之進が引ついだ。借金はその前方から薪荷物にて僅かつ返済してゐたらしい。五月に「引當の内残の分堅木壹萬七千束」を早く積み送るやうに請求したが、一向送つて來ない。それにも拘らず他方には積み出してゐる。これまで入津の薪代金を引き去つても、なほ金百九拾四兩餘滯つてゐることになる。「種々爲掛合候得共、彼是申紛し取敢不申、甚だ難澁仕候間」、訴訟に及ぶ次第であるといふ。

右訴訟の提起されない前に、淺草山之宿六軒町の名主から、八月に三拜河岸村役人宛に訴訟する旨の通知があつた。いふまでもなく當時の訴訟には名主の連印が必要であつたからである。この通知に驚いて何とか妥協策を講ぜんとしてゐる内に喜右衛門の方では、淺草の名主が承諾しなかつたためか、本所林町四丁目、即ち店の方の名主を通じて、阿部遠江守役所へ訴へ出た。阿部遠江守正藏は當時の北の江戸町奉行である。そこで町奉行から三拜河岸村の地頭遠山三郎右衛門に對し、久之進は重右衛門の後跡を確かに相續したのかどうかとの問ひ合せがあつた。これに對する返事は次ぎの如くである。

「右重右衛門病死仕候ニ付、弟久之進江八月九日願之通跡相續、名主役申付候事、右之通御座候」

従つて久之進は重右衛門の債務をも繼承しなければならぬ。勿論當時にあつては限定相續の規定はない。

久之進は出府して喜右衛門に面會せんとしたが、留守で面談し得なかつた。喜右衛門に代つて店支配人喜兵衛が提出した訴狀を受理した北町奉行所は、閏九月廿一日に久之進の出頭を命じた

のであつた。

三

今直ちに裁判の経過を述べる前に、少しく幕府當局の金銀訴訟に對する態度について述べて置きたい。寛政の改革に習はんとする越前守の方針に對し一般に不安を感じてゐたらしく、すでに天保十三年に種々なる改革が實行され出すや、一般に棄捐令を豫期して金融が困難になつて來たらしい。このことは同年九月の世上金銀貸借利足に關する觸書にも見えてゐる。

「此度金銀貸借利足之割合、右之通に相成候上は、以後棄捐等之沙汰も無之儀に付、金主共安心致、貸出、世間之融通無差支様可致候、尤右に付ては返済方も是迄之借金棄捐に可致扱との心得違は致間敷、又貸方も容易に出訴可及筋は有之間敷、諸事寛政九巳年金銀出入之儀に付相達候趣、彌堅相守、精々實意を盡し取引可致候、若右之趣相背、筋義に欠候取斗於有之は、無用捨及吟味、右之廉にて嚴敷咎可申付候」

寛政九年のものといふのは前掲定信のものである。又同じ年の十月に鳥居甲斐守が越前守に提出した「金銀出入取捌之儀ニ付勘辨仕候趣申上候書付」を見ても、當時金融逼迫の状態を窺ふことが出来る。

「近來金銀貸借返済滯勝ニ付、金主共損失を可憫見込を以、高利之貸方致候哉ニ相聞、其上近來融通不宜候ニ付、金銀出入取捌格別嚴重ニ御改革御座候ハ、融通も宜敷相成可申哉」

かくして彼は詳細に借金の種類を分け、嚴重なる所罰を規定せんとした。この甲斐守の意見に對し、阿部遠江守、寺社奉行及び勘定奉行は必ずしも賛意を表さなかつた。彼等は甲斐守の意見書を十二月五日に受取り、再應評議の結果を翌十四年四月に提出してゐる。その要點を抄出すると、

「一昧借金銀之儀ハ素々相對之取引ニ付、及出訴候趣、直ニ嚴重之取計ハ難相成候間、先對談申渡、不行届節ハ日限を極濟方申付、右日限之内不相濟候得ハ、切金ニ爲差出候儀之處、猶濟方不埒之もの共ハ、右廉を以身昧限又ハ其品ニ寄咎をも申付候儀ニ而、……町人とも之儀ハ金銀融通を以、生産を營候儀ニ付、……身昧限金主江爲相渡候とも不得止事次第、殊ニ一旦破滅致し候とも猶又交易利倍之掛引等ニ而身上持立候儀も可相成筋故、町人共取引ハ切金裁許相止、直ニ身昧限申付、強而難儀之節も有之間敷、在方逆も商賣筋之取引ハ同様ニ候得共、多くは農間之餘業ニ付、身昧限申付候得ハ、田畑等賣拂爲相渡候儀ニ候間、……可成丈身昧限ニハ不申付様取計候方ニ可有之、左候通相互之取引ニ而町人百姓と裁許別段ニ相成候も、何分公事之筋ニも有之間敷、彼是差支之筋無之とも難申候得共、……以來百姓町人同士之借金銀出入ハ切金裁許相止、日限濟方之上、直ニ身昧限申付候積改革致し、……」

切金裁許、即ち年賦返還の方法は往々にして金主側の不利となり、時には訴訟費用のみ多くかかり、損失となるが故に、武士の關係するものは別として、庶民の分は身代限り、即ち破産の宣

告を與へることに依つて、金主を保護し、金銀融通の途を自由にしようといふのである。金銀貸借は相對のことであるといふ觀念はここにも現はれてゐるが、前の甲斐守にしても、この遠江守その他の意見にしても、何れもむしろ金主を保護する態度を採用してゐる。従つて天保十四年五月廿五日付を以つて町奉行に與へられた「金銀貸借之儀ニ付御書付」においては大體上述の意見に従つてゐる。唯

「寛政九巳年以來の借金銀ハ是迄之通取上裁許可申付候得共、年古貸借ニ而道ミニ利息を元金ニ結、新規借用又ハ預金等之證文ニ直候類、吟味之上無粉ニおゐてハ、素々不實之取引ニ付向後相對濟申付、奉行所ニ而ハ取扱致間敷候事」といふ簡條はあるけれども、

「借方之者共兎角等閑ニ相心得濟方不涉取故、金主共も利益薄を厭ひ、融通不宜趣相聞候、依之奉行所におゐて吟味之上裁許申付候分、向後切金ニハ不申付、直ニ日限を以濟方申付、埒不明におゐてハ身味限金主江爲相渡候間、金主共彌無懸念、十分ニ取引可致候云云」

と命じたのであるから、明かに債權者保護の方針と見るべきであらう。

四

今問題としてゐる事件は上述の五月廿五日の觸書のあつた同じ年の九月のことである。今九月

廿一日評定所における吟味の様子を被告自身の筆を借りて記すと次ぎの如くである。

「當閏九月廿一日御評定所ニおゐて、惣御奉行様御立會之上、阿部遠江守様御掛り付御吟味奉請候趣、是願人返答方ニおゐても、十左衛門死失ニ付、存生中取引之事故、寢と不相分趣之答方ニ付、何れニも立會之上、勘定取調度旨申しニ付、十左衛門死失たと云て、不調（正の字を消して調と直してある）致ては不相成、篤と當人腹藏ニ落入様取調、差引勘定可致旨、願人江被仰聞候、附而は相續人久之進願人江おそくかはやく可濟旨、急度被仰渡候ニ付、奉畏候と何れも御請いたし相^{二字不明}□□申上候」

右の文面には現はれてゐないが、御吟味方は嶋喜市郎であつた。右の命令に従ひ、被告は同廿四日夜、薬研堀のしがらき屋で双方立會の上元帳を改めたいと掛け合つたが、原告は廿五日「御番所迄御伺之上改寫取」と主張した。御番所は北の奉行所である。廿八日番所において訴答兩者の滞高について意見の一致を見ず、十月二日まで延期を願ひ出て許された。然るに十月朔日に阿部遠江守の役替のため、「吟味筋追而御沙汰之趣」となつた。新任町奉行鍋嶋内匠頭直孝の吟味は十月廿一日と定まつた。しかし吟味役は前任者の時と同じく嶋喜市郎である。

兩者の滞方に對する意見の相違を見ると次ぎの如くなる。原告は金百七拾八兩貳分貳朱と錢百六拾文（この金額は前後多少の差違がある）、これに對し被告は金廿五兩と荷物三千束といふのであるから、原告は承知しない。被告はさらに廿三日まで日延べを願ひ、さらに讓歩して、最

初の證文に擔保として書入れてあつた高瀬舟一艘と荷物千五百束を提供し示談にせんとしたが、原告は承知しない。十月廿三日被告の提出した始末書には右の旨を記した後、左の如く懇願してゐる。

「私義先々奉申上候通、十左衛門存生中、諸々におゐて多分借財有之、困窮必至難澁仕候得共、夫々山元世話人方江も荷物前金貸遣し置候ニ付、只今金子調達方ニ誠難澁仕候ニ付、何卒以御慈悲、私願之通、前書證文ニ書加へ、高瀬舟壹艘、外ニ荷物千五百束相渡、殘金三拾兩期付證文ニ致、其餘者不足勘弁致吳候様、願人方江御理解被仰聞被成下候様、偏ニ奉願上候」

被告に對する當局の態度は、被告が「殊外御聞入宜敷御座候ニ付安心致」と記してゐるに拘らず、さまで好意を示してゐるやうにも思はれない。しかし當局の金銀貸借出入に關する態度はこの頃から漸く變り出したのではないかと思はれる。二十三日に舟引渡しについて原告に難色あり、さらに二十六日に日延べされた。二十六日の様子は被告の手記に依ると次ぎの如くである。

「當廿六日私方より口上ニ而願立之趣、御掛様よりも再應御理解被仰聞候間奉吳候、附而は願人方江慈悲勘弁ニ預、懇談致度旨、懸合および候得共、不承知ニ付、無據右證文ニ書入候河岸株舟内ニ相渡、勘弁願度存候ニ付、何卒以御慈悲右之品願人に相渡度旨申上候處、押而願ニおゐてハ咎メ之上、家財限之裁許申付べき旨被仰聞候ニ付、私方ハ右様ニ成行候而は誠ニ難澁仕候ニ付、何邊ニ懸合可致旨申立、十一月三日迄日延仕候旨申候、」

當局は明かに前掲五月二十五日の觸書の旨をなほ嚴守してゐる。さらに被告の手記には十一月朝（日附なし）認むとして前より幾分讓歩せる條件で願ひの趣が記してあるが、その後は數葉白紙となつてゐる。従つてこの間の消息は全く不明であるが、恐らく被告は種々懇談を試みたものと思はれる。被告は十一月廿一日付を以つて地頭役人宛に左の如き願書を提出してゐる

「乍恐以書付奉申上候

御知行所野州都賀郡三盞河岸名主久之進奉申上候、本所林町壹丁目五人組持店喜右衛門より相懸り候新前金出入、鍋島内匠様御掛島殿吟味中ニ候處、掛合之上願高金百七拾八兩貳分貳朱、銀壹匁七分壹厘之處、内金百兩は當金ニ而相渡候等、内八兩貳分貳朱ト銀壹匁七分壹厘は勘弁致吳、殘金七拾兩は來辰五月晦日限證文仕候等、双方對談行届候間、右之段申上候、且私義は金子調達中來十二月十四日迄立戻歸村奉願上候處、右之願之通被仰付候、就而は前書調達金才覺仕度候間、何卒以御慈悲歸村被仰付被成下置候様願上候」

これに依れば被告は漸次に讓歩し、殆ど原告の申し分通りに服従したものといつてよい。しかし未だ裁判は決定したのではなかつた。十二月十五日まで延期されてゐたのである。その間の記録がないから、番所において如何なる理由で延期したのか解らないが、恐らく金子調達を理由としたのであらう。この間に幕府の態度は一變したのである。

五

裁判が十二月十五日まで延期されてゐたことは、被告にとつては全く幸運であつたといつてよい。この間の事情について、被告自ら記すところを見れば、次ぎの如くである。

「右一件ニ付當月十二月十五日迄ニ御日延御座候間、附而は右對談金之内江金子拾兩外ニ眞木荷物束、堅木雜木迄ノ千四百九拾程手あていたし、代之もの清太、差添人代として藤八兩人右宿江差向遣し、十二月十四日ニ著いたし候處、きゑんの様子有之候ニ付、翌十五日相成候而、御番所江罷出、其上篤と掛合可致旨、喜右衛門方江罷越し掛合候處、當人申様ニ者何れニも後程御腰掛ニ罷出、挨拶可致趣ニ付、其意ニまかせ、御番所罷出相待居候處、當人病氣之趣ヲ以、名主代其外五人組代之もの共參、掛合之上、御白洲江廻り候處、御掛り與力島喜市郎様より、右對談之内何程相渡候哉旨相札ニ付、荷物ばかりニ而凡貳拾兩程と見積り相渡し置候趣申立候處、何れ我等一件之義、今度御觸被仰出候義有之候ニ付、差控之旨被仰付候間、早束宿迄引取居候處、翌十八日ニ御呼出しニ付双方罷出候處、内匠守様白洲ニおゐて御前之御吟味ニ而、今度被仰出候きゑん同様之御觸ニ有之候ニ付、右之趣被仰聞候間、訴答一同承知印形致し、勝手次第ニ歸村、以來者不實なき様相對濟方可致旨被仰聞候へ、代之もの早束引取申候」

即ち十四日は被告自身は出府せずに、代人に金子十兩と荷物とを持たせて、最後の策を講ぜんとしたのであつた。ところが棄捐になるといふ噂を聞いた。この十二月の御觸書が何日發布され

たのか解らないが、「評定所一座申合書」に依れば、「以後出訴之分當十二月十三日迄之貸借之分ハ不取上、同月十四日より之貸借出訴之分ハ取上可申事」とあるのを見れば、すでに十四日には效力を發してゐるわけである。しかし恐らく法文が一般に知れ渡つたのはもつと後れたのであらう。少なくとも十八日にはこれらの人人の間にうすうす知れ渡つてゐたとしても、法文は未だ解つてゐなかつたのであらう。觸書の主文は次ぎの如くである。

「近年以來諸向道、及困窮、可爲難儀ニ付、品品御世話も有之候得共、累年借財多之輩容易ニ勝手向取直出來兼候哉ニ付、今般爲御救、厚キ思召を以、公儀諸御貸附御仕法替之上、藏宿貸出金年賦濟方被仰出候處、世上金銀出入も元來相對貸借ニ候上ハ、取上裁許も不及事ニ候間、只今迄之分、此節を限り裁許不申付、自今貸出候ハ前前之通取上可及裁許候、勿論買掛諸職人作料手間賃等ニ至迄同斷之事

但只今迄取上裁許日限等申付置候分も向後濟方奉行所ニ而取扱間敷候、

法令の趣旨は何處までも金銀貸借は相對のものであるといふ點にあつて、決して返さなくともよいといふのではない。従つて前掲被告の手記の如くに、奉行自身が「今度被仰出候きゑん同様之御觸」などといふべき筈がない。現に同觸書の後段にも「奉行所江出訴不相成を見込、棄捐可致坏と心得、又ハ欲心を以事を巧及出入……いづれも不埒ニ付」と寛政度と同様の文句を記してゐるのだから、奉行の眞の言葉ではあるまい。しかし事實において棄捐でないならば、累年借財